

令和3年2月26日（金曜日）第1号

○議事日程	1 頁
○本日の会議に付した事件	3 頁
○出席議員	3 頁
○欠席議員	3 頁
○説明のため出席した者	3 頁
○職務のため出席した事務局職員	4 頁
○開会宣告	6 頁
○開議宣告	6 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6 頁
○日程第 2 会期の決定	6 頁
○諸般の報告	6 頁
○施政方針	6 頁
○日程第 4 議案第 4号から	
日程第 5 6 議案第 5 6号まで	11 頁
○委員会付託省略の議決	14 頁
○日程第 5 7 常任委員会委員の選任及び	
日程第 5 8 議会運営委員会委員の選任	24 頁
○休会の件	25 頁
○散会宣告	25 頁

令和3年3月3日（水曜日）第2号

○議事日程	27 頁
○本日の会議に付した事件	27 頁
○出席議員	27 頁
○欠席議員	27 頁
○説明のため出席した者	27 頁
○職務のため出席した事務局職員	28 頁
○開議宣告	30 頁
○諸般の報告	30 頁
○日程第 1 代表質問	30 頁
1 2 番 木村慶憲議員	30 頁

20番 伊藤永慈 議員	45頁
○日程第 2 一般質問	54頁
1番 藤森真悦 議員	54頁
7番 黒沼剛 議員	72頁
5番外崎英継 議員	77頁
○散会宣告	86頁

令和3年3月4日（木曜日）第3号

○議事日程	87頁
○本日の会議に付した事件	87頁
○出席議員	87頁
○欠席議員	87頁
○説明のため出席した者	87頁
○職務のため出席した事務局職員	88頁
○開議宣告	89頁
○日程第 1 一般質問	89頁
2番 花田進 議員	89頁
8番 桑田哲明 議員	98頁
6番 寺田幸光 議員	107頁
16番 平山秀直 議員	113頁
○散会宣告	123頁

令和3年3月5日（金曜日）第4号

○議事日程	125頁
○本日の会議に付した事件	125頁
○出席議員	125頁
○欠席議員	125頁
○説明のため出席した者	125頁
○職務のため出席した事務局職員	126頁
○開議宣告	127頁
○日程第 1 議案第 4号から議案第36号まで	127頁
○休会の件	127頁

○散会宣告	128頁
-------	------

令和3年3月15日（月曜日）第5号

○議事日程	129頁
○本日の会議に付した事件	131頁
○出席議員	131頁
○欠席議員	131頁
○説明のため出席した者	131頁
○職務のため出席した事務局職員	132頁
○開議宣告	133頁
○諸般の報告	133頁
○日程第 1 議案第35号及び 日程第 2 議案第36号	133頁
○日程第 3 議案第26号から 日程第 7 議案第30号まで	134頁
○日程第 8 議案第31号から 日程第11 議案第34号まで	138頁
○日程第12 議案第 4号から 日程第33 議案第25号まで	139頁
○日程第34 議案第57号から 日程第36 議案第59号まで	141頁
○委員会付託省略の議決	142頁
○日程第37 発議第 1号	144頁
○委員会付託省略の議決	144頁
○日程第38 発議第 2号	145頁
○委員会付託省略の議決	145頁
○日程第39 発議第 3号	147頁
○委員会付託省略の議決	147頁
○日程第40 総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について から 日程第43 議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について まで	148頁

○市長挨拶・・ 148頁

○閉会宣告・・ 149頁

署名・・ 151頁

参考資料

○議決結果表・・ 153頁

○会期及び日程・・ 157頁

○代表質問通告表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159頁

○一般質問通告表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161頁

○議案付託区分表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 165頁

○予算特別委員長報告資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167頁

## 令和3年五所川原市議会第2回定例会会議録（第1号）

---

### ◎議事日程

令和3年2月26日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針
- 第 4 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市一般会計補正予算（第11号））
- 第 5 議案第 5号 令和2年度五所川原市一般会計補正予算（第12号）
- 第 6 議案第 6号 令和2年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第 7号 令和2年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 8号 令和3年度五所川原市一般会計予算
- 第 9 議案第 9号 令和3年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第10 議案第10号 令和3年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第11 議案第11号 令和3年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第12 議案第12号 令和3年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第13号 令和3年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第14 議案第14号 令和3年度五所川原市高等看護学院特別会計予算
- 第15 議案第15号 令和3年度五所川原市神山財産区特別会計予算
- 第16 議案第16号 令和3年度五所川原市松野木財産区特別会計予算
- 第17 議案第17号 令和3年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算
- 第18 議案第18号 令和3年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第19 議案第19号 令和3年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算
- 第20 議案第20号 令和3年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第21 議案第21号 令和3年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第22 議案第22号 令和3年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第23 議案第23号 令和3年度五所川原市水道事業会計予算

- 第24 議案第24号 令和3年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第25 議案第25号 令和3年度五所川原市下水道事業会計予算
- 第26 議案第26号 五所川原市手話言語条例の制定について
- 第27 議案第27号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第28号 五所川原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第29号 五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第30号 五所川原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第31号 市道路線の認定について
- 第32 議案第32号 市道路線の認定について
- 第33 議案第33号 市道路線の認定について
- 第34 議案第34号 市道路線の認定について
- 第35 議案第35号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第36 議案第36号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第37 議案第37号 農業委員会委員の任命について
- 第38 議案第38号 農業委員会委員の任命について
- 第39 議案第39号 農業委員会委員の任命について
- 第40 議案第40号 農業委員会委員の任命について
- 第41 議案第41号 農業委員会委員の任命について
- 第42 議案第42号 農業委員会委員の任命について
- 第43 議案第43号 農業委員会委員の任命について
- 第44 議案第44号 農業委員会委員の任命について
- 第45 議案第45号 農業委員会委員の任命について
- 第46 議案第46号 農業委員会委員の任命について
- 第47 議案第47号 農業委員会委員の任命について
- 第48 議案第48号 農業委員会委員の任命について

- 第49 議案第49号 農業委員会委員の任命について  
第50 議案第50号 農業委員会委員の任命について  
第51 議案第51号 農業委員会委員の任命について  
第52 議案第52号 農業委員会委員の任命について  
第53 議案第53号 農業委員会委員の任命について  
第54 議案第54号 農業委員会委員の任命について  
第55 議案第55号 農業委員会委員の任命について  
第56 議案第56号 農業委員会委員の任命について  
第57 常任委員会委員の選任  
第58 議会運営委員会委員の選任
- 

◎本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

◎出席議員（22名）

1番 藤森真悦 議員	2番 花田進 議員
3番 高橋美奈 議員	4番 磯邊勇司 議員
5番 外崎英継 議員	6番 寺田幸光 議員
7番 黒沼剛 議員	8番 桑田哲明 議員
9番 山田善治 議員	10番 鳴海初男 議員
11番 松本和春 議員	12番 木村慶憲 議員
13番 成田和美 議員	14番 吉岡良浩 議員
15番 秋元洋子 議員	16番 平山秀直 議員
17番 三潟春樹 議員	18番 木村博 議員
19番 山口孝夫 議員	20番 伊藤永慈 議員
21番 木村清一 議員	22番 加藤磐 議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝

総務部長	飯塚祐喜
財政部長	櫛引和雄
民生部長	佐々木秀文
福祉部長	藤元泰志
経済部長	三橋大輔
建設部長	川浪治
上下水道部長	三和不二義
会計管理者	岩川和雄
教育長	長尾孝紀
教育部長	夏坂泰寛
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	阿部徹也
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	有馬敦
農業委員会会長 職務代理者	長尾信彦
農業委員会理事・ 事務局長事務取扱	浅利寿夫
総務課長	竹内拓人
財政課長	佐々木崇人
市民課長	鳴海新一
福祉政策課長	伊藤一二三
農林水産課長	一戸武二
土木課長	古川清彦
経営管理課長	太田泰弘
教育総務課長	永山大介

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 長谷川 哲



次長・議会総務  
係長事務取扱

山 本 弘 隆

◎開会宣告

○磯邊勇司議長 おはようございます。ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより令和3年五所川原市議会第2回定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○磯邊勇司議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○磯邊勇司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番、高橋美奈議員、5番、外崎英継議員、6番、寺田幸光議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○磯邊勇司議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月15日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○磯邊勇司議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第3号及び報告第4号の2件の報告がありました。また、監査委員より例月現金出納検査の結果報告がありました。これらにつきましては、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

---

◎施政方針

○磯邊勇司議長 日程第3、施政方針を議題といたします。

市長より施政方針の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和3年五所川原市議会第2回定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本方針について、所信の一端を申し述べます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、市民生活や地域経済は非常に大きな打撃を受け、これまでに経験したことのない困難に見舞われており、今もなお、予断を許さない状況が続いております。

一方で、コロナ禍の中にあっても、若い世代が五所川原を元気にしようと奮闘する姿は、非常に頼もしく、今後の市の明るい未来を期待させるものであります。

このような中、市民の皆様の安全・安心な生活を確保し、まちに再び活気を取り戻すためには、これまでの事業を抜本的に見直し、今、何が必要か、変えるべきものは変える、何を変えるべきか、しっかり見極めつつ、柔軟な発想と市民目線をもって市政を運営していくことが必要と考えます。

令和3年度の予算は、この難局を乗り越えるため、前例や既成概念にとらわれることのない特別な予算といたしましたので、まず、その概要について申し述べます。

令和3年度一般会計予算の総額は、303億5,500万円となり、令和2年度当初予算比で5億6,800万円、1.8%の減と、過去10年で最低の予算規模といたしました。

社会保障関係費が年々増加し、公債費も高止まりである一方、歳入においては、人口減少に伴う市税及び普通交付税の減少傾向に加え、コロナ禍での市税の一層の減収が予想されております。

一方で、財政調整基金残高については、全ての事業を精査し、不要不急の歳出抑制を図った結果、前年度同期と比べ約4億900万円多い9億1,000万円となったものの、いまだ残高の目安とされる標準財政規模10%には及ばず、依然として厳しい財政状況となっております。

このような状況ではありますが、引き続き、行財政改革を強く推し進めながら、真に必要な施策については、補正予算も視野に入れ、迅速かつ柔軟に実施してまいります。

続いて、令和3年度における主要な施策について申し述べます。初めに、最重要施策として位置づける3つの取組についてです。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症対策であります。

現在、この感染症の拡大防止策として、ワクチンの接種体制を構築することが急務となっております。市では、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室を設置し、庁

内の体制を整えるとともに、西北五医師会等と連携しながら、市民の皆様へのワクチン接種がより円滑に実施できるよう、相談窓口の設置や予約方法等の構築も含め整えてまいります。

2つ目は、子育てや市民生活への支援策であります。

まず、子育て支援策であります。学校給食費や中学生までの子どもの医療費の完全無償化を引き続き実施するほか、4月からの3か年においては、当市で生まれる全ての新生児に給付金を支給するなど、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

また、子育て支援課内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、市内の全ての子供とその家庭及び妊産婦等に対し、専門的な相談や訪問等による継続的な支援を行ってまいります。

このほかにも、子育て世代の妊娠・出産・育児を切れ目なく支援するため、子育て支援アプリを活用した事業を4月から開始し、育児情報を適時提供するとともに、オンライン相談の体制を整備するなど、子育て世代に寄り添った施策を展開し、「子育てするなら五所川原市で」と実感できる環境づくりを進めてまいります。

また、コロナ禍では、様々な理由で苦しむ市民の増加も懸念されることから、相談体制の強化や、高齢者が孤立せずに活発に地域で生活が送れるよう支援するなど、誰一人として取り残すことなく、安心して暮らせる社会の実現に全力を尽くしてまいります。

3つ目は、地域経済の活性化策であります。

5月には、新金木庁舎が開庁いたします。金木地域にお住まいの方の生活に密着したより身近で使いやすい庁舎として、地域行政の拠点機能、防災機能の強化を図ってまいります。また、金木観光物産館は、地域の特産品直売施設として、令和4年4月のリニューアルオープンに向けて準備を進めてまいります。新金木庁舎と併せ、新たな金木地域の顔として、観光客のみならず地域住民が気軽に立ち寄り、生きがいやなりわいが創出される施設として整備することで、地域の活性化につなげてまいります。

また、より地域に密着した行政サービスを提供できるよう、金木・市浦総合支所の体制を強化するとともに、新たに地域おこし協力隊を採用し、金木・市浦地域の地域振興や商品開発などに携わることで両地域の活性化を図ってまいります。

続いて、総合計画の6つの施策の大綱に沿って、主な取組を申し上げます。

初めに、「地域の強みを生かす産業・賑わいづくり」についてであります。

この地域の基幹産業は農業であります。地域全体の活性化を考える上では、次代を担う農業者の育成・確保や農地利用の効率化、農業者の所得の向上を目指すことが重要であります。これまでに引き続き、生産者の方々が意欲を持って農業経営に参画できるよ

う、担い手農家に対する農地の利用集積や、農家所得の安定化に向けた複合経営の推進、新規就農者への経営確立に向けた支援を行うほか、市独自の支援策として航空防除組合や転作組合への支援を強化してまいります。

さらに、スマート農業など魅力ある農業の推進に加え、地域おこし協力隊制度を活用し、六次産業化経営モデルとなる隊員を確保する取組や、長年の懸案事項である稲わらの焼却については、新年度から重点地区を設定し、焼却防止に取り組むほか、稲わらを有効活用した産業を創出するなど、より地域の環境に配慮した施策を展開してまいります。

雇用対策については、新型コロナウイルス感染症の影響により、地元就職を希望する学生が増えていると言われております。商工会議所や五所川原地区ものづくり連絡会等と連携を取り、市内の高等学校や東北能開大青森校に対する事業者からの情報発信の機会を充実させるなど、若者の定住促進を図ってまいります。

次に「地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくり」についてであります。

健康長寿のまちづくりを進めるためには、市民一人一人が健康に対する意識や教養を高め、健康的な生活習慣を身につけることが大切であります。引き続き、働き盛り世代を中心として、特定健康診査やがん検診の受診率向上を図ることで、がん・生活習慣病の早期発見・早期治療につなげ、平均寿命と健康寿命の延伸に取り組むほか、市浦地区における健康維持増進施設の整備にも着手いたします。

また、認知症対策として、認知症ケアパスの充実や、家族を支援するためのツールとして、県内初の取組である、QRコードシール「どこシル」を見守りが必要な方に配布するなど、高齢者やその家族が安心して暮らせる社会の実現に取り組んでまいります。

次に、「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」についてであります。

学校教育においては、GIGAスクール構想実現のため整備されたICTの積極的な活用を促すとともに、指導者用デジタル教科書を導入し、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスによって、児童生徒と教員の力を最大限に引き出してまいります。

加えて、ALT体制を強化し、国際理解教育及び外国語教育の充実を図るとともに、適応指導教室を、広域化利用に合わせて新年度から五所川原市教育支援センターに改め、不登校児童生徒の学習機会の確保をより一層充実してまいります。

また、学校トイレの洋式化や空調設備の整備、金木小学校の大規模改修など、安全・安心な教育環境の整備についても計画的に取り組んでまいります。

文化振興策については、令和3年度が五所川原市名誉市民である伊藤正規氏没後10年

を迎えることから、地域の偉人をたたえるとともに偉業を子供たちに伝えるため、立佞武多の館美術展示ギャラリーにおいて、絵画展を開催するなど、地域の魅力を深く知る機会を創出し、地域に対する愛着と誇りの醸成を図ってまいります。

スポーツ振興策としては、小学校期における児童の運動機会の確保・充実を図り、市民の健康の保持増進、体力の向上及び生涯学習スポーツへの基礎づくりにつなげるため、運動部活動の社会体育クラブ化を進めてまいります。

次に、「命と生活を守る安全・安心づくり」についてであります。

今年、東日本大震災から10年の節目の年となります。現在、鶴田町、中泊町と共同で国土強靱化地域計画の策定作業に取り組んでおりますが、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資するよう計画を策定し、より災害に強いまちを目指してまいります。

また、安心した消費生活を送るためには、多様化する消費生活相談に対応できる体制が必要であります。現在、市民学習情報センターに設置している五所川原市消費生活センターを市役所本庁舎に移転し、高齢者等の消費者被害や厳しい経済情勢における多重債務事案の未然防止などについて、積極的に取り組んでまいります。

次に、「快適で質の高い環境・住まいづくり」についてであります。

市民生活の利便性向上や安全・快適な生活環境の整備に向けては、引き続き、市道路線の舗装整備や橋梁の修繕・架け替え、公営住宅の建て替えや上水道施設の耐震化等を計画的に進めるほか、公共交通では、人口減少に対応したまちづくりに向け、引き続き市民生活の移動手段の確保に努めてまいります。

最後に、「共にすすめる持続可能なまちづくり」についてであります。

持続可能なまちづくりを進めるには、地域のあらゆる主体が知恵と力を合わせて、課題に向き合うことが大切であります。まちづくりの主体である市民活動を活性化し、よりよいパートナーシップの構築による市民協働の取組を推進するとともに、人口減少地域における生活機能の向上を図るため、地域の生活を支える組織の設立とその活動を支援してまいります。

また、国では今年秋頃に、デジタル庁を創設し、行政サービスのデジタル化を着実に進めていくこととしております。

当市においても、デジタル時代を見据えた組織体制の充実・強化を図るため、新たに、情報管理室を、デジタル行政推進課に格上げし、行政事務の効率化による生産性の向上と、電子申請をはじめとした各種行政手続きのオンライン化等を推進し、市民生活の利便性の向上に努めてまいります。

以上、令和3年度のスタートを迎えるに当たっての所信の一端と主な施策等について申し述べました。

依然として予断を許さない新型コロナウイルス感染症ではありますが、様々な自粛を強いられる生活は今もなお続いております。

誤った認識や情報によって、感染者やその家族などが、誹謗中傷や不当な扱いなどを受けることがないように、寛容な心と思いやりで、冷静な判断を持って行動していただくよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。「市民一人ひとりが夢と希望を持ち、いきいきと仕事と暮らしができる五所川原市」、「自分のライフスタイルを選択し、幸せを実感できる五所川原市」を実現するため、全力で市政を運営してまいりますので、市民の皆様と議員各位におかれましては、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

---

◎日程第 4 議案第 4号から

日程第56 議案第56号まで

○磯邊勇司議長 次に、日程第4、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてから日程第56、議案第56号 農業委員会委員の任命についてまでの53件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、令和3年五所川原市議会第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第4号は、専決処分の承認を求めることについてであります。令和2年度五所川原市一般会計補正予算（第11号）を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第5号は、令和2年度五所川原市一般会計補正予算（第12号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億355万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ394億3,507万6,000円とするものであります。

議案第6号は、令和2年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,185万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,911万9,000円とするものであります。

議案第7号は、令和2年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で

あります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億707万7,000円とするものであります。

議案第8号は、令和3年度五所川原市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303億5,500万円とするものであります。

議案第9号は、令和3年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,673万8,000円とするものであります。

議案第10号は、令和3年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,784万6,000円とするものであります。

議案第11号は、令和3年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,952万2,000円とするものであります。

議案第12号は、令和3年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,535万7,000円とするものであります。

議案第13号は、令和3年度五所川原市介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,982万1,000円とするものであります。

議案第14号は、令和3年度五所川原市高等看護学院特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億74万9,000円とするものであります。

議案第15号は、令和3年度五所川原市神山財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16万7,000円とするものであります。

議案第16号は、令和3年度五所川原市松野木財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9万6,000円とするものであります。

議案第17号は、令和3年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9万6,000円とするものであります。

議案第18号は、令和3年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33万8,000円とするものであります。

議案第19号は、令和3年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14万2,000円とするものであります。

議案第20号は、令和3年度五所川原市相内財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112万8,000円とするものであります。

議案第21号は、令和3年度五所川原市脇元財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130万円とするものであります。



議案第22号は、令和3年度五所川原市十三財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42万8,000円とするものであります。

議案第23号は、令和3年度五所川原市水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入14億9,060万8,000円、支出14億4,131万2,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入4億2,530万1,000円、支出9億4,532万6,000円とするものであります。

議案第24号は、令和3年度五所川原市工業用水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入1億1,351万8,000円、支出1億361万3,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入3,741万7,000円、支出4,379万2,000円とするものであります。

議案第25号は、令和3年度五所川原市下水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入8億7,177万7,000円、支出10億7,882万1,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入6億5,276万円、支出7億4,616万3,000円とするものであります。

議案第26号は、五所川原市手話言語条例の制定についてであります。手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する基本理念等を定めるため提案するものであります。

議案第27号は、五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険料を改めるため提案するものであります。

議案第28号は、五所川原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。居宅介護支援事業所における管理者の要件の特例を定めるほか、当該管理者の要件に係る経過措置を延長するため、提案するものであります。

議案第29号は、五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第30号は、五所川原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に中核市の長が行う研修を修了した者を加えるため、提案するものであります。

議案第31号から議案第34号までの4件は、いずれも市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青

森縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森縣市町村総合事務組合規約の変更についてであります。青森縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森縣市町村総合事務組合規約の変更について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、青森縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森縣市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。青森縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森縣市町村職員退職手当組合規約の変更について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号から議案第56号までの20件は、いずれも農業委員会委員の任命についてであります。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

---

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第37、議案第37号 農業委員会委員の任命についてから日程第56、議案第56号 農業委員会委員の任命についてまでの20件は、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の20件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○磯邊勇司議長 議案第37号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第38号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第39号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第40号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第41号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第42号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第43号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第44号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第45号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第46号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第47号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第48号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第49号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第50号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第51号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 ちょっと質問いたします。

この方の参考資料の略歴と市のホームページに公表されている職業並びに農業経営の状況はどのようになっているか、また内容は本人からの届出になるものか、お伺いいたします。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お答えいたします。

51号の方でありますけれども、議案書の附属のほうについてある部分については、皆さん御覧のとおりですので、説明を割愛させていただきますけれども、ホームページで公表されております委員の推薦及び応募の状況の職業並びに農業経営の状況について、読み上げをさせていただきたいと思っております。氏名、相馬孝雄、年齢、52、性別、男、職業、会社員及び農業、経歴、平成27年3月28日から現在まで五所川原市農業委員、農業経営の状況、水稲2.0ヘクタール、認定農業者の該当・非該当については非該当であります。応募の理由ですが、地域農地の集積、集約化の推進。若手担い手の育成及び交流。それから最後に、農地利用最適化推進委員への応募については、なしということで公表をさせていただきます。これについては、基本的には本人からの届出を基にしておりますけれども、その後調査、確認をして作成したものでございます。

○磯邊勇司議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 今の説明、資料の中には略歴、平成15年4月から現在に至るまで農業従事者と。ホームページの応募の状況については、職業が会社員並びに農業と。経営の状況については、水稲2ヘクタールというふうになっています。この方は、当該田畑を数年前から他人に貸しており、農業に従事している形跡がないと聞き及んでおります。農業経営の状況、水稲2.0ヘクタールも、この田んぼは水が来なくて、数年前よりも大分前から転作田にしているというふうに聞いてございます。法律では、農業に従事していることが条件とかなっていません、会社員でもいいです。農業に対する識見があれ

ばいいというふうになってございます。この方の転作田、事実を把握しているか。これが事実と異なるということになれば、虚偽記載に当たらないか確認いたします。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お答えいたします。

農業委員会で保有しております農家台帳、こちら世帯ごとに整理をされてございますけれども、こちらの台帳を議案第51号の方について調べますと、田の所有自作地が2万131平米でございまして、貸借関係はございませんでしたので、議案及びホームページとも虚偽記載に当たらないものと認識しております。

また、議員おっしゃいますように、貸し借りの関係といたしますか、作業をほかの人にさせているとか、あるいは転作をしているというような御指摘があったようですがけれども、仮に世帯責任者の判断で作業を他人に委ね、また作目が水稻以外であったとしても、前者のほうにつきましては主宰権、農業経営をコントロールするという権限でありますけれども、主宰権を有する経営者として農業に従事していると評価することができますし、後者についても地目が田となっている場合、直近の作目が水稻以外のものをつけてあっても、本作である水稻と記入することは妥当なことと考えられます。このことは、他の候補者とほとんど変わることはないものではないかと認識しておりますので、先ほど申し上げたとおり、虚偽の記載には当たらないものと認識しております。

以上です。

○磯邊勇司議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 水稻と言っている、何をつけてもいいと。ただ、ほかの候補者の中身を見れば非常に詳しく、トマトとかズッキーニとか、そういうの書いています。本人の状況ももう少し詳しく、水稻もしくは転作田であるとか書くべきであったのかなと、私はそういうふうに認識しています。

今、部長のほうから、相対の貸し借りであることから、経営内容までは把握していない、本人の申告を信じるしかないんだというふうな答弁でありました。相対であるから、農業委員会に経営農地があり、主宰権は農地世帯に属している。よって、農業経営世帯であると判断したとありました。主宰権の話ありましたけれども、農業委員会を通さないうで貸し借りした場合、いわゆる相対、主宰権は土地を所有する世帯にあると。よって、貸した世帯の職業は農業経営も成り立つというふうな説明でありました。逆を言えば、農業委員会を通して貸し借りした場合は、主宰権は借りた側に移ると。よって、貸主のほうは農業経営、農業者でもなくなると。私非常におかしいと思うんです。どちらも貸してしまっている。確かに主宰権を有するのは、農業委員会を通さないうで相対で貸して



いれば、主宰権はあるでしょう。しかし、主宰権があるから農業経営世帯である、農業者であるというのは、非常に無理のあるこじつけというふうに私は認識します。どちらの貸し借りのパターンでも、現にこの方の場合、当該田畑は貸しており、農業に従事していないのに農業従事が現在に至るといふふうに記載されていること、また農業経営の状況に水稲2ヘクタールと記載されているが、実際は水稲の作付が行われていない実態、極めて重要な問題だといふふうに私認識します。非常に疑義が残る案件です。

以上で質疑を終わります。

○磯邊勇司議長 外崎議員、いいですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は21名であります。

念のため申し上げます。

議案第51号について同意することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始いたします。

(投票)

○磯邊勇司議長 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成11票

反対10票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は同意されました。投票状況をディスプレイにて表示します。

---

議案第51号を可とする議員の氏名

1 番 藤 森 真 悦 議員	2 番 花 田 進 議員
7 番 黒 沼 剛 議員	8 番 桑 田 哲 明 議員
9 番 山 田 善 治 議員	10 番 鳴 海 初 男 議員
18 番 木 村 博 議員	19 番 山 口 孝 夫 議員
20 番 伊 藤 永 慈 議員	21 番 木 村 清 一 議員
22 番 加 藤 磐 議員	

否とする議員の氏名

3 番 高 橋 美 奈 議員	5 番 外 崎 英 継 議員
6 番 寺 田 幸 光 議員	11 番 松 本 和 春 議員
12 番 木 村 慶 憲 議員	13 番 成 田 和 美 議員
14 番 吉 岡 良 浩 議員	15 番 秋 元 洋 子 議員
16 番 平 山 秀 直 議員	17 番 三 瀨 春 樹 議員

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第52号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第53号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第54号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第55号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第55号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は同意されました。

---

○磯邊勇司議長 次に、議案第56号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第56号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は同意されました。

---

◎日程第57 常任委員会委員の選任及び

日程第58 議会運営委員会委員の選任

○磯邊勇司議長 次に、日程第57、常任委員会委員の選任及び日程第58、議会運営委員会委員の選任を一括議題といたします。

本件については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議長の指名を事務局長に朗読させます。

○長谷川 哲議会事務局長 議長の指名を朗読いたします。

総務常任委員会委員に

6番 寺田幸光 議員	8番 桑田哲明 議員
9番 山田善治 議員	10番 鳴海初男 議員
13番 成田和美 議員	14番 吉岡良浩 議員
15番 秋元洋子 議員	19番 山口孝夫 議員

民生文教常任委員会委員に

1番 藤森真悦 議員	3番 高橋美奈 議員
11番 松本和春 議員	12番 木村慶憲 議員
16番 平山秀直 議員	18番 木村博 議員
20番 伊藤永慈 議員	

経済建設常任委員会委員に

2番 花田進 議員	4番 磯邊勇司 議員
5番 外崎英継 議員	7番 黒沼剛 議員
17番 三潟春樹 議員	21番 木村清一 議員
22番 加藤磐 議員	

議会運営委員会委員に

10番 鳴海初男 議員	11番 松本和春 議員
12番 木村慶憲 議員	13番 成田和美 議員
17番 三潟春樹 議員	20番 伊藤永慈 議員
21番 木村清一 議員	

以上でございます。

○磯邊勇司議長 ただいま事務局長が朗読したとおり、各常任委員会及び議会運営委員会の委員に指名いたします。

なお、各常任委員会及び議会運営委員会は、本日の会議終了後、直ちに委員会を開催し、正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

---

◎休会の件

○磯邊勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。3月1日及び2日の両日は議案熟考のため休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、3月1日及び2日の両日は休会することに決しました。

なお、2月27日及び28日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は3月3日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○磯邊勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前11時07分散会

令和3年五所川原市議会第2回定例会会議録（第2号）

---

◎議事日程

令和3年3月3日（水）午前10時開議

第1 代表質問（2人）

至誠公明会 木村 慶憲 議員

新政会 伊藤 永慈 議員

第2 一般質問（3人）

1番 藤森 真悦 議員

7番 黒沼 剛 議員

5番 外崎 英継 議員

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（22名）

1番 藤森 真悦 議員	2番 花田 進 議員
3番 高橋 美奈 議員	4番 磯邊 勇司 議員
5番 外崎 英継 議員	6番 寺田 幸光 議員
7番 黒沼 剛 議員	8番 桑田 哲明 議員
9番 山田 善治 議員	10番 鳴海 初男 議員
11番 松本 和春 議員	12番 木村 慶憲 議員
13番 成田 和美 議員	14番 吉岡 良浩 議員
15番 秋元 洋子 議員	16番 平山 秀直 議員
17番 三淵 春樹 議員	18番 木村 博 議員
19番 山口 孝夫 議員	20番 伊藤 永慈 議員
21番 木村 清一 議員	22番 加藤 馨 議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（27名）

市 長 佐々木 孝 昌

副市長	一戸治孝
総務部長	飯塚祐喜
財政部長	櫛引和雄
民生部長	佐々木秀文
福祉部長	藤元泰志
経済部長	三橋大輔
建設部長	川浪治
上下水道部長	三和不二義
会計管理者	岩川和雄
教育長	長尾孝紀
教育部長	夏坂泰寛
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
選挙管理委員会 事務局長	阿部徹也
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	有馬敦
農業委員会会長 職務代理者	長尾信彦
農業委員会理事・ 事務局長事務取扱	浅利寿夫
総務課長	竹内拓人
財政課長	佐々木崇人
健康推進課長	松山明央
福祉政策課長	伊藤一二三
農林水産課長	一戸武二
土木課長	古川清彦
経営管理課長	太田泰弘
教育総務課長	永山大介
社会教育課長	大沢丈徳

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長  
次長・議会総務  
係長事務取扱

長谷川 哲  
山 本 弘 隆



---

◎開議宣告

○磯邊勇司議長 議場の皆さん、改めておはようございます。議事に入る前に傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

---

◎諸般の報告

○磯邊勇司議長 この際、御報告をいたします。

去る2月26日の本会議終了後に開催されました各常任委員会及び議会運営委員会の組織会において、総務常任委員会では委員長に成田和美議員、副委員長に山田善治議員、民生文教常任委員会では委員長に松本和春議員、副委員長に伊藤永慈議員、経済建設常任委員会では委員長に木村清一議員、副委員長に外崎英継議員、議会運営委員会では委員長に三瀨春樹議員、副委員長に鳴海初男議員がそれぞれ互選されましたので、御報告をいたします。

---

◎日程第1 代表質問

○磯邊勇司議長 日程第1、代表質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、至誠公明会、木村慶憲議員の質問を許可いたします。12番、木村慶憲議員。

○12番 木村慶憲議員 おはようございます。至誠公明会の木村慶憲です。新型コロナウイルス感染症が1年有余過ぎましたけれども、いまだ終息しておりません。その中で、お亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げますとともに、いまだ療養中の皆様には、お見舞いと一日も早い御回復を願っております。また、医療関係者の皆様には、感謝の意を表するものであります。

ようやく県内において、先月2月22日より医療従事者に対しての新型コロナウイルスワクチンの先行接種が始まりました。政府においては、順次4月頃から国民へのワクチン接種を実施する基本方針が示されました。それを踏まえて、私ども至誠公明会では、

市民へのワクチン接種の円滑な接種体制の構築、市民生活維持のための支援、事業者への事業継続支援等の第二次緊急要望書を2月24日に佐々木市長宛てに提出いたしました。どうぞ市長には、速やかに御検討、実施いただくようお願い申し上げ、会派を代表して質問に入らせていただきます。

2月26日、今回の本会議の冒頭で、市長より令和3年度施政方針が表明されましたが、大変失礼でございますけれども、その中身について、具体的な部分が示されていませんでしたので、その辺を踏まえた質問になりますので、よろしく願いいたします。

まず、質問の第1点目でございます。市長の政治姿勢についてであります。佐々木市長の施政方針ですが、国の制度に基づく事業、扶助費や医療費、子供の医療費無償化分は除く事業や、国、県の施策である事業、各方面全てにおいてですが、その事業が大半であって、地域振興のための独自施策が乏し過ぎる傾向が見受けられます。

例えば従来の政策の名称を変えただけ、単に廃止、縮小しただけとか、加えて事業の廃止、縮小の判断基準は、今年度を含めた実績額のみを根拠にしているものが多い傾向にあります。真に必要な施策であると判断して開始した事業であるならば、利用率アップに向けた事業に踏み込んで見直す必要があります。単なる縮小、廃止では、今までの投資も無駄になると思います。

令和2年度は、コロナ禍で社会的、経済的に大きな影響を受けた年であります。異常値である令和2年度の数字を見て予算を組んでいるとすれば、コロナ後の当市の経済復興にとって、大きな災いとなると思います。

次に、最重要施策の子育て支援策について伺います。4月からの3か年においては、当市で生まれる全ての新生児に給付金を支給すると表明されましたが、なぜ3か年なのでしょう。子供の出生が少なければ、ほかの事業と同じで、縮小、廃止するのでしょうか。また、給付金の金額は幾らになるのでしょうか。この事業については、市単独予算か、または国、県からの補助金があるのでしょうか。あった場合は、補助率はどれぐらいになるのか。事業の継続性や3か年で区切る理由や、補助金がある場合、五所川原市単独の負担はどれぐらいになるのか、お示しいただきたいと思います。

コロナ禍で、様々な理由で苦しむ市民に対する相談体制の強化とありますが、具体的にはどこの担当課で行うのか。「様々な理由で」とあることから、個別の課では対応は困難と思われませんが、広範な理由に対応できる新たな担当部署を設けるのですか。

次に、5月に開庁する新金木庁舎についてでございます。金木地域にお住まいの方の生活に密着した、より身近で使いやすい庁舎として地域行政の拠点機能、防災機能の強化を図るとのことでしたが、今まで本庁で行っていた機能を金木庁舎または市浦庁舎に

も持っていくのか、拠点機能、防災機能の強化とは具体的に何を行うのか伺いたいです。

次に、金木観光物産館についてでございます。生きがいやなりわいが創出される施設として整備するということでしたが、農産物などは当然季節の制約を受けます。生きがいやなりわいを創出するということは、季節にとらわれず、安定的に生きがいや収入が確保できるということだと思えます。その基点となる生きがいやなりわいが創出される施設とは、具体的にどういうことをイメージしているのでしょうか。

次に、総合計画の6つの施策の大綱の取組について。地域の強みを生かす産業、にぎわいづくり、これは大変重要な施策であり、ぜひ推進してほしいと思えます。しかし、六次産業化経営モデルとなる隊員を確保する取組など、全く具体性を欠く取組となっています。適任だと思われる人材を確保できるめどがついているのか、また人材が確保できなかつたらどうするのか、懸案事項を何かしら丸投げしようとしている気がします。例えばつがる市で行っている冬のメロン事業などのように、新たに事業に取り組みないと、農業全体の活性化につながらないのではないのでしょうか。

次に、雇用対策についてでございます。雇用対策については、「新型コロナウイルス感染症の影響により、地元就職を希望する学生が増えていると言われており」とあるが、経営者の方々の意見によれば、全くそういう状況ではないということです。方針そのものの中身が全くないように感じます。施政方針で政策として掲げるのであれば、それなりの根拠があると思えます。その根拠を数字で説明してほしいと思えます。地元就職を増やすためには、地元における経済活性化が重要であります。経済活性化につながる当市の様々な事業が廃止、縮小している状況では、当市の経済活性化は望めないのではないかとと思うんですが、いかがでしょうか。

次に、適応指導教室の広域化利用でございます。適応指導教室は、不登校の子供さんの対応だと認識しております。広域化利用とは、圏域内の他の市町村からのニーズなどがあるのでしょうか。また、適応指導教室を五所川原市教育支援センターに改めるとありますが、名前を変えるだけではないのでしょうか。機能やサービスの追加などはあるのでしょうか。

次に、学校トイレの洋式化や空調設備の整備、これは国の施策であり、当然必要な事業であります。どこの自治体でも行っています。当市として、子供たちのためにどういう工夫、事業を行うのが重要であると思えますが、そういう事業は今後考えられておられるのでしょうか。

次に、五所川原市名誉市民である伊藤正規氏没後10年美術展示ギャラリーについてでございます。これは、有料になるのでしょうか、無料ですか。従来であれば、高校生以

下に対しては無料、大人は有料となると思いますが、伊藤正規氏は名誉市民でもあることから、趣旨からしても五所川原市民に対しては無料で行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、公共交通について、市民の移動手段の確保については、五所川原全域における各地区で隔たりがあるのが現状です。五所川原地区にあっては、120円バス運行地域以外には交通難民が多い状況です。そのギャップを埋めるために行われたのが予約型乗合タクシー事業ですが、来年度は予算を大幅にカットされ、事業が縮小されます。知らない人との乗り合いの抵抗など、様々な理由があってなかなか乗合タクシー事業、思うような結果を出していないように見受けられます。しかし、このままでは旧五所川原の住民はますます生活における利便性が低下する状況です。移動手段については、範囲の広い旧五所川原が市浦、金木地区よりも長い傾向があるとされております。交通弱者がどうしても旧五所川原市民とそのほかの地区では格差があると考えるのは私だけでしょうか。

次に、質問の大きな2点目でございます。事業の優先順位と財源の確保について、命と生活を守る安全、安心づくりについて、旧市役所解体について伺います。近隣の自治体と国土強靱化地域計画の策定に取り組んでいるとのこと、これは重要なことでもあります。いざ災害となれば、つがる総合病院がけが人や病人を受け入れることになり、重要な役割を担うこととなります。佐々木市長は、市長就任直後に市役所旧庁舎の解体設計を中止しております。あのとき事業を中止していなければ、もう既に市役所旧庁舎はなくなっていたはずであります。また、跡地の利用計画も進行していたやもしれません。

建物の経年劣化は加速度的に進行します。また、使っていないことによって、劣化現象の状況も分かりません。せんだってマスコミのほうの記者発表ございました。解体は、2022年度に行うとのことですが、その間でも大きな地震が発生すれば、地震により倒壊する可能性があります。災害となれば、つがる総合病院がけが人や病人を受け入れることにより、重要な役割を担うことになるはずですが、しかし、病院に近接する場所に耐震基準を満たしていない旧市役所が存在していることは、大きな問題であります。本来であれば、既に解体されているはずである旧市役所が、危険な状態で放置されているのは、2018年度に既に発注されている解体工事の基本設計を佐々木市長が就任直後解約されたことに端を発します。

佐々木市長が、2018年7月9日に就任して、7月10日に解体工事設計委託業者に解約の連絡があったことから、その当時市長の公約である行財政改革の見せしめとして延期されたと考えられます。そうであれば、市民の命を守るつがる総合病院を長い間危険な

状態にしておいて、解体に対して市の負担も大きくしているということになります。施政方針において、命と生活を守る安全、安心づくりを掲げておりますが、その内容は全く異なるものと思います。この件について質問いたします。

それから、2018年度の解体事業を廃止した理由、また解体に関わる国交省、旧庁舎の土手側の一部は国交省の管轄だということでお聞きしております。解体に関わる国交省との協議は進んでいるのか伺います。

次に、観光振興についてでございます。今回の施政方針において、ほとんど取り上げられていない観光についてでございます。昨年の立佞武多は、コロナの影響で残念ながら開催されませんでした。しかし、全国的に注目を集める祭りとなって、その開催は市の経済活性化に大きな貢献をしております。今回の予算措置で、祭り開催補助金が2割程度減額されているその理由を伺います。

以上、第1回目の質問といたします。質問が多岐にわたっておりますので、簡単明瞭によりよく御答弁をお願い申し上げます。

○磯邊勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 改めて、おはようございます。本当に最後の木村議員の多岐にわたる御質問、ありがとうございます。

まず、私からは、令和3年度の施政方針についての総括的なことを述べさせていただいて、詳細については担当部長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。ただ、行財政改革は、一言申し上げれば、やはり聖域のない行財政改革をしないと、五所川原の今の財政状況は、当然議員の方々も御存じのとおり、非常に厳しい財政状況にありますので、その辺の行財政改革については、見せしめとか、そういう感覚ではなく、あくまでも聖域のない形でやるべきことが私は行財政改革だと思っておりますので、その辺だけは答弁の前に木村議員にも御理解いただくようお願いを申し上げます。

ただいま木村議員から、子宝祝金などの子育て支援策や金木観光物産館のリニューアルをはじめとする市の活性化策、さらには今後の公共交通の課題に至るまで、本当に多岐にわたって御質問いただきましてありがとうございました。

令和3年度は、施政方針でも申し上げましたとおり、コロナ禍にあっても市民の皆様方の安全、安心な生活を確保し、真に必要なとされる事業に集中して取り組むことが必要と考えており、新型コロナ対策をしっかりと行うことを前提に、子育てや市民生活への支援策、地域経済の活性化策を最重点に取り組む所存であります。

まず、子育てや市民生活への支援策についてですが、小中学校までの給食費あるいは

中学校までの子供の医療費の完全無償化を継続してやらせていただきたいと思いますし、4月からの3年間においては、全ての新生児に給付金を支給するなど、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子育てに関する支援拠点の設置やアプリを活用した事業を開催するなど、子育て世代に寄り添った施策を展開しております。まさに五所川原市の総合計画にありますように、若者の定住、そして「子育てするなら五所川原市で」と、このことが実感できるような環境をつくることに邁進するつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、地域経済の活性化策についてですが、金木新庁舎の開庁をはじめ、令和4年4月には金木観光物産館を地場産品直売施設としてリニューアルオープンし、当該地区一帯を新たな金木の地域の顔として、観光客のみならず、地域住民が気軽に立ち寄り、生きがいやなりわいが創出される場として整備することで、地域の活性化につなげてまいります。

また、お話にありました公共交通につきましては、市はもちろん圏域の人口が減少し高齢化が進行することが見込まれる中、安心して住み続けられる地域社会を実現するためには、地域公共交通の充実に向けた取組が必要不可欠であります。当市の最重要課題の一つであると認識していることから、市民が利用しやすい交通体系の構築を図ってまいります。

その他御質問があった事業の詳細については、先ほども申し上げましたけれども、担当部長から答弁をさせますが、どの項目も大変実際難しい懸案事項であります。例えば今リニューアルオープンに向けて改装する金木の物産館、地域のなりわい、第一次産業を中心とした活性化策をしております。ただ、しかし残念ながら、今の金木の中心街は、非常にポテンシャルが低くなっています。やはりもっともっと地域の人たちがこの施設を利用することによって、積極的に地域の人が参画をして、自分たちの力で地域を盛り上げようというようなことをこれからこの1年かけて、ハードではなくやっぱりソフト面でしっかりとやっていきたいと思っておりますし、そして先ほどの議員からありました地域おこし協力隊、これも実際めどがあるのかと言われれば、それはやはりこちらとしては、国の制度を利用して頭数をそろえるのではなく、きちっと戦略を立てて、その戦略に見合う人材が全国から応募されたときに初めて採用されるんであって、それを丸投げしてどうのこうのではなく、外部からそういう方々を招いて、一緒に地域の人たちとやっていくと。そうすることによって、地域の人たちが井の中のカワズにならないで、外部の人間の、外部の人の感覚、意見、そしてスキルを少しでも学んでいただきたいという思いであります。

あと、公共交通については、先ほど予算を削ったと。その予算の削った内容については、当然担当部長からお話をさせていただきますけれども、ただやはりこの地域の中で、人口減少が当然進んでおります。市浦、金木のみならず、五所川原でいくと毘沙門地域、あとはその付近の高齢化率が50%をもう超えています。そういう状況の中で、公共交通というものをどうやって確立するかということは、非常に至難の業だと思っております。ですから、地域にある全ての公共交通と言われる例えば青ナンバーのみで対応が多分できなくなるだろうと。例えば有償運送にしろ、もしかすれば教育委員会と話をしてスクールバスの利用も考えながら、全ての地域における運送手段を使ってこの公共交通を確立しないと、生まれ育った場所で住み続けられるということはなかなか難しくなってくるので、この点についてはやはり市民の皆さんの理解と、今日ここにおられる議員の皆様方の理解と協力なくしてできないと思っておりますので、その辺お願い申し上げて、私からの答弁に代えさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○磯邊勇司議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 子宝祝金について御説明いたします。

現在第3子以降の出生に対して支給しており、市の単独事業として実施してございます。現下の新型コロナウイルス感染症による影響が様々感じられる状況におきましては、これから子供が欲しいと考えている皆様の中にも、先行きが見えづらいことに対する漠然とした不安、それから雇用や収入の減少などに関する心配など、少なからず不安を抱いている方が多いものと思われまますので、その不安を少しでも和らげる子育て世帯への経済的支援策として、令和3年度から令和5年度までの3か年においては、第1子及び第2子の出生についても支給の対象として、当市で生まれる全ての新生児に子宝祝金を支給するものでございます。

ただいま申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症による影響につきましては、その回復に2年から3年の月日を要することも考えられますので、市といたしましてもその間の経済的支援策といたしまして、子宝祝金の支給対象拡大を令和5年度まで継続することとしたものでございます。

なお、給付金の額ですが、出生時1人につき10万円、年間で2,500万円を見込んでおります。内訳としましては、第1子、第2子が200人、第3子以降が50人を見込んでございます。

続きまして、生活困窮者自立支援事業についてお答えいたします。今後生活保護に至るおそれがある人で自立が見込まれる人を対象に、困り事に係る相談に応じ、安定した

生活に向けて就労支援、それから住居確保給付金の支援を行っております。

なお、この事業ですけれども、福祉政策課で現在行っております。高齢者に係る相談につきましては地域包括支援センターが行っておりますし、生活保護に関する相談については保護福祉課が行っております。いずれも福祉部でございます。やはり一元化するのはなかなか難しいので、今後もこの体制を堅持していきたいと考えてございます。

なお、福祉政策課では、自立相談支援窓口相談支援員を1名配置し、専門的に包括的な支援や相談業務を担っているほか、主任相談支援員として社会福祉士資格を有する経験豊富な職員に兼務させ、相談業務に対応しております。

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮した方がさらに増加することが予想されることから、相談員のみならず、市社会福祉協議会と連携を図りながら、懇切かつ丁寧な対応をしております。

以上です。

○磯邊勇司議長 総務部長。

○飯塚祐喜総務部長 新金木庁舎の地域行政の拠点機能、防災機能の強化についてお答えいたします。

最初に、地域行政の拠点機能に関しては、住民サービスの向上と事務の効率化を図るため、金木商工会と伊藤忠吉記念図書館を新金木庁舎内に配置し、住民生活に密着したより使いやすい身近な庁舎としています。

あわせて、新庁舎を現地建て替えし、1階に休憩所としてラウンジを配置することにより、選挙があるときは期日前投票所として利用できるほか、庁舎周辺に近接している観光資源の休憩所として利用できますので、来庁者ばかりでなく、観光客の利便性の向上が図られるものでございます。

また、防災機能に関しては、防災行政無線のデジタル化に合わせて市民へ情報伝達を行うための放送室を庁舎内に設置するほか、非常用発電機の設置により、停電時にも3日間の電源の確保ができるようにするとともに、2階会議室には災害時の対策会議に使用できる大型プロジェクター設備を備えるなど、金木地域の災害対策本部としての機能を発揮できるようにしてございます。さらに、2階に畳敷きの集会室を配置しており、金木地域のコミュニティ機能の強化も図ってございます。

あわせて、金木及び市浦総合支所の体制強化についてお答えいたします。当市においては、合併以降旧3市町村が担ってきた業務を本庁に集約することで行政運営の効率化を図ると同時に、両地域の住民の利便性にも配慮しながら、行財政基盤の強化に取り組んできたところでございます。



総合支所では、これまでも金木、市浦両地域の特性に応じた施策を実施してまいりましたが、これまで以上に効果的かつ効率的に実施していくためには、地域を支える総合支所として地域や住民の声に的確に、そして迅速に答えていく必要があると考えてございます。具体的には、道路等の生活インフラや公園の維持管理に関しては、総合支所が自らの裁量で幅広く事業を実施できるよう、体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、総合支所は、様々な地域のニーズに応え、地域振興を推進する行政の拠点でございますので、地域住民と互いに顔の見える関係の中で対話を重ね、協力しながら協働で取り組んでいくことが重要であると考えてございます。そのため、総合支所の組織体制について、事務分担の見直しや予算の移管、人員配置等を効果的に行うことで、地域住民からのニーズに主体的に、よりスピーディーに対応できるよう、体制の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 金木観光物産館のリニューアルで目指すなりわい、生きがいの創出についてお答えをいたします。

リニューアル後の金木観光物産館においては、地域の特色ある農産物や、これらを原材料とした加工食品を地域住民が積極的に生産、出荷することにより、一次産業が基幹産業であるという強みを生かし、なりわいを創出することとしております。

生産者が農産物、加工品などの販売を通じ、作る喜び、売る喜びを感じることで生きがいの創出につながり、このことが農業の生産性及び所得の向上に寄与するものと考えております。

また、御心配いただきました冬期間におきましては、出品する農産物の確保は確かに懸念されますけれども、現在の計画では、リンゴ、葉物野菜、根菜類及び地域伝統の漬物を含む加工品を中心とした品ぞろえを想定しております。商品不足の解消のため、交流のある県外の自治体、生産者団体と相互に仕入れを行うなど、冬期間の体制の構築についても検討し、通年で利用できる、楽しめる施設としてにぎわいを創出するとともに、農業振興による地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、六次産業化の経営モデルとなる隊員の確保のめど、取組内容についてお答えをいたします。まず、取組内容についてですが、当市の特産品であります赤～いりんごの生産量の増大、新商品の開発や販路拡大といった振興対策、また樹園地の放任園化防止といった農地問題に対応することを目的として、地域おこし協力隊の方には赤～いりんごを農業経営の柱とした六次化経営モデルになっていただき、市内外の農業経験

のない若い世代が当市で就農することに興味を抱くようなPRに資することを狙いとしております。

そのため、当市が赤～いりんごの栽培、加工、保管に係る業務を委託している業者を拠点として、リンゴの栽培技術、管理方法及び経営ノウハウを習得していただきながら加工品の開発に携わっていただき、ふだんの活動内容や当市農業の魅力をSNS等で情報発信できる方を地域おこし協力隊員として募集する予定となっております。

募集に当たっては、総務省の地域おこし協力隊員の地域要件等にも合致するよう、募集方法を工夫し、隊員の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ウィズ、ポストコロナ時代を見据えた雇用対策についてにお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症によります社会不安や地域経済社会への影響によりまして、様々な制限や自粛が続く中、市としては新型コロナウイルス感染症が終息し需要が回復するまで、まずは事業者の事業継続を支え、ひいてはそのことによって地域の雇用と暮らしを守っていく必要があると考えております。

こうした事業者の事業継続については、資金繰りが最も大きな課題となっていることから、現在も著しい減収があるため、飲食業をはじめとする業種に対する感染症防止対策推進応援金の交付を実施しているところでございますけれども、令和3年度につきましても、利子補給や信用保証料補給といった融資関連の資金繰り支援を実施してまいります。

また、関係機関との連携を深め、各種融資制度、雇用維持に係る経費の支援を行う雇用調整助成金、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の持続的発展を図る持続化補助金等の国の支援制度の周知に努めてまいります。

一方、こうした厳しい情勢においても、当市への新たな事業所の立地や生産性の向上へ向けた設備投資を行い、人材確保を目指す事業者もございませうことから、新たな事業所の立地や設備導入に係る各種優遇制度の周知も図ってまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地元就職を希望する学生が増えておりますことから、商工会議所や五所川原地区ものづくり連絡会と連携をし、市内の高等学校等に対する事業者の情報発信の機会を充実させるなど、地元人材の確保による地域経済の活性化及び若者の定住促進を図ってまいります。

いずれにいたしましても、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指して、状況を見極めながら、柔軟に必要な対策を実施してまいります。

○磯邊勇司議長 教育部長。

○夏坂泰寛教育部長 五所川原市教育支援センターについて、従前から強化された点につ

いてお答えします。

これまで当地域では、五所川原市とつがる市が適応指導教室を設置しておりましたが、令和3年4月から、不登校児童生徒の適応指導だけではなく、社会的自立に向けた支援や学習機会を確保するという役割から、五所川原市適応指導教室の名称を五所川原市教育支援センターに変更するとともに、五所川原市、つがる市、鶴田町、中泊町、鱒ヶ沢町、深浦町及び板柳町の2市5町それぞれにおいて教育支援センターを設置し、広域運用するものであります。

広域運用を行うことにより、例えば鱒ヶ沢町から五所川原市へ、また鶴田町からつがる市へといった住所地でない市町の教育支援センターに通うことが可能となり、何らかの要因で登校できない児童生徒に対する支援を充実させ、圏域市町の児童生徒の社会的自立に資するとともに、教育の振興を図ることとしております。

今年度施行ではございますが、広域化ということで実施しております、実際に他町から五所川原市のほうに通学している生徒さんがおります。今後は、広域運用ということで、市町を超えた通学がしやすくなると思いますので、ニーズはあるのではないかと考えてございます。

次に、今後の安全、安心な教育環境の整備についてお答えします。現在教育委員会が管理する学校施設については、そのほとんどで経年劣化による老朽化が進んでおり、安全な教育環境を確保するためには、計画的かつ効率的な管理や改修が必要であります。このため、教育委員会としては、国、県等による学校施設の整備、改修等に対する補助制度などの財政支援を最大限に活用しつつ、緊急的に対策を講じなければならないものや既存の補助制度の対象とならないものであっても必要不可欠であると判断する場合には、市単独での事業実施もいとわずに対応したいと考えます。

次に、伊藤正規氏の絵画展の開催方法についてお答えします。今年没後10年を迎えた当市名誉市民である伊藤正規氏の絵画展の開催方法でございますが、命日である9月4日から12月中旬までの期間で、「伊藤正規画伯没後10年大きな絵画展」と題し、立佞武多の館美術展示ギャラリーにおいて開催を予定しております。

観覧料につきましては、立佞武多の館を管理運営している指定管理者の市観光協会との協議によりまして、これまでも特別展に限り高校生以下を無料として開催しているところでございますが、今回は日展特選2回など、輝かしい実績を持つ伊藤画伯の作品を市民の皆様はじめ、広く市内外の方々に見ていただくためにも、9月4日の命日や文化の日など、無料観覧日を設定できるかどうか、指定管理者と協議、検討してまいります。

○磯邊勇司議長 建設部長。

○川浪 治建設部長 公共交通に関してお答えします。

市内公共交通の再編については、五所川原市地域公共交通網形成計画に基づき、路線バスだけではなく、多様な交通資源を活用しながら市民生活の足の確保に努めているところであります。

五所川原地域では、今年度から地域内路線バスの再編と予約型乗合タクシーの運行を開始したところですが、新年度も継続し、事業の周知や対象地区内の方々の御意見を伺いながら、市民生活の足の確保と利便性の向上に努めてまいります。

令和3年度の当初予算では、運行実績などを基に積算したことで減額計上となっておりますが、今後の利用実績を踏まえて、予算については柔軟に対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市内全域に目を配り、引き続き交通空白エリアの解消と市民が利用しやすい交通体系の構築に向け取り組んでまいります。

○磯邊勇司議長 総務部長。

○飯塚祐喜総務部長 平成30年度に旧庁舎解体事業を廃止した理由についてお答えいたします。

旧庁舎の土地利用計画について、関係各課や隣接地の土地所有者である国土交通省との協議を行うこととしておりましたが、跡地利用計画の決定に相当の日数を要することが見込まれ、解体設計も年度内に完了しないことや、現在進めております金木庁舎の建設事業と並行して旧庁舎の解体計画を進めていくことは、市の財政にとりましても厳しく、事業の実施時期について平準化する必要があると判断したため、事業を廃止したものでございます。

また、国土交通省との協議についてでございますが、旧庁舎解体に係る国土交通省との今後の協議についてでございます。予定としまして、新年度旧庁舎解体計画の概要について一次協議を行い、その後解体設計業務委託を発注し、素案ができた段階で再度協議を行うこととしてございます。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 祭り開催に関する予算の減額についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない状況ではございますけれども、上半期に行われる金木桜まつり、五所川原立佞武多については、一部感染症の影響による事業の見直し、減額を行ったものの、実施の方向で予算を計上しております。

また、開催が延期されるなど、下半期に開催見込みのイベントについては予算化して

おりませんけれども、今後の感染状況と地域経済の動向を注視しながら、補正予算での対応も視野に入れ、開催を検討してまいります。

○磯邊勇司議長 答弁漏れありませんか。

12番、木村慶憲議員。

○12番 木村慶憲議員 多岐にわたる答弁、ありがとうございました。再質問させていただきます。

雇用対策についてでございます。今の答弁にありましたが、雇用対策、もちろん対策については受け入れる側、採用する側の事業予算の確固たる……今年度はコロナ禍において、相当な採用控えがあります。その中で、採用を取り上げてくれるという事業所さん、それに対するやはり助成とか、それは必要でございます。今答弁お聞きしましたけれども、ほとんど助成金においては国の助成金でございます。やはり市の助成金と絡めて、雇用のされる事業所さんを支援していただきたいと思っております。やはり地元の企業を伸ばすことから、ただ雇用対策、お題目でなくて、事業所さんも支援していくんだという両輪でひとつ行っていただきたいと思っております。

次に、公共交通について、市民の移動手段の確保ということで、1回目の質問に関連しての質問になります。これは、昨年12月議会におきまして、当会派の外崎英継議員も質問しておられましたけれども、旧五所川原地区についての特に七和、藻川地区への救急自動車の到着時間が相当数かかっている。安全、安心の確保についてどういう認識を持っておられるのか。市長は、統合予定の金木消防署を残すと決断して、その理由はと答えを求めたら、金木地区の住民の安心、安全を確保するということがその理由でございました。どうか旧五所川原地区におきましても、救急自動車での安心、安全の確保についてどういう御認識を持っておられるか、お聞きしたいと思っております。説明を受けた時点で、ある程度これは消防事務組合の運営に関わりますことなので、当然消防事務組合のほうでの議論にもなると思うんですけれども、答えられる範囲でお答えしていただければと思っております。

それから、観光振興でございます。残念ながら、昨年度立佞武多運行、お祭り、中止になりました。立佞武多も、五所川原市の立佞武多、ようやく五所川原の文化として成長してまいりました。もちろん通年で行うべき祭りは夏祭り、五所川原市の立佞武多祭りでございます。市長、今後立佞武多、五所川原のこのお祭り、市に対して経済の活性化、観光客の誘客のインバウンド、市の地域経済を多大に潤しております。そしてまた、雇用に対しても寄与しております。この立佞武多祭り、通年開催、何かしら隔年開催ないしは3年に1遍でいいんじゃないかというふうなお話がまことしやかに流れておりま

す。その辺確認して、再質問を終わります。

お願いします。

○磯邊勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 私からまずは消防の関係です。消防の関係もせつかくですので、確かに外崎議員から藻川地区、ありました。ただ、金木の場合は、ある意味では救急に関するものが五所川原まで来ざるを得ないと。かなぎ病院ありますけれども、かなぎ病院そのものは救急が難しいと。実際五所川原も、建てたときに4階がICUの病棟になってありますけれども、現実には今救急医がいない、あるいは看護師が不足しているということで、4階が全く機能していない状態です。

ですから、何かあると大学病院あるいは県病に運ぶわけですが、この前ウェブで総務省の副大臣と話をして、五所川原の地域の場合はやはり飛び地も抱えているということで、南北に長い地域で、総務省の消防庁で進めている統合の消防あるいは消防を広域でやるというようなことが出されておりますけれども、やはり地方の地域によっては、それが不可能な地域があるということと、非常に資金がかかると。繰り出しが今市から14億円出ておりますけれども、国の基準でいくと、この五所川原の人口からいくと、国の基準だと8億五、六千万円なんです。実際五所川原市が一部事務組合に出している消防の資金が14億円ということで、非常に財政負担がかかっていることは確かですが、できる限り今を堅持したいというのが私の考え方ですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

あと、立佞武多に関しては、確かに前の議会的时候、藤森議員が佞武多の制作に関しては、毎年制作をしなくていいのではないかとという質問に対して、私のほうもそれは検討に値すると。各年ではなくても、2年に1回もあり得るんじゃないかと。そこまでのやはり柔軟なことも考えてもいいのではないかとということを私が申し述べました。ただ、その答えがどういう具合に歪曲したのか分かりませんが、2年に1回とか3年に1回の開催という形で独り歩き、どういう形で独り歩きしているか分かりませんが、ここでしっかりと議場で議会を通しながら市民の皆様きちっと話をしておかなければならないと思っております。

立佞武多に関しては、五所川原をプロモーションするには、もう既に立佞武多しかないんです。立佞武多なくして、例えば私が県外あるいは台湾へ行って、インバウンドも含めて台湾に行った場合、五所川原をプロモーションする上で、立佞武多をなくして五所川原そのものをプロモーションすることはもう既に無理だと思っております。この立佞武多をプロモーションの最高なツールとして使うことが最大の武器だと思っております。

す。ですので、当然この立佞武多に関しては、毎年8月にしっかりと開催をさせていただきますし、この考え方、認識は、五所川原立佞武多運営委員会においても、当市の考え方と同じ認識を持って進んでいるということをごこの場で申し上げておきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○磯邊勇司議長 答弁ありませんか。

12番、木村慶憲議員。

○12番 木村慶憲議員 3回目の質問をいたします。答弁は必要ございません。

市長は、事業の精査と不要不急の歳出抑制の結果、財調が前年同期と比べて約4億円多い9億1,000万円となったと言われました。基金残高が少ないのは、過去10年間続いた本庁舎やつがる総合病院などが原因で、自ら市長になったから回復したというふうな思いを伝えたいのでしょうか。しかし、実際は、東日本大震災が10年前にありまして、今後この地区で同様な災害が発生したときに、大きな被害が生じるという危機感から、老朽化した各施設を整備してきました。これらの施設を整備するためには、10年間は財政的に苦しむのは我々議員ある程度予想しておりました。それでも、五所川原市民の安心、安全の生活のために整備を行ってきた結果です。

我々議員、ここにいる2期目以上の歴の議員の方たちも、当時の市長の方針に賛同して計画を推進してまいりました。佐々木市長は、実績として基金の回復をアピールしたいのでしょうかけれども、実際のところは、10年後の整備でございました。その当時、市長が市長選に出た頃、皆さん、議員が病院庁舎、病院、それから新市庁舎、消防署、給食センター、それらをやったから金がなくなった、違うでしょう。やらざるを得なかったでしょう。耐用年数、耐震、もう50年近く、四半世紀も暮らしている。いつやるんですか。そのときでしょう。それをやったから金がないなんて、それは皆さんその当時、あの当時の市長に賛同してやったでしょう。それを今さら金がない、それは庁舎をやったからだ、皆さん事業者さんでも業者さんでも、地域経済に多大なる恩恵を与えたでしょう。それは、やっぱり評価してあげないと駄目ですよ。

これからコロナの影響がなくなり、当市にも観光客が来るようになると思います。コロナの影響で受けた様々な経済的ダメージを回復するためには、五所川原独自の事業が必要であります。コロナの影響下にあった昨年の予算を見て、短絡的に事業を縮小、廃止するのではなくて、今までの投資を無駄にしないために、様々工夫をして、効果的な事業に変えていくことが、市長、重要であると思います。

私たち至誠公明会は、今後ともその政策を厳しくチェックさせていただきますので、

よろしく願いいたします。

以上、代表者質問を終わります。

ありがとうございました。

○磯邊勇司議長 以上をもって木村慶憲議員の質問を終了します。

次に、新政会、伊藤永慈議員の質問を許可いたします。20番、伊藤永慈議員。

○20番 伊藤永慈議員 改めて、おはようございます。新政会の伊藤です。令和3年第2回定例会において、通告に従い会派を代表して代表質問いたします。

現在新型コロナ禍により、市民の皆様、子供たちが大変な思いを強いられております。我々議員も、行事の中止や縮小で、活動も狭まっております。また、このことにより、社会のシステムや人々の生活に大きな影響を及ぼし、外出自粛要請により、経済、雇用が不安化する中で、働き方が変わり、教育の在り方も大きな変革が迫られ、こうした観点から、所得や雇用、教育機会の減少により、格差拡大が懸念されております。

このような中、いまだに終息のめどが立たないコロナウイルス感染において、市長の施政方針は、冒頭から市民に対する憂慮から始まり、また具体的施策についても、そのことが反映されていきました。私も同感であります。ワクチン接種は、医療従事者から既に開始されており、この後高齢者や疾患のある方の順で一般市民への接種も開始されることとなります。これは、過去に経験したことがない大事業であります。

ワクチン接種は、国の配分にも関わりますが、交通弱者へのシミュレーションを行い、円滑な接種が行えるよう全力で取り組んで、一日も早く以前のような市民生活を取り戻すことを願っております。

さて、施政方針では、令和3年度一般会計予算、総額は約303億5,000万円となり、前年度比で約5億6,000万円、1.8%減少しており、過去10年で最小規模となっております。理由としては、箱物建設がなくなり、社会保障費の増加、公債費の高止まり、人口減少に伴う税収の減少などが上げられておりました。さらに、今後コロナ禍での市税の減収は避けられないとあり、市長にはこれから大変困難な行財政運営と責任が課せられております。ただ、私はこの非常事態において、今後事業の効率化や箱物を抑え、経済対策など、市民の助かるような市長の手腕が試される機会であると思っています。市民も切に期待しているのではないのでしょうか。

また、財政調整基金残高については、前年度比で約4億円余り多い9億1,000万円とありましたが、好ましい残高の目安は標準財政規模の10%であるとされ、まだそれには及んでいませんが、このコロナ禍で、市税が減少している中、前年度比で4億円余りも積み立てることができたのは、市長、職員の御努力によるものと思っております。



ところが、一方では、この財政調整基金について、積立てより行使を優先すべきとの意見もあることは確かです。しかし、類似団体である十和田市は、2020年度末財政調整基金見込みは28億9,000万円、隣のつがる市は2020年度末で24億5,000万円と比較すると、当市の基金残高は低く、今回のような疫病や近年多発する自然災害などに備えることが大変重要と考えます。このため、10%程度の残高は必要であり、これより不測の事態に対する備えはかなり担保されると考えております。

そんな中でも、「子育てするなら五所川原市で」をキャッチフレーズに、学校給食や中学校までの医療費の完全無償化、新生児への給付金の支給は、経済対策として助成金の役割も果たしていると思います。コロナ禍で収入が減少する子育て支援世代の方々は、大変助かっているとの声を聞いております。

それでは、質問に入ります。1点目の質問です。予算書を見ますと、コロナ禍で事業を抑えたように見えますが、コロナウイルス感染の終息が見えた場合、事務事業の見直しなどがあるのか、今年度の予算の考え方についても詳しくお知らせください。

2点目の質問です。今回の施政方針では、コロナウイルス感染対策について、経済的支援があまり見えませんが、今まで緊急対策で実施した助成金との内容とその件数及び金額をお知らせください。

3点目の質問です。金木観光物産館についてです。今回の施政方針では、地域の特産品直売所施設として、令和4年4月に向けてリニューアルオープンすることになっております。観光客や地域住民が立ち寄る生きがいやなりわいが創出される施設を目指すとありましたが、この金木地区にとっては、地元の農家、商店街の方々の活性化のチャンスでもあります。内容は抽象的ですので、もう少し具体的に、どのような構想と運営をするのか、御説明をお願いします。

4点目の質問です。今年5月に、新金木庁舎が開庁いたします。施政方針では、金木、市浦総合支所の体制について、地域の拠点や防災の機能の強化と商品開発など、両地域の振興、活性化を図るとあります。これらについて、どのように評価し、振興、活性化するのか、またこれに伴う金木、市浦総合支所の体制はどのようになるのか、御答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問といたします。市長及び関係部署の誠意ある答弁をよろしく願いいたします。

○磯邊勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、伊藤議員にお答えします。

先ほど代表質問であったように、木村議員とほぼ最初の予算については述べたとおりで、重複しますので、その分は割愛させていただきますが、よろしいでしょうか。

それで、基本的に今回令和3年度の予算の編成に当たっての考え方ですけれども、まずは補正予算ありきで考えております。当然今回コロナ、これは一つの大きな試練ですし、災害時と同じと私は思っております。ですから、令和2年もそうですけれども、令和3年度は平時ではないということを基本的に考えて、やはり1年間の市の施策、基本的に行政でいきますと、地方自治法で定められているように、総計予算主義であったり、あるいは会計年度主義、その1年間で実行する予定の予算を全て盛り込んで当初予算をつくるのが原則です。しかし、この現状下の中で、不要不急のものをやはり精査する、これはある意味では一度やることによって、アフターコロナのときも、これは私は生きてくると思います。ただ、その中で、補正を組むことを前提としながらこの予算を組んでいる。ですから、これから早い時期に補正を組んで、このコロナに対する、困窮者に対する例えば対策、あるいはコロナが終息に向かったことを確認して経済対策を取っていくということが必要だと思っております。

例えば国では、今年の5月に特別定額給付金10万円、全国民に配りました。でも、結果的にかかったお金が12兆8,000億円なんです。この12兆8,000億円の実際の経済効果、これ内閣府では7兆円という具合に見ております。でも、民間の三菱総研でいくと、3割弱の経済効果しかなかったと。それは、何でそういう数字になるかということ、この10万円を給付することによって、預貯金を約23%から25%押し上げているのが現実なんです。ということは、1兆2,000億円のお金がそのうちの2割5分から3割は預貯金で押し上げていく。ですから、私としては、予算の組み方としては、そういう組み方。

そして、これからの経済対策としては、どのタイミングでどういうことをするか。それは、経済対策だからといって、市内の業者に対する助成金を出すとかではなく、私が今現在このコロナの中で、今の給付金10万円もそうですけれども、本当に困っている方にしっかりと支援が届くような考え方をしたいと思っております。それは、100%は無理だと思います。現実に私困っていません、コロナの中でも。何も変わっていません。職員も何も変わっていません。仕事は忙しくなっているかも分かりませんが、経済的には何も困っていません。ですから、本当に経済的に、生活に困窮している方に手を差し伸べることが行政のセーフティーネットであり、それをやることによって間違いなくその方々はその支援を使うんです。使わざるを得なくなるんです。それで、私は地域の経済は回っていくと思っております。ですから、これから飲食店に対して、プレミアム商品券、プレミアム食事券、現実にそれはお金があるから買えるんです。困窮者は買えないんです。

でも、今必要なのはそこなんです。ですから、今の現在のコロナ禍にある場合の考え方とコロナの終息を見据えたときに地域を活性化するものと、やはり両方立てて考えていかなければならないと思っています。

いろいろ出てきましたけれども、あともう一点、金木の物産館、これは先ほど木村議員にも申し述べさせていただきましたけれども、ある意味でハードのものはできるんです。ハードができるんですけれども、それをもってオーケーではないんです。それを運営するための組織はどうあるべきか。そして、その中に入って来る人たちがどうあるべきかというものをいろんな形で地域の中で発信をしています。例えば地域の団体あるいは地域の住民協議会、そして婦人会の方々にもいろんな話をして、できる限り多くの金木の住民の方々、ひいては五所川原市内あるいは市浦の方々も含めて、その中で自分たちで作った野菜あるいは庭先で作った野菜でもいいんです。金木の方々の女性は、やはり漬物にしろ、例えばササ餅にしろ、すごくいろんなものを作っている方がいるんです。そういうものをなりわいコーナーみたいなものをつくって、それによってその方々が生きがいを持っている、そしてその方々がいるからこそ人が集まってくるんです。

今現在金木の中心地の中に、そのような施設というのは実際ないんです。ですから、観光施設でありながら地域のなりわい、地域のコミュニティを中心とした建物にしたいと。そして、観光客が来たとき、当然お土産のコーナーもありますけれども、そこに来たときに、地域のそういうなりわいとか、地域のお母さん方とか、そういうものに触れ合うことによって、私は観光に来て地域の人間と触れ合ったときに本当のよさを感じていただく、そういうような施設にしたいと思っています。

そして、木村議員にも言いましたけれども、なかなかこれはソフト面、非常に難しいです。多分私の1期中の仕事の中で、これが一番難しい仕事だと思っています。でも、この仕事を地域の住民の方々、そして特に金木から選出されている6人ここにいます。その議員の方々のやはり知恵と、そしてバックアップする協力体制というものをこの場でお願いをして、これが地域の活性化の最大のやはり分岐点になっていくと思いますので、その辺を御理解していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○磯邊勇司議長 答弁、経済部長。

○三橋大輔経済部長 答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による地域経済の対策として、これまで実施してきた事業の内容と実績についてというお尋ねございました。令和3年度向けには、市長から今後の方針について述べられたとおりでございますので、私のほうからは、これまで行って

きた事業について若干詳しく申し上げたいと思います。

これまで市が実施してきた主な地域経済対策でありますけれども、まず農林水産分野から申し上げます。現在実施している事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で、令和2年産米の価格が下落し、収入が減少した主食用米の販売農家を支援するため、主食用水稲生産緊急支援対策事業の申請受付を議会の御議決を2月にいただきまして、2月から開始しており、2月25日時点における交付決定済件数は308件、交付決定額は約1,170万円、予算の執行率は33.9%となっております。

次に、完了した事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した施設栽培による花卉等の高収益作物の生産者を対象とした農業経営持続化支援事業を創設いたしましたが、国の持続化給付金との併給ができないことなどから、結果としては交付件数はございませんでした。

続いて、商工、労政分野であります。現在実施している事業といたしましては、昨年の11月から本年1月にかけて感染者のピークを迎えた第3波への対応といたしまして、適切な感染防止対策を実践しながら、なお事業継続に取り組む事業者を支援いたします感染防止対策推進応援金の申請受付を、こちらでも2月に臨時議会で議決をいただきまして、2月から受付を開始しております。この事業の2月25日時点における交付決定件数は144件、交付決定済額は2,880万円、予算の執行率は44.3%となっております。

次に、完了した事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した市内で事業を営む方の事業継続を支援するため、事業継続支援金を交付してまいりました。この事業の最終的な件数は1,109件、交付決定額は2億2,250万円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上げが減少したテナント事業者に、地代、家賃の負担を軽減することを目的に、月額家賃の6か月相当分を給付する地域家賃支援給付金を交付してまいりました。この事業の最終的な件数は90件、交付決定額は2,296万8,000円となっております。

その他の経済対策といたしましては、五所川原商工会議所青年部が中心となったごしょがわらGENKIプロジェクトへの支援やプレミアム食事券の発行への補助等を実施してまいりました。

最後に、観光物産分野につきましては、地域の観光需要回復を図ることを目的に、やっぴまれ！ごしょがわらGENKIまつりと称し、大型立佞武多の出陣をオンラインで配信したほか、飲食店の消費喚起のため、五所川原バル街、ごしょがわら845酒等のイベント主催者へ補助金を交付してまいりました。これら事業の2月25日時点における交付

決定件数は6件、交付決定額は1,292万1,000円となっております。現在での予算執行中、決算になったものを含めて、概算で4億6,000万円ほどの事業をこの1年間でコロナの経済対策として実施してまいったということになってございます。

以上です。

○磯邊勇司議長 20番、伊藤永慈議員。

○20番 伊藤永慈議員 答弁ありがとうございました。やっと代表質問らしくなったなど。以前の政権だと、市長がちょっとしゃべって、あと部長クラスがほとんどで、私はこの3月の定例会の代表質問というのは、施政方針と予算に対する考え方とか、だから3月に代表質問を設けていると思っていますので、やはりできるだけ市長の思いというか、そういうのが私は大事だと思っていますので、ああ、やっとよくなったなど、今感想です。

それでは、再質問いたします。1点目の予算の考え方と今後の対応について、コロナウイルス感染の終息のめどが立たない以上、非常に難しいと思います。しかし、この地域経済は、持続することで精いっぱいです。今後は、何らかの施策を全部署挙げて早急に補正予算で対応することを要望して、これは終わります。

2点目の今後の経済支援について。経済支援として今まで水稻生産緊急支援対策事業、事業継続支援金、家賃支援給付金、感染防止対策推進金と、今行っている事業を合計すると1,657件、金額は約4億6,000万円、これに含まれますが、ほかに食事券の発行やイベントの2件に補助金を出してきたわけですが、まだまだ支援は必要であります。施政方針では、コロナ禍で様々な理由で苦しむ市民のために相談窓口を設け、誰一人として取り残すことなく安心して暮らせる社会とあります。市長、経済対策にかかわらず、先ほど答弁ございました、生活困窮者など、あらゆる分野を含めて、4億円の地方創生臨時交付金を速急に活用すべきではありませんか。苦しんでいる市民に、一日も早く手を差し伸べていただきたい。答弁をお願いします。

3点目、金木観光物産館の運営について。金木地域にとって、活性化のチャンスであります。市長の思いは分かりました。公募を行い、指定管理を選定するとの答弁です。市が経営コンサルティングアドバイザーといろいろ協議、検証して調査した内容を踏まえ、なりわいとしての農産物の直売所とするとありますが、これから基本構想を定めて、農産物直売所を核としていくわけですが、基本構想の案があるのであれば、答弁をよろしくお願いいたします。

4点目の金木、市浦総合支所について。合併後、金木、市浦総合支所の業務を本庁に集約して、行政運営の効率化を図って現在に至るわけですが、今までによいことも悪い

ところも分かってきたと思います。私も市民から、いろいろな相談、要望を受けます。小さなことは、その都度支所にお願ひし相談しました。物によってはすぐに実行して下さることもあれば、本庁の承諾や予算がない、などの理由でできないこともありました。今年度から支所体制を強化するのであれば、支所の権限、役割、予算の増額、また芦野公園の管理も支所管理されることから、その人員の増加などをして、市民からの要望と災害や緊急を要するとき敏速な対応を金木、市浦総合支所でできるような体制を要望し、この質問を終わります。

以上、再質問といたします。

○磯邊勇司議長 答弁、市長。

○佐々木孝昌市長 何点かありましたけれども、金木観光物産館の基本構想案については、後ほど経済部長のほうから必要であれば答弁をさせたいと思います。

私のほうから、まずは伊藤議員から言われた、今後の対策についてであります。今現在国から来ている地方創生臨時交付金の残高は約4億円です。それをどういう具合にこれからコロナ対策として使っていくかという基本的な考え方を述べさせていただきますけれども、これは至誠公明会からも要望という形で出ていますけれども、まずは市民生活の維持のために支援が必要だと。その中で、やはり生活困窮者に対するまずは自立支援、そして先ほども福祉部長から述べましたけれども、相談件数がこれから増えるということで、専門相談員を増設をして、相談にしっかりと対応するという体制、そして最終的には、生活困窮しているという言い方が正しいのかどうか分かりませんが、所得がやはり低いという方々、そしてそういう方々で子育てしている方々に対してどういう具合に支援をしていくかということが、私は今現在このコロナ禍にある中では一番大事なことだと思っております。

その中で、考え方的一端とすれば、非課税世帯というのは結構五所川原多いんです。そして、児童扶養手当受給世帯というものは、やはりこれも六百何世帯があります、現実に。そして、この非課税世帯の方は、やはり高齢世帯であったり、もしも職業を持っていたとしても、多分非正規雇用なんです、非課税ということは。普通の一般の正規雇用ですと、非課税ということは当然ありませんので、この世帯と、そしてこの中の子育て世代に対して、どういう具合に生活を支援していくかと。これは、早急に考えて、今現在指示をして、設計図はつくらせております。できれば早い時期に議員の皆様方に御提案を申し上げて、経済対策というよりは、まずはここの部分、先ほど申しましたけれども、ここの部分にしっかりと支援をすることによって、これも一つのある意味では私は経済対策になると思っております。

そして、先ほど言ったように、今ワクチンが進んでいくと、8月に立佞武多が開催されるという可能性は高くなってくると思っています。そのときに経済支援対策をしたい。そのとき、やはり観光客が来たり、市民の皆様方、祭りに参加すると。そのときに、やはり五所川原は飲食のまちですので、飲食がにぎわっていないと活性化しないんです。そして、考え方とすれば、このコロナ禍の1年の中で、万やむを得ず飲食店を廃業しなくても休業している方もいると思います。当然そういう休業している方々が、コロナが終息したときに、しっかりもう一回立ち上がっていただくような支援策ができないものかということも今経済部の商工労政課のほうに考えてくれという話をしておりますので、今現在のウィズコロナの対策とアフターコロナが見えたときの対策を両方立ててこの4億円を有効に使って対策を取っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

あと、私のほうからもう一点、金木、市浦の総合支所の強化、まさに伊藤議員がはつきり言っておっしゃったとおりです。この考え方は、私も就任してから住民懇談会を市浦、金木、そして市内でしっかりやらさせていただきました。五所川原でこういう話は出ないんですけれども、特に市浦では毎回毎回、要は支所に相談して、自分たちができることを一緒になってやはり地域を振興することをしたいという話が必ず出ます。ですから、地域にある総合支所が、地域住民と一緒にやって地域をつくっていく。これから人口減少社会の中であって、行政がどうあるべきかと言われたときに、必ずうたい文句出てくるのは、住民との協働社会をつくっていくんだということがうたわれていますけれども、五所川原の場合は、金木、市浦の総合支所がそれだけの権限と機能を持たせて、地域住民に近いやはり総合支所だけではなく、住民と一緒に協働社会をつくっていくためには、それ相応の状況をつくってあげないと私はできないと思っています。ただ、来年度から、一気にいろんなものを変えていくというのはなかなか難しいと思いますけれども、でもやはり段階を踏みながら、状況を見ながら、しっかりと総合支所の強化をしていきたいし、そして総合支所の職員も、ある意味では気概を持って職務に当たっていただくように、私のほうからもしっかりこれから一緒になってやっていきたいと思っていますので、その辺御理解お願ひいたします。

○磯邊勇司議長 答弁願ひます。経済部長。

○三橋大輔経済部長 金木観光物産館の大規模改修に関する基本構想案についての御質問ございましたので、お答えをさせていただきます。

令和2年4月から休業中の金木観光物産館は、平成11年7月のオープン以来、20年余りの長きにわたり太宰治記念館「斜陽館」並びに津軽三味線会館の来訪者を中心に土産

品販売、郷土料理の提供等を行ってまいりました。地域住民の皆様に支えられた施設でもありましたが、近年の観光ニーズの多様化もあり、年々入り込み客数が落ち込む中ではありましたが、指定管理者をはじめ、関係各位の御尽力の下、営業を継続してまいりました。

本市では、団体旅行からアフターコロナ時代の少人数での観光業態の変化への対応を見据え、本施設を観光客、土産品中心の店から農産物、地域住民中心の店に業態転換を図ることを検討しているところであります。また、単なる業態転換にとどまらず、地域住民のなりわいづくりと利便性の向上を図り、観光客に対しても地域の魅力が広く発信される施設、地域活性化の拠点となる施設とするなど、地域課題の解決を図ることも目標として掲げているところです。

このような経緯と目的で、金木観光物産館を大規模改修するため、基本構想案を取りまとめ、年度内には案が取れてしっかりした基本構想となり、いよいよ本格的に改修のほうを進めてまいります。

よろしく申し上げます。

○磯邊勇司議長 20番、伊藤永慈議員。

○20番 伊藤永慈議員 ありがとうございます。

最後の質問です。2点目の4億円の地方創生臨時交付金の活用について、困窮者への対策を指示しているということでありましたので、一日も早く支援していただければと思います。特に生活困窮者は、本当に困っていると思います。どうかよろしく、本当に早く、速急をお願いしたいと思います。

次に、3点目の金木観光物産館について。これから基本構想を基に、いろいろな団体や審議会などで市民の意見を吸い上げ、協議していくと思います。あくまでメインは地元だと思いますが、直売所だけでは限りがあり、隣接する直売所との違いを出すことも大事で、まして観光客も多い場所であるため、太宰の「津軽」の小説にあやかり、太宰が小説で津軽を訪れた場所のものをコーナーの一角で販売することはどうでしょうか。また、サンプルを置いて、産地直送販売など、これについてはJAさんにも参加してもらうことも必要と思います。

私は、今回道の駅や直売所の話をよく聞くと、特に海産物の人気が高いということでありました。当市は、海も抱えていることから、漁協などにもお願いしたらどうでしょうか。まだまだアイデアは出てくると思います。より多くの方から意見を聞く場を何回も行うことを要望します。

また、実際オープンするとなれば、館長になるか支配人になるのか分かりませんが、



トップに立つ人の販売戦略にかかっていると私は思っています。より吟味して、よい人材をよろしくお願いを申し上げ、にぎわいで地元のみならず、観光客にも人気のある場所になることを期待申し上げて、代表質問を終わります。もし何かあればお願いします。

○磯邊勇司議長 答弁ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

これにて代表質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

---

午後 1時02分 再開

○吉岡良浩副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第2 一般質問

○吉岡良浩副議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告書の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、1番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。1番、藤森真悦議員。

○1番 藤森真悦議員 市民の皆様、そして議場にいらっしゃる皆様、こんにちは。市民の声を聴く会の藤森真悦でございます。令和3年、今年初めての一般質問になります。どうかよろしくお願いいたします。

アメリカのケネディ元大統領、これはすごく古い話になるんですけども、尊敬する日本人は誰ですかという質問がございました。ケネディさん、すぐこう回答しました。上杉鷹山であると。上杉鷹山と言え、なせば成るなさねば成らぬ何事もという言葉が有名です。日本の菅首相です。自助、共助、公助という言葉をよく使います。この言葉、この思想は、上杉鷹山が一番初めに言ったと言われております。佐々木市長も、2月の市の広報、これはコラムの中で、共助という言葉が使われています。豪雪、除雪、住民が力を合わせて、一生懸命取り組んでいただきたいというようなことをおっしゃっていたと思いますけれども、公助という言葉も使われています。公助、市が、行政が市民を助けていく。今回通告の1点目として、市が住民を助けていただく、市民を助けていただ

く公助、市職員の雪かき支援の取組についてまずは御質問します。

本当に豪雪でした。私もすごく要望をいただいて、その中で高齢者の門口除雪、雪が余ってしまって、何も出られないと。デイサービスさ行くにも、車椅子も出せないと、非常に要望をいただいて、私は市に何とかありませんかとお願いしました。今回は、迅速に、非常にスピード感を持って対応していただきました。市長、副市長には非常に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

その取組が始まって、しばらく小康状態が続いたんです。雪が降らない、雨も降って、あれがあのまま毎日10センチ、10センチと積もっていけば、これ人員も限られています。なかなかスムーズにいかなかったのかなと私は思います。例えば町内会、元気な人たくさんいます。もちろんボランティアで雪かきをしている皆さんもたくさんいらっしゃいます。あそこのおばあちゃん、ここのおじいちゃん、私世話になったからやっているんだよとか、本当に若い方たちも一生懸命取り組んでいらっしゃいますけれども、例えば今町内会の予算、非常に増やしてもらっています。例えばこれから町内会の予算でそういう方たちに補助していくであるとか、また市が例えば町内会で除雪隊を組んで、そこに補助金を出していくとか、様々な考え方はあると思うんです、これからの取組として。

そして、今回市の職員の取組の中で、やっぱり課題も出てきているんでしょうし、例えばあそこのすがま落としてければ助かるんだよなとか、やっぱり屋根の雪も一緒に落としてければさっぱりするんだよなとかと、そういう要望もあると思います。ただ、それは市の職員、けがしたら大変ですので、業者さんを紹介するということになるんでしょうけれども、業者さん、ちょっと料金お高かったりします。そこに市が何割か補助していくとか、これから様々な考え方があると思うんですけれども、来年も豪雪の場合は、今回のいわゆる門口除雪の取組をまたやっていただきたいし、課題も出てきていると思います。これから将来に向けて、次の冬、その先を見据えて、どのような取組を五所川原市は考えているのか、まず通告の1点目として御質問したいと思います。

通告の2点目です。青森市に東奥日報のすごく立派なビルがあるんです。3階にNew'sホールというところがありますけれども、12月から1月にかけて、伊藤正規さんの展覧会があつて、私も実際見てきたんですけれども、やっぱり伊藤さんの絵は非常にコロナ禍の中でもあるんですが、ポジティブな、何か勇気をもらえるような色彩で、非常に感銘を受けたんですけれども。それと同時に、奥様の芳子さんの絵も展示していました。奥様の絵というのは、少しトーンが一つ下がるんですけども、私はそれがまた癒やしになって、アートのというか、多面性を持っていて、非常に私も好きなんですけれども、このお二人の絵を見て、改めていいなと。伊藤御夫妻の絵はいいなと感動して帰

ってきたんですけれども、我々の地域、ほかにも名誉市民の方いらっしゃいます。

名誉市民第1号の増田桓一さん、増田病院の院長先生、私非常に尊敬している方でもございます。そして、成田千空さん、俳人、俳句の方でいらっしゃいますけれども、成田さんといえば、私子供の頃、新町の成田書店に行って、お小遣いを握りしめて、成田書店といえばあの平積みの独特な本屋さんですが、その隙を縫って、当時「てれびくん」という雑誌だったと思うんですけれども、買ってしまして、毎月、そして成田千空さんに声をかけていただいた。非常に思い出がございます。成田千空さん、実は今年3月31日で生誕100年の年になるんです。弘前市の郷土文学館では、春から何か100周年の取組あるそうです。ロングランという話も聞いていますけれども、何か先を越されたなというふうに思うんですけれども。

また、津軽鉄道の前社長の三和さんというのは、俳句、非常に一生懸命やられておりました。先日三和さんのお孫さんとお話をする機会があって、その話の流れの中で、実は今年は津軽鉄道で成田千空号をぜひ走らせたいんだよという住民の運動があるそうです。ああ、素敵だなというふうに思いました。五所川原市でも何か生誕100年の取組できないかなと思っております。

そして、来年も実は令和4年、伊藤正規さんの生誕110年の年になるんです。図書館が45周年だそうで、何かコラボレーションのようなものできないか。今年も館のギャラリーでやるんですけれども、何か来年もできないかと。画像をお願いしたいんですけれども、画像をお願いします、すみません。伊藤さんといえば、五所川原の町なか、いろんなところに伊藤さんの絵があるんです。これはオルテンシアのどんちょうですけれども、皆さんこれ見たことあるという方いらっしゃると思うんですけれども、これが伊藤さんの作品です。私近くで今回初めてまじまじと見たんですけれども、当時2,000万円かかったそうです。じゅうたんを厚くしたような材質なんですものね。そして、このオルテンシアの応接室には、実はこの原画があるんです。市民の方、分からない方が結構いらっしゃると思うんですけれども。そして、こちらは中央小学校玄関ロビーです。今回、中央小学校が合計4枚あるんですけれども、校長先生にいろいろと案内をしていただきまして、もちろんソーシャルディスタンスとマスクと消毒をしてちゃんとお話をしてきました。ありがとうございます、校長先生。そして、こちらは五所川原農林高校、もちろん伊藤さんの母校でもあります。これは、職員玄関のすぐそばに大きな絵があるんです。こちら先生に寄贈の経緯をいろいろと教えてもらいました。ありがとうございます。そして、中央公民館も多数あります。この絵が私結構好きで、今回取り上げさせていただきました。商工会議所の会議室にもあれば、中央コミュニティセンターのこれ

は入り口です。バラの特徴的な絵があります。そして、立佞武多の館にも複数あります。画像にはないんですけども、私の母校の五所川原高校の中にも1つあります。非常に五所川原高校の中にあるのも、伊藤さんらしからぬ絵なんですけれども、画像終わってください。ありがとうございます。

このように、伊藤さん非常に町なかたくさん絵があるんです。もったいないじゃないですか。これだけの作品があるということを知らない市民の方が多いんです。例えばお子さんとか家族連れで何か周遊していただくような、週末に、文化の日でもいいですけども、楽しめるようなQRコードとかスタンプラリーを活用した何か楽しめる生誕110年の取組できないかなと思っております。ぜひ成田さんの生誕100年、そして伊藤さんの生誕110年に関してどのような取組ができますか。御質問します。

あともう一点、伊藤さん御夫妻、五所川原市に多数の、すごい数の絵を寄贈されています。改めて何枚ぐらい寄贈されているのか、御質問したいと思います。

通告の3点目に行きます。私は、令和元年第4回定例会の一般質問で、立佞武多の館について質問しています。パンフレットをどうしますかであるとか、有料展示室スクリーンの字幕の問題であるとか、館に行かなければ、そこまで行って手に入れたい商品考えるべきじゃないですかと。市民の意見も入れて、今こそ考えるべきではないですかということを行いました。そして、令和2年第3回の定例会、一般質問で、立佞武多の制作を2年に1回にするべきではないですかと。その余った予算を佞武多師の育成や各運行団体の皆様、寄附金集め困っていますよと。分配する様々な考え方があります。お祭りに関しても、今市民の皆様と一緒に考える時期に来ているのではないですかということを行ったんです。

私何でその質問をしたかということ、一般質問する大分前からですけども、いわゆる制作現場、佞武多師、市の職員の方でもいらっしゃいますけれども、退職するというお話を聞いていたんです。これは、制作現場、館、お祭りに少なからず影響があるんじゃないかと危惧しておりました。だからこそその質問を行ったんです。その後、新聞紙上にも大きく掲載されました。私の周りでも、藤森、何でああいうこと言ったんだと。毎年新作みんな楽しみにしているんだよという方もいれば、藤森さんよく言ってけだと、そういう方もいらっしゃるし、市長も非常に重要な御発言をされていたと思います。

その後です。五所川原市観光協会のほうから、何かしらのアクション、こうしてほしい、こういう話合いがあるとか、こういう提案があるとか、何かしらの動きあったと思うんですけども、その後どのような反応がありましたか。

以上、通告3点に関して理事者側の誠意ある御回答をどうかよろしく願いいたします

す。

○吉岡良浩副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○飯塚祐喜総務部長 市職員の雪かき支援の取組について、来年度に向けた市の課題、改善点、これからの取組についてお答えいたします。

市職員による門口除雪のまず実績でございますが、2月26日までの実施期間中、実際に除雪作業をした件数は、五所川原地域32件、金木地域4件、市浦地域が3件の39件ございました。

これからの課題、改善点及び取組についてでございますが、高齢者の除雪支援については、福祉部の事業でも1時間600円の自己負担で門口除雪の支援をしており、今冬の雪への対応から、委託業者を5者から8者へと増やして事業の充実を図っております。また、町内会においてもボランティアで高齢者等のお宅の除雪を手伝っていらっしゃる方もおられますので、今後町内会等の市民ボランティアや行政の共助、公助がますます必要と考えられることから、来期に向けて実態を把握しながら、補助制度について検討するほか、積雪状況等を踏まえ、来年度以降も除雪困難者に対する支援体制の継続に努めてまいります。

○吉岡良浩副議長 教育部長。

○夏坂泰寛教育部長 成田千空氏生誕100年、伊藤正規氏生誕110年の取組についてお答えします。

議員御提言の当市出身の偉人をたたえる取組についてでございますが、令和3年は成田千空氏の生誕100年、また伊藤正規氏の没後10年という節目の年に当たります。このため教育委員会では、成田千空氏につきましては市庁舎1階土間ホールなどを会場に、成田千空生誕100年展を、伊藤正規氏につきましては立佞武多の館美術展示ギャラリーにおいて、伊藤正規画伯没後10年大きな絵画展を開催することとしております。

また、伊藤正規氏の生誕110年を迎える令和4年の取組につきましては、他の事業の実施状況なども含め、生誕110年記念展示会などを検討してまいります。

なお、伊藤夫妻に関する当市の所蔵作品点数ですが、伊藤正規氏が579点、伊藤芳子氏が184点で、計763点となります。

○吉岡良浩副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 五所川原市観光協会からの当市への提案、要望等の有無についてお答えをいたします。

令和元年第4回定例会では、立佞武多の館でしか手に入らない商品について議員から

の御提案がございましたが、その後五所川原市観光協会では、立佞武多を活用した塗り絵、灯籠などの商品を開発、販売しており、観光客に好評であると伺っております。

また、令和2年第3回定例会で御提案の大型立佞武多の制作、祭りの運営方法等に関しては、その後五所川原市観光協会から当市への具体的な提案、要望等はありません。現在祭りの主催者であります五所川原立佞武多運営委員会では、その組織改革、祭りの運営方法の見直しなどに取り組み始めたところでございます。その一員で立佞武多の館の指定管理者であるとともに、山車の運行等に関する知見を有する五所川原市観光協会には、ぜひ積極的な御提案を期待しているところであります。

○吉岡良浩副議長 1番、藤森真悦議員。

○1番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。再質問していきます。

除雪の件に関してですけれども、次の冬、ぜひとも門口、豪雪の場合は取り組んでいていただきたいと思います。様々なやり方あると思います。ぜひとも副市長に期待しております。よろしくお願いいたします。

除雪に関して、先ほども私言いました、すごく市民から要望がありましたよと。藤森さん、ここ大変だからやってくれ、ここの除雪が粗末なんですとか、いろいろ要望を受けて、やっぱり除雪したけれども、ここの門をちょっと削ってほしかったんですよというように、いわゆる市民の要望とこの除雪がかみ合わないような部分もあって、私の提案なんですけれども、全部じゃないですけれども、除雪を行った後にちょっと確認作業というか、そういうのもこれから必要になってくるのかなと。そして、町内会の中では、毎年引継ぎはされているんでしょうけれども、細かい部分に関してはなかなか引継ぎをされていない部分があって、例えばあそこの方がお亡くなりになったので、今年からも雪が余ってしまって、そこの雪は向かいに押してければいいんだよとか、その町内会によって細かい要望あるわけです。そういうものをファイル化して、例えば業者さんも運転手さん替わる可能性もあります。新規の方も参加してくる、また市の職員も替わる可能性があります。その中で、引き継がれていくような、町内会の町内会長さんとお話ししてもいいし、そういうファイルをつくって引き継いでいくということも一つのやり方なのかなと、要望としてどう考えているのか、ぜひとも考えて検討していただければと思います。

また、続けて市の歩道の件も言っちゃいますけれども、五所川原市と書いている車というのあちこち走っています。私は、あの車がもうパトロールカーだと思っているんです。あちこち恐らく市民よりも、あそこの雪ひどいよとか、ここの雪はちょっと危ないよとか、例えば市道の歩道に関しても、学校も病院も高いし、ここ空き家だけれど

も、すごく雪盛り上がって、道路も2車線が1車線になっているし、ここは歩道やらないといけないところだよなど、もう把握されていると思うんです。ただ、今年のようにゲリラ豪雪、そういう状況の中で、さばき切れない部分もあるかもしれませんが、やっぱり私横のつながり、何とかそういう市の中でつなげていただいて、やっぱり除雪、これから考えていってもらいたいなと思うんです。

県道の除雪の件もちよっと言いたいんですけれども、建設部長さんにもお願いしていました。県道の除雪、要望上がってしまっているよと。お願いしたら、なかなか改善しない。部長さん、どうになりましたと言っても、県なのでというような判断なんです。私県の県民局のその電話番号にかけたんですけれども、なかなかつながらないんですものね。あれは土日休んでいるんですか。全然つながらないので、結局私県民局に出向いて、要望がありますと。県道の歩道に関して、今スクラム除雪とかやっているんだけど、でも空き家、空き地、そして高齢化で、なかなか家の前の雪片づけられない人が、盛り上がっているのがたくさんあるんです。そこを何とか除雪してもらえないですかというふうに要望を言ったんです。そうしたら、県の考え方は、県民局ですけれども、基本は流雪溝がある歩道はやりませんと、そういう認識なんです。でも、私、いやいやいや、空き家も空き地もすごく盛り上がっていて、市役所も近いし学校も近いし、そういうところをやらなければまねんじゃないですかと言ったら、状況次第ではやるという話なわけです。じゃ、状況次第とは何なんです。要望があつたり苦情があつたりのことを言うわけです。

そのとき私、画像をお見せします。お願いします。この画像、同じ画像を見せました。県民局の担当者、一番偉い方です。ここ見てくださいよと。ここを子供たち、高齢者歩かせるんですか。ホワイトアウト、ふぶくときはみんな道路歩いているんですよと言ったら何と言ったか。足跡あるでばなど。歩けるでばなどその方言ったんです。本当のお話で。私びっくりして、いやいや、いやいやと。怒るわけにもいかないし、ちょっと待ってくださいと。じゃ、私要望を言いますと。県のパトロールカーあれだけ走っているでしょうと。車高の高い立派な車が。歩道にも目を向けてくださいよと。ええ、ここ危険だなというところがあれば、写真撮ってメールに添付して送ればすぐ済む話じゃないですか、すぐ解決する話じゃないですか、申告は。何とかそれできないんですか。ううんという話なわけです。で、私言ったんです。これすらもできないのであれば、私もう県庁さ行くしかなくなるんですよと言ったら何と言われたか。どうぞ行けばいいでばなど。どうぞ行ってくださいと。本当にこう言ったんです。私もびっくりして、分かりましたと言って、その後その足ですぐ県庁に行ってきたんですけれども、県庁窓口、非常

に紳士的な対応で、こうも違うのかなと思ったんですけれども。何とかこれは危険性があるので、私写真もたくさん置いてきましたと。ぜひ見てくださいますようお願いしたら、数日後にこのように、こうなりました。きれいに歩道を除雪していただきました。これが当たり前なんです。基本中の基本、私県庁の方にも言ったんですけれども、県庁のホームページ見てくださいますと。安心、安全なまちづくりとうたっているじゃないですかと。何とかこういうところからやっぱりやっていかないとという話をして、私言ったんです。五所川原市民イコール青森県民ですよと。青森県民のために何とかお願いしますということを書いてきました。すみません、画像終わってください、ありがとうございます。

建設部長、やっぱり県は県だけれども、要望しても何もやらない、そういうときは強く五所川原市としても言う必要が私はあると思うんです。なかなか厳しい話かもしれないけれども。ただ、やはりさっきも言いました、五所川原市民イコール青森県民です。市道、県道、変わらないんです。何とかそういう部分取り組んでいただきたいと思います。

すみません、少し話長くなりましたけれども、例えば点検であるとか、ファイルであるとか、市道、県道の歩道の除雪に関してどのようにお考えですか。

○吉岡良浩副議長 建設部長。

○川浪 治建設部長 お答えします。

まず、除雪後の点検であります。市民から要望があった場合、職員や委託業者が現地を確認し、必要に応じて再度の除雪を行っており、業者に対しては丁寧な除雪を行うよう指導をしております。そして、除雪に関する要望や注意事項については、その工区を担当する業者へ伝達しておりますが、資料を電子化するなど、より正確な情報の共有に努めてまいります。

また、市では、除雪のためのパトロールを実施し、市民からの要望も受けておりますが、議員のおっしゃるとおり、市民から要望が上がる前に状況を把握できれば、より早い対応が可能となりますので、車道や歩道の状況把握の方法について検討をしております。

それから、歩道の除雪に関しましては、市では通学路の確保など、歩行者の安全のために取り組んでおり、県も同様に取組を行っております。除雪に関しましては、要望に追いついていない部分がございますが、市といたしましては県民局とも連携を深めて、市民目線に立ったよりよい除雪体制を構築したいと考えております。

○吉岡良浩副議長 1番、藤森真悦議員。

○1番 藤森真悦議員 御答弁ありがとうございます。ぜひ市民目線に立った取組という



のは必要だと思えます。パトロールの話もしていましたが、私もいろいろ市内回って見て、いつここやるんだらうというところがあるわけです。ぜひともパトロールも強化、私今年に関してはあまり言いたくないんですけども、ぜひ改善していただけるようによろしくお願いします。

通告の2点目に行かせていただきます。日本教育版画協会委員長の大田耕土さんの寄贈の作品資料についてですけども、これは平成8年に日本教育版画協会委員長の大田耕土さんから寄贈された版画資料が14万点あるんです、我々の五所川原市は。この寄贈された経緯を言うと、余りにもドラマがあり過ぎ時間が長くなってしまっているので今回言いませんけれども、この版画資料が旧嘉瀬小学校に今保管されています。画像をお願いいたします。こちら旧嘉瀬小学校です。この中の教室に、非常にたくさんの版画が保管されているんです。非常にすばらしい作品ばかりなんです。このように莫大な量です。全国各地の子供たちの作品、また貴重な資料、いろんな本当に細かい資料、はがきとか、本当に資料たくさんあって、ここの場所は夏は暑い、冬は寒い場所です。空調管理もされていない、湿度管理もされていないところに、相当傷んできているんです、この状況を見ると。これは、収蔵というのをやはり考えなければいけないし、近年あまりこの版画に関しては活用されていません。何とか活用していただきたい。そして、やっぱり大田さんの思いがたくさん込められているものですから、デジタルアーカイブ化的な取組もこれから必要になってくるのではないかと思うんです。この版画に関して、活用をどのようにお考えになっているのか、御質問したいと思います。よろしくお願いします。画像終わってください、ありがとうございます。

○吉岡良浩副議長 教育部長。

○夏坂泰寛教育部長 日本教育版画の作品資料の活用についてお答えします。

日本教育版画協会委員長、大田耕土氏寄贈の版画は、議員お話しのとおり、現在旧嘉瀬小学校に保管されております。大田氏より寄贈いただいた教育版画につきましては、平成10年度から15年度までエルムにおいて開催した五所川原市収蔵作品公開展で展示し、また平成26年度には五所川原市合併10周年記念の際、中央公民館において「五所川原市懐かしの教育版画展」と題して展示をしております。また、直近では、令和元年度に青森県立美術館の展示会においても一部展示されたところでございます。現在本市が所蔵している教育版画は、本市にとって大きな財産と考えますので、公民館や市庁舎1階土間ホールなど、公共施設を広く活用し、多くの皆様に教育版画に触れる機会を提供してまいりたいと考えております。

○吉岡良浩副議長 1番、藤森真悦議員。

○1番 藤森真悦議員 ありがとうございます。大田さんの作品、素晴らしいんです。芸術的な、洋画的な作品もあるんです。ぜひとも活用していただきたいと思います。この大田さんがなぜ14万点もの貴重な作品資料を提供していただいたのか。これ伊藤さん御夫妻、先ほど私お聞きしました、合計763点です。なぜこれだけの作品寄贈していただいているのか。それは、平成11年です。少し古いお話になります。市制45周年の記念に、五所川原市は市立美術館の建設を計画していました。このコンセプトは、1に地域出身作家の作品収集です。2に世界子供美術館の位置づけ、3に創作活動が常時できる場所の提供です。この3本柱の新しい美術館構想に伊藤さん、もちろん成田千空さんもです。そして大田さん、そのほかにも賛同された作家さんたくさんいらっしゃるんです。寄贈されたもの、私現在の市のリストもらったら、1,029、そのぐらいもあるんです。寄贈されたものです。それだけの作品が集まっていた。その後です。平成5年には、五所川原市美術館建設促進期成会、これは増田桓一さんが会長です。平成5年10月から平成13年11月にかけて、市民の皆様から多数の寄附金が集められました。ここにあるのは、当時の寄附が載ったお名前、住所、寄附額、そのページだけをコピーしたものです。これだけあるんですよ、当時。すごい数あるわけです。これだけの市民の当時の思いがありましたよということなんです。

当時寄附された方々は、私も床屋やっておりますので、お客さんたくさんいらっしゃいます。当時このようなお話がありました。うちの息子も娘も寄附したよと。孫もお小遣いとお年玉を貯めたお金を寄附したんだよと。子供たちの美術館ができるんだってね、楽しみだ、楽しみだと。数年後おっしゃっておいりました、あの寄附金どこに行ったのかしらと。どこに行ったんですかと。美術館どうなったんですかというわけです。今回私伊藤さんのことを調べるに当たって、いろんな人から、藤森さん、あの寄附金どうなったんだっけと。梅田の方も、伊藤さんもあれ関わってたんでねえかと。寄附金どうなったんだべと言われるわけです。増田さんもお亡くなりになっているし、当時の役員、理事の方もほぼお亡くなりになっているんです。私もお世話になった高満タカさんとか、みんなお亡くなりになっているんだけど、今年92歳、元気な理事の方がいらっしゃいました。少しお話を伺ったときに、当時寄附何回もやったんだけど、あの寄附金どこ行ったのかなと。当時の皆さんの気持ちが宙ぶらりんなまま今あるわけです。

ここで質問しますけれども、その寄附金です。総数、総額幾らになりましたか。そして、その後寄附金はどこに行きましたか、御質問します。

○吉岡良浩副議長 教育部長。

○夏坂泰寛教育部長 寄附の件数と金額、そして用途についてお答えします。

平成5年度から平成13年度までの寄附の件数は159件で、金額は8,974万3,938円となっており、全額を美術展示施設を含む立佞武多の館の建設費に充当しております。

○吉岡良浩副議長 1番、藤森真悦議員。

○1番 藤森真悦議員 ありがとうございます。これ議事録にも残りますんで、詳しい経緯を言いたいと思います。平成9年9月13日に美術館建設促進期成会会長の増田桓一さん亡くなります。平成10年3月8日に後を追うように大田耕士さんも亡くなるんです。すぐ後に。その年、平成10年6月26日に、大田耕士さんの遺志を受け継ぐために、美術館の運営資金として長女の方が市へ寄附金300万円を入金されます。何とか遺志を受け継いで、美術館造ってくださいと、そういう娘さんの思いがあるわけです。平成10年にです。当時の市長さんが、美術館建設の先送りを表明します。5年延長して市制50周年にしましょうと。結局平成13年には美術館建設促進期成会は解散になり、平成15年には基金条例は廃止されます。そうですよね。寄附金を勝手に使えないんです。条例を廃止して、一般財源に繰り入れなきゃいけないんです。議会の承認を得て繰り入れられています。そして、今、部長がおっしゃられたように、この寄附金が立佞武多の館の美術ギャラリー、展示場併設の建設資金に充てられます。私当時も思っていました。この立佞武多の館なんかは何で美術ギャラリー、何か取ってつけたように造るんだらうと、くっつけるんだらうと違和感があったんです。ギャラリーと美術館とは別物ですから、全然コンセプト違うんです。

その後です。市の長い歴史の中で、平成12年から平成16年のこの数年間、多数の美術品を購入することになります。これは、寄贈でなく購入しているんです。質問します。総数何点で、総額幾ら購入していますか。また、高額な美術品はどのようなものを買われていますか、御質問します。

○吉岡良浩副議長 教育部長。

○夏坂泰寛教育部長 平成12年度から平成16年度にかけて購入した美術品についてお答えします。

購入した美術品の数は29点、購入金額は1億7,547万円となっております。また、1,000万円以上の美術品は、工藤甲人氏の絵画4点と大日如来座像、四天王像5点一組であります。

○吉岡良浩副議長 1番、藤森真悦議員。

○1番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。市民の皆さん、1,750万円、桁違うんです。1億7,500万円、ちょっと余りにも額大き過ぎませんか。当時寄附された方々知らないんです、この美術品買っている流れが。これは、一般財源に繰り入れられて、その

数年間購入されているんだけれども、当時の皆様に見れば、寄附された皆様、もしかして私たちの寄附金使われたのかなと思ってもしようがないぐらいの莫大な金額です。例えばギャラリー、目玉にしたかったのかなと。ギャラリーの目玉にしたかったから1億7,500万円の美術品購入したのかなということも思うんだけれども、でもこのお話には続きがあるんです。

その後です。立佞武多の館が平成16年の4月にオープンします。平成16年から平成31年、令和1年の間、これ十五、六年の間、いわゆる常設展示をし、入場料を得て財源にするということですが、どのぐらい常設展示、活用されているのかなと。全て資料出してもらいました。展示されているものもあるんです。でも、その長い年月の中で、ゼロ回、1回、2回、3回、これ何のために購入したんですか。活用されていないんです。

私は、これ活用されていないのであれば、今官公庁オークションというのがあります。年6回ですけれども。最低落札価格を決めて売却できます。そういうものを活用して、買ったものに関してはですよ、寄贈したもの以外、売却することも一つの考え方なのではないかと思うんです。今コロナ禍で厳しい中、財源にする、貯金にする、困っている人たちに分配するであるとか、例えば1億7,500万円、よし、五所川原市のために2億円で全部買うという、どこかにお金持ちの美術商の方がいらっしゃいましたら非常に助かるんですけれども、ぜひともこの売却に関してどのようにお考えか、御質問したいと思います。

○吉岡良浩副議長 教育部長。

○夏坂泰寛教育部長 美術品について、売却を検討してはどうかといった御質問でございます。購入した美術品の売却につきましては検討してまいります。慎重な判断を要するものでありますので、現時点においては購入作品を含め所蔵している美術品について、財産として活用を見出し、鑑賞機会の充実を図っていきたいと考えております。

○吉岡良浩副議長 1番、藤森真悦議員。

○1番 藤森真悦議員 ありがとうございます。これ今売れるもの、売れないものあるかと思うんです。でも、売れるものに関しては、市長、ひとつこれ売却も考えるべきではないかと私個人的には思います。ぜひともよろしくお願ひいたします。

これからの新しい美術館の考え方についてもひとつ質問したいと思いますけれども、画像をお願ひいたします。今言った高額な美術品というのは、今立佞武多の館の収蔵庫、これは美術収蔵庫です。市民の皆さん見たことないという方たくさんいらっしゃると思うんですけれども、ここに保管されているんです。ここは、24時間、365日、いわゆる空

調管理されています。業務用のエアコンです。画像にはないんですけども、湿度管理されている機器もございます。これは、1年間どれだけこれ維持費かかっているのか私分かりませんが、相当かかっているのではないかと思うわけです。この中には、市以外のものもあるそうですけれども、その件については言いませんけれども。私以前歴史民俗資料館の中の収蔵庫のお話をしました。当時の写真を見せます。こちらです。このようにほこりをかぶり、カビが生え、ここは空調管理もされていません。湿度管理もされていなかった。ここに伊藤正規さん御夫妻の作品が何百とこのように保管されていたんです。この差というのは何なんですか。私は、今日大田さんの版画の件も言っています。第3の収蔵庫というのは必要なのではないかと。例えばこれは新町にある、市役所のすぐ目の前です。みずとみどりの小公園というのがあります。これギャラリーなんです。これは、森田市長さんの時代に造ったそうですけれども、当時はお茶会とかも開かれていたそうですけれども、今もう全然活用されていないんです。倉庫、素敵な建物です。こういうところを例えば収蔵庫にするとか、私は伊藤正規記念館を造っていただきたいんです、ぜひとも市長に。記念美術館でもいいですけども。例えば活用のしがいがあると思うんです。画像終わってください。ありがとうございます。

これからの美術館の新しい考え方を言います。私は、八戸、今新美術館が32億円ですか、うらやましい。国のお金があるのであれば、箱、否定しませんけれども、ただ先日の新聞で、維持費、非常に財源圧迫するよというような話も載っていましたけれども。私は、新しい考え方として、いわゆる今ある建物をリノベーションする、そういうことも一つの考え方としてあるのではないかと。例えばロータリーに大きな時計台になる立派な建物があります。あえて名前言いませんけれども。ああいう建物をリノベーションして、ちょっと市のために活用したいんです、いいですよと言うかもしれないし、上平井町にNTTの大きな電波塔がありますけれども、隣に上平井町の広い市の駐車場ありますけれども、あの中、今機器しか置いていなくて、定期的に清掃しているそうですけれども、使われていないんです。青森のNTTさんに聞きました。これ活用できますか。不動産に関しては東京で一括管理なんで、私たちタッチできないんですみたいなことを言われるわけです。NTTの件に関しては後でまた言いますが。そして、看護学院の建物がありますけれども、私先日視察に言って、5階からこの市役所、そして大きい建物がないので、エルムを一望できるんです。馬ノ神山も見えます。これこそ伊藤正規さんが描きそうな景色だな、市民の方にあの景色見せたい。それだけすばらしいものなんです。

私思ったんです。そういう建物を複合的に、例えば今eスポーツというのがあります。

商業高校で今手がけているのかな。このネットゲームの内容は置いておいて、フォートナイトというゲームがあるんです。皆さんのお孫さんとか叱っているかもしれませんが、やり過ぎだと言って。その2年ぐらい前に、アメリカで世界大会がありました。ユーチューブの動画にも上がっています。すごい芸術、アート、すごい取組しているんです。すごいんです。ぜひ見ていただきたいんですけれども。

また、もう一つ、ブレイクダンス、弘前城で今大会やっていますけれども、あれはパリオリンピックですか、種目になるそうですけれども、私も若い頃にブレイクダンス、「フラッシュダンス」という映画を見て、そのワンコーナーのブレイクダンスのコーナーを見てはまって、大町の夜店祭りで段ボールを敷いて背中で回っていたという口ですけれども、あのブレイクダンスというのは芸術性もあるんです。ほかのダンスにも言えるんだけれども。

美術館、例えばそういうものが複合的に合わさったような施設。先日ですか、明鏡欄に、市長にお願いがありました。新しい図書館を造ってくださいという。新しい考え方の図書館というのがあります。タブレットを中心とした電子図書館のような取組。今実は、NTTさんが5G、この数年でこの辺行き渡るそうですけれども、今10年以内に6Gの取組も始めますと。これは、NTTさんが今取り組んでいるIOWN構想という取組があるんです。超高速ワイヤレスネットワークも張り巡らせましょうよというような、家にいながら野球場に行くような、サッカースタジアムに行くような体験ができますよという取組なんですけれども、これ半導体を冷却するとか、ちょっと難しい話があるんで、それは置いておいて、要は簡単に言えば、超低消費電力の取組です。簡単に言うと、スマートフォン一回充電すれば二、三日もつのが、それ100倍になりますよと。要は一回充電すれば、1年間充電しなくてもいいという取組なんです。蓄電池があれば、蓄電池という形になるかどうか分かりませんが、収蔵庫、美術館が超低コストで運営できますという取組です。未来の話ではなくて、10年以内にもうNTTさん、IOWN構想で取り組むと言っているわけです。例えばそういうことも考えながら、取り入れながら、これからの新しい美術館、お金いっぱいかけるとかじゃなくて、そういうのも一つの考え方なのかなと。

私一番初めに、一般質問で道の駅のことを質問したんですけれども、今言われるんです。藤森さん、道の駅どうしました、また言われるんです。道の駅ほど大きくなくても、町なかにそういう地元の野菜、魚、肉買えるところがあれば助かるんだばってという御意見を、市長、何十人からも言われるんです。例えばそういうものも町なかに併設した、美術館と併設するとか、様々な将来に向けたまちづくりの考え方があるんです。ちょっ

と幅広くなりましたけれども、この新しい美術館、どのように五所川原市では今考えられているのか、御質問したいと思います。

○吉岡良浩副議長 教育部長。

○夏坂泰寛教育部長 将来に向けた新しい形の市立美術館についてお答えします。

教育委員会では、市民の皆様をはじめ、多くの方々に文化、芸術に触れる機会をつくるため、立佞武多の館美術展示ギャラリーを中心に、中央公民館やつがる総合病院など、約20か所の公共施設に美術品を展示してまいりました。議員御提言の民間施設の活用や公共施設の複合化等につきましては、将来的なまちづくりなどについての一案であると思います。さらには、NTT等が研究、開発している高出力、長寿命の蓄電デバイスや超高速大容量通信を可能とする新たなネットワーク構想、IOWN構想が実現すれば、将来私たちの暮らしは大きく変わり、美術品の鑑賞の仕方も大きく変わってくるのではないかと思います。教育委員会としましては、所蔵する美術品をいかにして市民の皆様へ鑑賞していただくか、既存の公共施設の利用方法、活用方法なども含め、様々な方法を検討してまいります。

○吉岡良浩副議長 1番、藤森真悦議員。

○1番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。未来の話ではなくて、すぐ10年以内の話です。様々今菅首相もデジタル、デジタルと言っています。五所川原市も春からデジタルの課、新しいところをつくるということですので、ぜひともこれからも新しい技術を活用した取組に期待したいと思います。よろしく願いいたします。

大分時間もなくなってきたので、通告3点目に行きたいんですけど、経済部長の答弁されました塗り絵、灯籠、そこまで、館にまで行って買いたい商品かというのは、私はちょっと疑問が残るんですけども、五所川原観光協会について少し言いたいと思います。私今まで一般質問で、SNS、情報発信、市のホームページのこともいろいろ言っているんですけども、スマホ時代です。こういうネットの情報、非常に重要だと私は思っているんです。弘前市のホームページが年間のアクセス数が80万から90万アクセスだそうです。五所川原どのぐらいですかと調べてもらったら、これアクセスして閲覧する数が45万アクセスだそうです。結構あるなと。そう考えたときに、やっぱり観光協会、館とも連動しているし、ホームページのアクセス数も相当数あるんだろうと私は思っているんです。

この観光協会さんのホームページ、ちょっと厳しいことを言っちゃいますけれども、申し訳ないんですけども、五所川原情報観光局というホームページがあるので、これ突っ込みどころ満載でして、例えば遊ぶ・体験するのところをクリックすると、し～

うらんど海遊館、タラソセラピー楽しめますというふうにまだ出ているんです。昨年の話なんであれですけども。いろいろ見ると、ふれあい牧場研修施設、これは農業センターの真上にある施設ですけども、コテージが3棟あって、家族で過ごすにはうってつけですと、これもうやっていませんよね。何年前の話か分かりませんが。味わう・買うというところをクリックすると、私の大好きな赤～いりんご出てくるんですけども、赤～いりんごのワイン買えます、赤～いりんごの花茶買えます、もう何年前にこれ買えなくなったか。当市の赤～いりんごの写真もいまだに、ワインの写真です、使っているわけです。私一番ちょっとびっくりしたのが、観光マップというのがあるんです。クリックすると、グーグルマップです。観光客の皆様はこういうのを見て旅されると思うんですけど、温泉行きたいなと探してみると、温泉が津軽富士見ランドホテル、温泉もありますけれども、これは6年半、7年ぐらい前に休業中じゃないでしょうか。また、見ると、私も子供の頃に行った一ツ谷温泉紹介されているわけです。観光客がその現場に行って、一ツ谷温泉どこだろうと。ないわとなるわけです。じゃあ、ちょっとこれは観光協会に行って、電話じゃなくて直接行って、何かパンフレットとかあるだろうと観光協会の場所を探していくと、どこに案内されるかという、旧市役所の中にあるんです、いまだに。ここの場所に、グーグルマップで観光客の皆様行きました。総合病院の裏です。ここの廃墟みたいな場所はどこかしらと。観光客何と思うか。どういったまちだっけと、五所川原どうなんだっけと、そういうふうに思われかねないじゃないですか。それが拡散して、ネットの時代なので、五所川原、五所川原と言われる可能性もなきにしもあらずなわけです。私は、ちょっと厳しいことを言いましたけれども、やっぱりこういうところは、担当部局もアンテナ張り巡らせて、これ間違っていたよと言えるじゃないですか。やっぱりここは反省してもらいたいところなんです。

平成25年の第1回定例会の代表質問で木村清一議員が、立佞武多の館の指定管理の内容について御質問されています。補助金をもらっているところに委託する、指定管理の根本が間違っているのではないですかと。金木、市浦も一つにまとめて、五所川原市に人を呼んで元気にしなければいけないのではないですかというふうに言われています。足腰を強くして、独り立ちできるようになってくださいと言われていました。今から六、七年前になるのでしょうか。当時の経済部長さん、こう答弁されています。要約します。館がオープンしてから9年間、現在も観光協会の体質は変わっていませんと。今後立佞武多の館の指定管理を担うということを契機に、組織力の強化を大いに期待していますと。私は、いまだに独り立ちも、機能もしていないのではないかと、少し厳しい言い方ですけども、個人的にはそう思うんです。今コロナ禍です。やらなければいけないこ



とたくさんあります。

先日、私津軽圏域DMOの事務局長さんとお話しする機会があって、今だからやること余ってしまっているよと。今数百ある事業者さんに部会を立ち上げて、今コロナ禍、どうということ困っていますか、何を求めていますか、情報収集しています。秋にはGOTキャンペーンで、観光客が盛り返していました。観光客の皆様アンケート調査しています。数百集まってきているそうです。今観光客が津軽に何を求めているか。DMOさん、先日鱈ヶ沢で取組やっていましたよね。市の職員1人参加されているそうですけれども、いわゆる旅行商品の磨き上げです。コンペティションをして、1位、2位、3位つけて、それからまた磨き上げて、市の参加された方が1位になったそうですけれども、その班が、非常に勉強になったと思います。その商品を磨き上げて、また事業者さんに提供する、紹介する、そういう取組をやっているわけです。

私は、やっぱりコロナ禍の中、やらなければいけないことというのは山積みで、桜まつりももう目前、判断迫っています。立佞武多、お祭り、通常開催するんですか、それとも形を変えるんですか、どうしますかということです。考えなければいけないことが山積みなんです。じゃあ、その間にクラスターが起きたと。中止するんですか、シャットアウトするんですか、それとも方向を変えて事業者さんのために何かしら続行してお金を回す取組をやるのか、もう考えることが山積みなんです。

コロナ後もそうです。今台湾との交流ありますけれども、昨年11月26日から12月6日まで、プレミアムトキ、赤～いりんごのレッドキュー持って行って、非常に好評だという話も聞いています。そのときにアンケート調査を取ったそうです。赤～いりんごのレッドキューに関しては、見た目もいいし、そしてそのアンケート調査で、20元、1個約800円でも買いたい、そういう方が出てきているわけです。これは、生産者、市内の事業者さん、勇気もらえる話じゃないですか。台湾に向けて販路拡大できます。そして、それがこれからのインバウンドにつながってくる、観光につながってくる、私は大いに期待しているんです。そういう取組をこれから五所川原市行っていただきたいんです、市長。

コロナ禍の中、考えることもたくさんあります。そして、コロナ後を見据えて、五所川原市はどのような観光行政を考えられているのか、ぜひともこれは、最後の質問です、市長に御答弁いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉岡良浩副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 いろいろ藤森議員にはすばらしい観点からいろんな切り口をしていただいてありがとうございます。これからの観光行政についてということで、私に対する

最後の質問でございますが、確かに現在の観光協会は、まず立佞武多の館の指定管理の受皿としての組織としてしか機能はしていないんだろうと思っております。実際観光協会は、観光協会の組織そのものが五所川原市、金木、市浦を含めた観光協会であるということをごきちとやはり観光協会の方には考えていただいて、この圏域全体のまず観光の在り方を、やはり民間の立場で考えていっていただきたいということをお願いをしていますし、これからもそういう話をしていきたいと思っております。

そういう観点から、観光についてはこれから行政、コロナ後の観光を考えていかなければならないと思っております。ただ、この観光、五所川原広域観光で考えるべきでもあろうし、クランピオニー津軽、あれも地域全体で14市町村連携をしながら観光をやっていくということをつくっております。

ただ、しかしそれに至るまで一番必要なのは、市浦は市浦、金木は金木、五所川原は五所川原、それぞれのやはり特性があるんです。そして、その特性を生かして、各地域、例えば市浦、金木、五所川原、その地域地域でまず自分たちの観光となる要素を磨いていかなきゃいけないんです。頼るんではない、磨く。そのためにも、まず今1点としては、午前中も話ししましたがけれども、支所を強化すると。支所の強化、権限強化も含めて、部署として地域の振興を担うような部署をまず設けます。まず、一番最初にやっていただくのは、市浦は市浦の地域振興の中で、自分たちの地域の中で恵まれた自然、それはどうなのか。じゃ、観光の要素となるものは何なのか。いろんなものがあります。例えば相内では450年続いた虫送りがあります。そして、山王坊では日吉神社でお田植え祭があります。これも一昨年は弘大の学生が三十数名参加しております、留学生が参加しています。いろんなものがあるんです。でも、それをきちとやっばり磨き上げていくということで、その地域、例えば市浦の支所であればそういうものを住民と一体となって、一緒にそれを磨き上げていく。それは、まずこれからコロナ後やらなきゃいけない。金木も同じです。観光物産館をつくる、それだけで済むわけではありません。金木は金木として、斜陽館、三味線会館を組んだ、金木にとってどういう観光の振興策があるのか。そして、それに伴ってどういう具合につくっていくのか。五所川原もそうです。立佞武多だけでは駄目なんです。立佞武多を起爆として、それは当然発信はしていきますけれども、じゃこれをもって地域の中で何を生かすのか。例えば地域にとって人づくり、そういう青少年教育をやるのか、それ1つ。そして今、今年度立佞武多をやることを前提とすれば、高校生のビジネス、SBPがあります。これの1億円を使った事業があるんです。その一つで、発表会があるんです。今20校募集しております。その第1回目の企画は、五所川原の立佞武多の期間中に、この庁舎の西側のひさしを使って高校生の

発表をすると。ですから、五所川原は、立佞武多を利用しながら、人的な交流、要するに關係人口を増やす、そういうものをどんどん、どんどんやっていくと。ですから、明確なそれぞれの地域の特性を生かした戦略をしっかりと立てて、それをうまくつないで、これからの五所川原市の観光行政をきちっとつくっていきたいと思います。

インバウンドについては、時間がありませんので、これからも台湾についてはしっかりと対応しますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○吉岡良浩副議長 以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

次に、7番、黒沼剛議員の質問を許可いたします。7番、黒沼剛議員。

○7番 黒沼 剛議員 新政会の黒沼剛でございます。令和3年第2回定例会において一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。まず、最初は新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。新型コロナウイルス感染者数は、世界全体で1億1,000万人を超え、亡くなった方も250万人を超えております。また、ワクチン接種を受けた方は、世界各国で今5,200万人ぐらいまでになっております。日本国内におかれましては、ウイルス感染者数は43万人を超え、亡くなった方も8,000人に迫る勢いがあります。青森県内におかれましても、ウイルス感染者数は800人を超え、亡くなった方も20人ほどおります。また、政府は、ワクチン確保のめどが立っていないため、65歳以上の高齢者へのワクチン接種を4月1日からではなく、4月12日からの接種を目指しております。全国の高齢者数は3,600万人に上り、青森県内の高齢者も約41万7,000人おります。また、国内はもとより、県内自治体でも新型コロナウイルスワクチン接種の模擬訓練を行うところが出てまいりました。そこで、お伺ひいたします。

第1点目、現在当市において、ワクチン接種の対象になっている65歳以上の高齢者の方、また基礎疾患のある方、また高齢者施設に勤務されている方、また16歳から64歳の方の人数をお知らせください。

次、2点目ですが、接種会場であります。当市では、市民体育館、公民館、保健センターなど、市の施設を考えているみたいですが、ほかの接種会場についてのお考えはありますか、お知らせください。

3点目ですが、ワクチン接種の接種方法についてですが、ほかの自治体におかれましては、かかりつけ医などを中心とした個別接種を推奨する自治体もありますが、当市では個別接種についてはどのように考えているのか、お知らせください。

4点目ですが、ワクチン接種を行う際、集団接種にしても個別接種にしても、医師の

確保が大前提となります。そこで、お伺いします。ワクチン接種を行う頃には、医師の確保はちゃんとできていますでしょうか、お知らせください。

次に、融雪溝の整備についてであります。今シーズンの冬は、皆さん御存じのとおり、近年になくたくさんの雪が降り、寒さも厳しく、地吹雪も続き、市民の皆様にとっても毎朝の雪かきで大変な思いをされたと思います。近くに雪捨て場があればいいんですが、ほとんどの方が雪の捨て場所がなく、苦労されていると思います。私の住んでいる場所にも、融雪溝はありません。町内の皆さんは、入り口の前に雪山をつくり、雪が降るたびにその雪山が高くなるような現状であります。雪が降った次の日の朝に、融雪溝の蓋を開けて雪をそこに捨てている姿をよく見かけます。市民の皆様も、うらやましく思っている方もいらっしゃると思います。私もまだ金木町が五所川原市と合併する前から、町内の方から融雪溝の願いをずっとされ続けております。そんなたくさんの市民の皆様の思いを受けて、お伺いしたいと思います。

最初に、今現在国道、県道、市道、様々な生活道路がありますが、融雪溝の整備がなされている道路はどれくらいありますか、お聞かせください。

次に、今シーズンの除雪や融雪溝に対する苦情は、当市においてどれくらい寄せられておりますか、お聞かせください。

また、当市において、今後の大雪や地吹雪を踏まえた上で、新規の融雪溝の整備計画はあるのか、お聞かせください。

以上の7点について、理事者側の答弁を求めます。

○吉岡良浩副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

民生部長。

○佐々木秀文民生部長 お答えいたします。

当市における新型コロナワクチンの接種対象者数についてお答えをいたします。新型コロナワクチンの対象者は、現在市町村の区域に居住いたします16歳以上の者とされており、市が主体となる接種対象者は、令和3年度中に65歳以上に達する高齢者1万9,774人、高齢者以外の接種対象者は2万8,569人であり、当市における接種対象者総数は4万8,343人となっております。

なお、医療従事者として先行、優先接種される方については、国や県が主体となり実施されますので、市が主体となる接種対象者からは除かれることとなります。

続きまして、当市における新型コロナワクチンの接種会場の接種状況についてお答えいたします。市町村による接種は、一日に多くの方へ接種機会を提供できる集団接種とかかりつけ医などで接種できる個別接種がありますが、当市ではこの両者を併せた併用

型の接種体制の稼働に向けた準備を進めているところでございます。

集団接種を実施する会場としましては、中央公民館、市民体育館、金木公民館といった公共施設のほか、交通の利便性なども考慮しまして、大型ショッピングセンターなど民間の施設の会場も検討しているところでございます。

また、個別接種の実施については、身近なかかりつけ医などでの接種機会の確保に向けて、一般社団法人西北五医師会と現在調整を図っているところでございます。

次に、当市における新型コロナワクチンの個別接種の実施の見込みについてお答えをいたします。現在個別接種に向けて一般社団法人西北五医師会と調整をしているところですが、令和3年2月末時点におきましては、十数件の医療機関が対応いただける見込みとなっております。今後対応医療機関が増えることによりまして、より効率的に接種が実施できることとなりますので、引き続き協議をまいります。

最後に、接種に従事する医師確保の状況についてお答えをいたします。ワクチン接種体制のうち、集団接種については、市が設置します接種会場において、接種に従事する医師1名、看護師2名を一つの班体制といたしまして、接種会場の規模に応じた班を配置する方向で一般社団法人西北五医師会と協議を今重ねているところでございます。

現在約20の医療機関が集団接種への協力をいただけるというふうなお話を伺っておりますので、ワクチンの供給見通しが立った段階で、円滑な接種ができるよう準備を進めているところでございます。

以上です。

○吉岡良浩副議長 建設部長。

○川浪 治建設部長 融雪溝に関してお答えします。

まず、延長ですが、五所川原地区については、五所川原揚水機場にてポンプアップした岩木川からの水を利用して、国道においては国道101号線に約3.9キロメートル、国道339号線に約6.2キロメートルの計約10.1キロメートルが整備されており、市道においては大町二丁目地区土地区画整理事業により整備を行った約1.4キロメートルで、五所川原地区の総延長は約11.5キロメートルとなっております。

金木地区につきましては、地下水くみ上げによる融雪溝を設置しておりまして、県道約7.3キロメートル、市道及びさくら団地内約7.7キロメートルで、金木地区の総延長は約15キロメートルとなっております。

次に、今冬における雪の苦情件数についてお答えします。令和3年の2月20日までにあった各地区の除排雪に関する苦情件数は、五所川原地区1,638件、金木地区180件、市浦地区10件の合計1,828件、融雪溝に関する苦情件数は40件となっております。

また、過年度における除排雪に関する苦情件数については、降雪量が少なかった昨年度は123件、それ以前は例年約1,200件程度であり、融雪溝に関する苦情は、昨年度は6件、それ以前は例年30件程度となっております。

今年度の除排雪に関する苦情件数が例年より多くなっている要因としましては、寒波到来により暴風雪となった日が多く、吹きだまりを解消してほしい旨の要望が多く寄せられ、例年より苦情件数が多くなったものと考えております。

それから、今後の融雪溝の整備であります。現在の融雪設備は主に国道、県道の融雪のために整備されたものでありまして、市道の融雪のために新たに設置することは、水源及び財源の問題から困難であると考えております。

○吉岡良浩副議長 7番、黒沼剛議員。

○7番 黒沼 剛議員 御回答ありがとうございました。ワクチン接種に関しまして何点か再質問をさせていただきます。

まず、高齢者施設等に入居されている方は、施設内でワクチン接種を受けるのか、それとも介護職員がワクチン接種会場に案内するのか。また、介護職員が入居者とともにワクチン接種会場に行った場合、一緒にワクチン接種を受けられるのかどうかお聞かせください。

○吉岡良浩副議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 お答えいたします。

高齢者施設入居者等へのワクチン接種の対応についてお答えをいたします。高齢者施設入居者等への接種については、入所者の状況に合わせた接種場所を検討し、接種者数など把握した上で、適切な役割分担の下、体制の構築を進めるよう国から方向性が示されているところでございます。これらを踏まえ、庁内関係部局と連携をいたしまして、高齢者施設における接種体制や円滑なワクチンの接種方法について、現在接種できる場所、体制について協議をしているところでございます。

○吉岡良浩副議長 7番、黒沼剛議員。

○7番 黒沼 剛議員 ありがとうございました。

次に、集団接種の模擬訓練であります。ほかの自治体でも昨今いろいろと実施されておりますが、当市で実施する予定はございますか。

○吉岡良浩副議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 お答えいたします。

集団接種に係る予行演習についてお答えをいたします。現在集団接種会場における接種の具体的な流れを厚生労働省による集団的予防接種のための手引きを参考に、シミュ

レーション実施計画を策定しているところでございます。

なお、接種会場で接種券の読み取りに使うタブレット端末が国のほうから配付される予定になっておりますので、これらも利用しながら、より実際の接種に近い形で予行演習をしたいと考えております。接種を受ける方の安全を確保しながら、効率よく集団接種が実施できるよう、集団接種の開始前に演習を行う予定となっております。

以上です。

○吉岡良浩副議長 7番、黒沼剛議員。

○7番 黒沼 剛議員 ありがとうございます。もう一つ質問なんですけれども、ちょっとこれまだワクチンが国のほうにスムーズに入ってきていませんからお答えしにくいかと思えますけど、高齢者のワクチン接種の開始時期は、本市ではいつ頃になると思われますか。

○吉岡良浩副議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 お答えいたします。

当市のワクチン接種の開始の時期についてお答えをいたします。接種の開始時期につきましては、本市で配分されるワクチンの供給量及び時期に応じて決定することになります。数量はかなり限定的なものと考えられますが、4月中旬にワクチンが各市町村へ配分されるということでございますので、4月下旬以降に接種が開始されるものと考えております。

○吉岡良浩副議長 7番、黒沼剛議員。

○7番 黒沼 剛議員 ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症を少なくするためにも、また市民の生命を守るためにも、迅速なワクチン接種を市には行っていただきたいと思えます。

次に、融雪溝の整備についてであります。こちらは再質問はいたしません。本市では、融雪溝の新規整備予定は今のところ考えていないということですが、融雪溝の恩恵を受けている市民の方も少なからずいらっしゃるわけですが、市民一人一人が市の発展のために税金を納め、市民一人一人が同じ恩恵を受けなければ、とてもやりきれない気持ちになるのは私一人だけでしょうか。市では、今のところ融雪溝の新規整備予定がないのであれば、国と県と連携をして雪対策に努めていただきたいと思います。五所川原市民は、これからも冬は雪との闘いが続くと思われまますので、私はこれからも雪対策の市の対応を注視していきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○吉岡良浩副議長 以上をもって黒沼剛議員の質問を終了いたします。

次に、5番、外崎英継議員の質問を許可いたします。5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 至誠公明会の外崎英継でございます。令和3年3月3日、第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、新型コロナウイルス感染症も全国的に感染者数も減少傾向にあり、出されていた緊急事態宣言も首都圏を除く6府県が先月末で解除となりました。県内においても、発生していたクラスターもようやく落ち着いているところですが、まだまだ予断を許さない状況でございます。しかし、救世主となるべく、いよいよ始まるワクチン接種に期待を寄せ、一刻も早い終息を願うものであります。

そしてまた、来週11日で東日本大震災から10年目となる節目の年に当たり、改めて亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

さて、質問は、農業委員の任命についてであります。農業委員会は、農地等の利用関係の調整や農業者の声を踏まえた意見の公表などを目的に、法律に基づき農業者の公的代表として市町村に設置されている行政委員会であります。市長が議会の同意を得て任命する農業委員と、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員により構成されるわけですが、この委員会の選出方法が3年前の平成30年から変わりました。それまでの選挙により選出する公選制が廃止され、議会の同意を得て市長が任命することになりました。これを経て、今月27日に任期満了となることから、先週26日の議会において、農業委員20名が承認を得たわけです。今回の農業委員の応募、推薦には、30名の方が申し込まれました。

最初の質問ですが、委員の応募者30名のうち委員経験者10名が再任命の対象になりませんでした。この方々10名は、いずれも現在も農業委員として在籍しており、実績と経験のある方ばかりです。任命対象にならなかった理由を伺います。

2点目の質問ですが、農業委員会等に関する法律施行規則第5条2項に、推薦応募の数が定数を超えた場合、「関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とあります。公正性、透明性を確保するために必要な措置を講じられたか伺います。

3点目の質問ですが、委員の任命に関わる最も大事な要件ですが、法第8条、「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の（中略）職務を適切に行うことができる者のうちから」とあります。今回の任命対象者、もう承認されましたが、全員農業に対する識見を有しているか伺います。

4点目ですが、女性委員の任命についてであります。先日メディアをにぎわしたオリ



ンピック組織委員長の女性がたくさん入っている会議が時間がかかる発言ありましたけれども、会長が辞任に追い込まれました。男女平等共同参画、女性をもっと参加し、いろいろ議論を重ねる国に、国でもあらゆる組織に対して女性理事の登用などを促しているところでもあります。現在当市において、20名中女性委員は1名となっております。任命に当たり少ないと思われませんが、市としての考え方を伺いたいと思います。

この4点について、理事者側の誠意ある答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

○吉岡良浩副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○三橋大輔経済部長 農業委員会の委員の任命に関する御質問が数点ございました。まず、最初の質問ですけれども、委員の応募者のうち委員経験者10名が再任命の対象にならなかった理由ということでございます。選考に当たりましては、農業委員会委員候補者選考委員会を設置し、農業委員会等に関する法律の要件等に基づき、同選考委員会が選考した結果であります。議員おっしゃるように、現農業委員が必ず再選考されるとは限らないということになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

続いて、2つ目の質問です。公正性、透明性に関する御質問がありました。必要な措置を講じたかということでもありますけれども、農業委員会の委員の任命に関しては、議員の質問にもございましたように、議会の同意を得て市長が任命するというふうな2段階になっております。また、候補者の選定に当たっては、委員候補者の選考委員会からの答申に基づき提案したものでございまして、公正性、透明性は確保されているものと理解をしております。

それから、3つ目のお尋ねでありましたけれども、任命対象者は全員農業に対する識見を有しているのかというお尋ねでございました。委員候補者が全員農業に関する識見を有しているかということですが、農業委員会委員の任命に際しては、農業委員会等に関する法律第8条第1項で、「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適正に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」と定められており、委員候補者選考委員会による選考に当たっては、農業に関する識見を有している方を委員会において選考されたものと理解をしています。

それから、4つ目のお尋ねです。任命に当たり、女性の任命が少ないと思われるが、市としての考え方を伺いたいということでありました。女性の任命については、国の男女共同参画基本計画に基づき、市としても3割程度まで引き上げたいとの考えを持って

おりますけれども、今回実際に公募により応募があったのが1名にとどまったということでございます。今後は、募集の際にも女性の参加を一層促していきたいと、このように考えております。

以上です。

○吉岡良浩副議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 再質問に移らせていただきます。

まず、1つ目ですけれども、20名中、知識と経験、実績のある現農業委員10名が選考されなかったことについてです。ただいま部長のほうから、法律などの要件により、その要件を基本として選考委員会にて選考していただいている、現農業委員が必ずしも選考されるものでないというふうに答弁ありました。ちょっとお聞きしますけれども、この選考から漏れた現職農業委員10名の、開催した委員会などの出席状況をお知らせ願いたい。また、この10名の中に、先ほどの農業委員となる要件を満たさない方はいたか、回答願います。

○吉岡良浩副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 まず、後ろのほうの質問からですが、要件を満たさなかったということであれば、30人の中で委員の候補までに至らなかった方でも要件の欠格に該当した方はいらっしゃいませんでした。委員の候補者というか、応募できないという要件は、法律上欠格の要件が厳しく制限されておりまして、以前もこの議場でお話しになったと思いますけれども、こういう方は委員になることができないと法律上定まっておりますのは、農業委員法の8条の4項にそれぞれ2号にわたって書いてありますけれども、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」、それからもう一つは、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」の2点のみであります。したがって、これは形式的に、該当する官公署に問い合わせれば分かることですので、こういうものに触れていない限りは、基本的には要件を欠くものではないということになりますので、今回応募のあった30名いずれの方もこういう入り口の段階での要件は全員満たしていたということでもあります。

それから、2つ目の質問ですけれども、会議の出席状況等につきましては、それは農業委員会のほうで御存じだと思いますので、そちらのほうにお尋ねいただきたいと思います。ただこの議場で具体的に、結果的に候補から漏れた10名の方の出席状況がどうかということをお答えできるかどうかについては、ちょっと私のところでは判断いたしかねますので、よろしく願いいたします。

○吉岡良浩副議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 ありがとうございます。今の説明にもあったとおり、この選考から漏れた10名は、いずれもそれから外れるような明確な理由はないというふうに捉えていいですね。1人、2人ならまだしも、20名中半数にもわたる10名が選考委員会で選任されなかった。先ほど触れましたが、3年前に選挙制から議会の承認を得て市長が任命するに当たり、法律でもその任命の過程の公正性、透明性を確保することについて必要な措置を求めています。様々な部分で疑義が生じているため、質問させていただきました。

まず、先月26日、本会議において人事案件である農業委員20名が議会の承認を得たわけですが、この中で承認された51号案件の方です。私は、人事案件質疑の中で、この方の公表されているホームページの内容や資料の略歴が事実と異なる旨質問させていただきました。内容は、この方、当該田畑、数年前から他人に貸しており、農業に従事している形跡がないこと、それにもかかわらず職業は農業、参考資料には農業従事者と記載されていること、また農業経営の状況欄に記載されている水稲2ヘクタールも、現状は水稲の作付はなく、転作田であること。これに対し担当部局からは、農地を他人に貸していても農業委員会を通さない、いわゆる相対での貸し借りの場合は、主宰権は農地所有世帯に属し、農業経営世帯であると判断するとししました。水稲の2ヘクタールも、大まかな表現であり、それに代わる作物もあり得ると、たしかこのように私記憶しております。よって、虚偽記載には当たらないというふうに回答されておりました。ちょっと内容的に確認すれば、非常に苦しい答弁だというふうに私感じております。部長の立場もあるかと思えますけれども。主宰権は別として、水稲2ヘクタール、無理矢理そこに落とし込んだ感がしてなりません。

ここで質問します。部長、市としての考えは、農業委員会を通さない貸し借りは主宰権は農地を有する世帯にあり、農業経営世帯とみなすと。イコール農業従事者とみなし、職業を農業としていますが、主宰権があれば農業経営世帯とする根拠は何ですか。法律や何かの文面で書かれていますか。

お願いします。

○吉岡良浩副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 主宰権についてのお尋ねでございます。その前に、議員のほうからの御質問の中で、委員会を通さない貸し借りは云々というくだりがありましたけれども、そこについてちょっとこちらで説明をさせていただきたいんですけれども、つまり委員会を通さない貸し借りということではなくして、この間お答えしたのは、この51号議案の方の農地の構成は、農家基本台帳上全て自作地となっております。自作地となってお

って、貸し借りをしているのであればここに出てくるわけですから、貸し借りではなくして、自分の自作地を他人にその作業を委託して作業をさせているということで、実際貸し借りには当たらないということ、そのこと自体が主宰権がありますよという意味でしたので、その点について御質問の中で引用されていた委員会を通さない貸し借りではないんですよということはここではっきりと言わせていただきたいと思います。

それから、主宰権でありますけれども、主宰権というのはそもそも委託者が当該農地を用いて行う農業経営の方針決定を行い、つまりどのような経営をこの田畑を使ってするかということを作作地の主が決めるということがまず第1。それから、第2に、その農地において生産された農産物の所有権を委託者が有し、委託者ですので、田主です、が持っていて、第3としてその委託者から受託者に対して、委託した農作業に対する対価が支払われていること。要はお金を渡して、頼んで仕事をしていただいたと。その成果の売上げに関しては田主に帰属すると、こういった形態の場合は、やはり主宰権があるということになりまして、それは農業に従事していると、そういうふうに理解せざるを得ないということでもありますので、その点を御理解いただきたいと思います。

○吉岡良浩副議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 今、部長から説明のあった書類、ちょっと私も見させてもらいました。この文書、平成18年に農水省から各農業会議に発布された事務連絡でございまして、農作業の受委託契約と農地法3条の関係について説明したものです。これ品目横断的経営安定化対策の加入は一定規模以上の田または畑の経営規模が必要であり、所有権または使用収益権を有している面積に、この農作業受委託契約に基づく面積を含めることができる旨を通知したものでございます。この農作業受委託契約の説明書きの1に、経営主宰権は委託者に属すると書いています、これは。これをもってまた今、部長答弁しましたけれども、私が聞いたのは、この主宰権があれば農業経営世帯する根拠を聞いたんです。経営主宰権は、委託者に属するとは書いてあるが、経営主宰権イコール農業従事者である文言はないです。これは市としての解釈なんです。

せつかくなので、答弁のあったこの条文を51号案件の方と照らし合わせてみたいと思います。今、部長のほうから説明ありました。委託者が当該農地を用いて行う農業経営の方針決定を行い、ここで括弧で経営主宰権は委託者に帰属すると、これは合致していると思います。次に、当該農地において生産された農産物の所有権を委託者が有し、これは全委託になっていますので、この文言からいけばこの所有権は委託者が有していないんです。受託者にあるんです。契約書の内容、これについては分かりません。3番目に、委託者から受託者に対し委託した農作業に対する対価が支払われることとなる農作

業受委託契約については、3条の許可を必要としないよというものです。かみ砕くと、この場合農地所有者、委託者の名前で農産物を出荷し、委託者から受託者に、要は所有者から受けたほうに作業の対価を支払わなければならないというふうに記載してあります。現状は、受託者の名義で農産物は出荷、対価も先ほどの逆の受託者から委託者に支払われている、これに当てはまらないというふうに私は考えています。なぜなら、この方は全委託、全貸しだからでございます。

ちょっと解釈を変えれば、我々一般に理解している農業従事者の定義、ちょっと調べてみました。農作業の栽培、収穫及び農業理事の仕事並びにこれら関連する仕事に従事する者と。また、この従事という文言は、専らその仕事に携わること、専らというのは他を差し置いてだそうです。この方は、専らも何も、農業に従事した形跡がない。そしてまた、農業という定義ですけれども、農業という定義が農地として自分の土地を持ち、農作物を育て出荷する仕事と。土地は家族所有の土地です。しかし、この世帯、農作物を育て出荷していない。農業従事者、職業の農業、どれを取っても当てはまらない。先ほどの農業委員会を通さないで貸し借りしたものは主宰権が貸主にあり、貸主を農業従事世帯とみなすと。農業委員会を通した貸し借りは、主宰権は借りたほうにあり、貸主を農業従事者にみなさない。どちらも貸主は現に田畑を耕作していない。農業に従事していない実情から判断しても、私はおかしいと思います。

主宰権があれば農業従事者とみなす解釈、これ改めるべきではないでしょうか。確かに応募、募集の段階で、個人の経営内容までは分かりません。だからこそ、事前に誤解のない要項を設定し、市の農業委員の候補者の選考等に関する規制でもいい、これに盛ればいいのではないのでしょうか。市のホームページに公表されている職業、経歴、農業経営を含む内容や議案提出されている内容が事実と異なる内容であるにもかかわらず、解釈等の仕方の違い、問題ないと答弁していますが、このような解釈だと、この選ばれた20名の委員、この選考された方々の公表されている内容や略歴にも大きな疑義が生じることになるのではないのでしょうか。何が正しくて何を基準に選考されたのか、そもそも疑問となります。

質問します。推薦を受けた者、募集に応募した者のうち、公表されている内容が事実と異なる場合どうなりますか、部長、よろしくお願いします。

○吉岡良浩副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お答えをいたします。

公表されている事実と実際が異なる場合どのようになっているのかというお尋ねでございました。ちょっとお待ちください。申し訳ございません。応募申込書または推薦書

に記入されている内容につきましては、住所、氏名、生年月日、性別については住民票で確認し、農業経営の状況や認定農業者であることについては農業委員会の農家基本台帳にて確認をしております。仮に事実と異なる記載があった場合には、それが委員としてふさわしくないと評価できるほどの重大なものであれば、これ委員の地位に影響を与えるものに、委員だった人が委員でなくなるというなり方の一つに罷免、要は分かりやすく言うと首ですけれども、そういう可能性はありますけれども、作目が異なることや、議員おっしゃるようなその他の記載に当たり判断に幅のある事項に関しては、厳格さがそこまで要求されていないと理解しておりますので、一番最初の答弁で申し上げたとおり、欠格要件という、外側で見ただけでこの人は駄目ですということがはっきり分かるのは破産、禁錮、この2つしかないわけですから、その他の部分で、仮に例えば水稻となっていたものが実際は大豆がついていたといったような軽微な事実が異なるということのみでその委員に対しての任命後の身分に影響が直ちにあるものとは考えておりませんので、理解をいただきたいと思えます。

○吉岡良浩副議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 答弁ありがとうございます。公表している経歴は、本人申請のとおりであります。法律の厳守要件、要は識見を有するか、その大きな法律違反していない限り、選考に影響はないというふうな解釈です。つまり本人が申請した内容、職業、経歴、農業経営の状況は、事実と異なる記載でも問題ないというふうに解釈されます。農業委員会等に関する法律施行規則第5条では、「推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況」を記載した書類の提出を義務づけています。また、公に公表を義務づけている極めて重要な内容です。もっと厳格に捉える基本的なものと私は考えます。この内容が事実と異なっても、法律の厳守要件、農業に対する識見、職務を適正に行うことができる、これに反しない限り選考に影響はないと。ちょっと違うような気がします、私は。これ選考以前の問題だというふうに私認識しております。そして、このような問題を抱えている人事案件を、先週の本会議、事前に質疑で内容を明らかにし、我々反対しましたが、採決の結果賛成多数で承認されました。非常に疑念が残る承認だったわけです。市長、この議会で承認はされました。しかし、任命権は市長にあります。このような問題を抱える方、任命してよろしいでしょうか。後々任命責任取られないでしょうか。市長の考え方、ちょっと伺ってよろしいですか。

○吉岡良浩副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 さすが外崎議員、農協出身だけに、すばらしい質問だと思います。た

だ、この51番目に関しては、少なからず2期6年間農業委員をまず経験しています。ですから、農業委員になるべく識見は有するものだと思っておりますし、あくまでも、先ほど経済部長が言ったように、欠格要件は禁治産者であるか前科なんです。それは、ある意味ではその要件がないわけですから、それ以前の見識から見れば、別にこの選任は任命責任等々の話では全くないと思っております。

○吉岡良浩副議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 ありがとうございます。これに大きく関連しますが、次に移ります。

任命における公正性、透明性は確保されているかでございます。施行規則5条2項、推薦応募の数が定数を超えた場合、「関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と。先ほどの答弁では、委員候補者選定委員会からの答申であり、公正性、透明性は確保されているものと理解しているというふうにありました。ここで、この選考委員会のメンバー、役職、また誰が任命するのか、お知らせ願います。

○吉岡良浩副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お答えをいたします。

選考委員の方々ですけれども、JA、それから共済組合、土地改良区、商工会議所、生産者関係団体の中から市長が委嘱するということになっております。これは、定数が市の附属機関に関する条例というもので定まっております、7名の方を委嘱してございます。

○吉岡良浩副議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 ありがとうございます。今回の農業委員会委員候補者選考委員会、応募者30名から20名に選考するに当たり、2回の委員会開催されております。日時、場所、出席委員数、出席職員及び内容について、どのような協議がされたか、また会議はどのような運びで行われたかお知らせ願います。

○吉岡良浩副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お答えいたします。

会議の日時でありますけれども、2回開かれております。まずは、1回目、令和3年1月26日、10時から、それから2回目、令和3年2月3日、14時から、いずれも市役所内の会議室において開催をしております。その他の審議の具体的な内容に関する部分に関しては、情報公開条例の定めによりまして、明らかにできない情報も含まれることが考えられますので、この場でこういう内容ですということを詳細にお話しすることはで

きませんけれども、お話しできるのは、1回目の会議で選考の基礎になる基準というものを御議決いただいて、委員会の中でお決めいただいて、それから2回目に実際に30人から20人に絞り込むということをしたということでもあります。これ以上に関しては議事録も今作成されておりますので、請求されたので全て公開されるかどうかは別にいたしまして、請求できる権利がございますので、内容、委員になった方のその後の、この委員をやるということは審議の中で様々な自由な討議とか、人の評価に関わるような内容の会議になるわけですが、そういった内容を含むものを情報公開条例の中では審議検討等情報、それから場合によっては個人情報も含まれるでしょう。こういったものに関しては、慎重な取扱いをするというふうにされておりますので、後日でも情報公開条例の請求に基づきまして、こちらで出せるものは出す、部分的に出す場合、あるいは開示できませんといったことになるかもしれませんが、そういったことで対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○吉岡良浩副議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 30名から20名に絞り込むに当たり、選考の基準となるものを設けたか、まず1つお聞きします。

2つ目は、この30名一人一人の内容を出席した選考委員のメンバーが選考したか、事前に選考委員会以外の者がまとめた案を資料として提出、選考委員会で承認を得たということはないか確認します。

○吉岡良浩副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 最初のほうの質問に関しては、この前の答弁で申し上げたとおり、1回目の会議でベースになる考え方というのを決めておりますので、選考基準はございます。

その後のほうの質問に関しては、詳細に関しては申し上げられないという答えになりますので、よろしくお願ひいたします。

○吉岡良浩副議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 選考委員会の内容については、詳しく言えないということでありました。30名中20名に絞り込んだのを2日の日に実施しているということでありました。2日目の日の会議が2月3日水曜日、時間が14時から14時30分までかかっています。2時から2時半まで、正味30分です。挨拶や若干の説明あったにしても、25分くらいで選任を終えている、この25分でこれらの内容を精査できるのかと、非常に疑問が残ります。選考委員は、欠席者もいたように思います。6名、各地域では活躍し、実情も把握していると思っておりますけれども、今回推薦、応募された30名の中には、見たことも、聞いたこ



ともない候補者が多数いたと思います。それをただか30分弱で選定できると、非常に疑問が生じます。先ほど来答弁で、選考委員に付議し公正に選任されているとしています。しかしながら、先ほどの再質問の答弁にあったとおり、選考委員会の協議内容や運び方など、詳しい内容は知ることはできませんでした。いろいろ内規があるということでありましたけれども、申し上げている施行規則の公正性、透明性が確保されているために、必要な措置が講じられているような努力もされていないような私は気がしてなりません。選考委員会並びに議事録、資料については、閲覧請求手続をし、内容について再確認したいというふうに思います。これに当たっては、全資料隠さず出していただくことと、くれぐれも法に触れるようなことのないようにお願いします。

最後に、女性農業委員の任命であります。現在本市において、20名中女性委員は1名というふうになってございます。答弁では、3割程度まで引き上げたい、今回の公募では1名とのことでした。参加を促すよう推進していくとありましたけれども、ある程度の女性の枠を決めるのも方法ではないでしょうか。3割程度とすれば、20名中6名くらいになりますが、最初は女性枠2人とか3人とか、そこから徐々に増やしていったらどうでしょうか。これは、最適化推進委員にも言えることです。どこの市町村でも、女性委員の登用に苦勞していると思いますけれども、五所川原市は知恵を出し合いながら、他の模範となるべく、女性委員の増を実現できることを切に願い、質問を終わらせていただきます。

○吉岡良浩副議長 以上をもって外崎英継議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○吉岡良浩副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時58分 散会

令和3年五所川原市議会第2回定例会会議録（第3号）

---

◎議事日程

令和3年3月4日（木）午前10時開議

第1 一般質問（4人）

- 2番 花田 進 議員
  - 8番 桑田 哲明 議員
  - 6番 寺田 幸光 議員
  - 16番 平山 秀直 議員
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（22名）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 藤 森 真 悦 議員  | 2番 花 田 進 議員    |
| 3番 高 橋 美 奈 議員  | 4番 磯 邊 勇 司 議員  |
| 5番 外 崎 英 継 議員  | 6番 寺 田 幸 光 議員  |
| 7番 黒 沼 剛 議員    | 8番 桑 田 哲 明 議員  |
| 9番 山 田 善 治 議員  | 10番 鳴 海 初 男 議員 |
| 11番 松 本 和 春 議員 | 12番 木 村 慶 憲 議員 |
| 13番 成 田 和 美 議員 | 14番 吉 岡 良 浩 議員 |
| 15番 秋 元 洋 子 議員 | 16番 平 山 秀 直 議員 |
| 17番 三 瀨 春 樹 議員 | 18番 木 村 博 議員   |
| 19番 山 口 孝 夫 議員 | 20番 伊 藤 永 慈 議員 |
| 21番 木 村 清 一 議員 | 22番 加 藤 馨 議員   |
- 

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（27名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	飯 塚 祐 喜

財 政 部 長	櫛 引 和 雄
民 生 部 長	佐々木 秀 文
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	三 橋 大 輔
建 設 部 長	川 浪 治
上下水道部長	三 和 不二義
会 計 管 理 者	岩 川 和 雄
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	夏 坂 泰 寛
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	阿 部 徹 也
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	有 馬 敦
農業委員会会長 職 務 代 理 者	長 尾 信 彦
農業委員会理事・ 事務局長事務取扱	浅 利 寿 夫
総 務 課 長	竹 内 拓 人
財 政 課 長	佐々木 崇 人
健康推進課長	松 山 明 央
福祉政策課長	伊 藤 一二三
農林水産課長	一 戸 武 二
土 木 課 長	古 川 清 彦
公園管理課長	赤 城 一
経営管理課長	太 田 泰 弘
教育総務課長	永 山 大 介

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川 哲
次長・議会総務 係長事務取扱	山 本 弘 隆

---

◎開議宣告

○磯邊勇司議長 議場の皆さん、おはようございます。議事に入る前に傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○磯邊勇司議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告書の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、2番、花田進議員の質問を許可いたします。2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 おはようございます。日本共産党の花田進です。通告に従い質問させていただきます。

1番目の質問は、新型コロナウイルス対策についてです。テレビでは、連日コロナウイルスのワクチンの報道が続いております。日本でも、ワクチン接種が2月17日から、医療機関関係者から始まりました。今日は、青森県でも始まる、そのような報道がされております。WHO、世界保健機関のシニアアドバイザーの進藤奈邦子さんは、ワクチン接種が日本でも始まりました。しかし、感染拡大を防ぐには、医療、高齢者施設での定期的な検査など、戦略、定期的な検査充実、感染者の追跡、保護が重要であることに変わりはありません。今回のワクチンは、重症化を防ぐ効果は確認されていますが、感染を防ぐ効果や人に感染させない効果は確認されていませんと述べ、ワクチンはオールマイティーな手段ではなく、新たに加わったカードであるということを強調しています。市は、感染対策への取組とワクチンの接種という2つの大事業を担うこととなります。大変であります。職員の方々の奮闘に期待します。

ワクチンの接種は、国からの割当数も不明な中で、対応に頭を抱えていることと思います。16歳以上の市民全てに接種を実施しなければなりません。多くの人が接種することにより、集団免疫ができる可能性があります。WHO、世界保健機関は、新型ウイ

ルスのワクチン接種をめぐって、世界の多くの人々が免疫を持つことで感染が広がりにくくなる、いわゆる集団免疫の状態を今年中に獲得することは難しいという認識を示しています。市の新型コロナワクチン接種の方針についてお伺いします。昨日、黒沼議員も質問していますので、簡単にお願いをいたします。

次の質問に移ります。国は、持続化給付金を給付しましたが、任意の団体などは対象となっておりません。多分確定申告書が求められているので、それができない団体は対象外となっているのではないのでしょうか。しかし、任意団体も事業をし、コロナの影響を受けている団体もあります。国が捕捉できない問題を、地方創生臨時交付金を活用して地方が応援する必要があるのではないのでしょうか。交付金の残高は、約4億円ほどが残っておりますので、持続化給付金の対象とならない団体に支給できないのでしょうか。

2番目の質問に移ります。公園は、良好な環境を市民に提供し、災害時の避難場所となり、市民を守ります。また、様々な運動や遊び、のんびり散歩や木陰での休息、特にみんなが集まる交流の場でもあり、季節の移ろいや生命の息吹を感じながら、様々な楽しみができます。皆さんの憩いの場所です。公園は、人々の触れ合うにぎわいの舞台です。子供からお年寄りまで、様々な人と人とのつながりを保ち、愛着のある地域をつくれます。このたび作成された五所川原市公園整備計画の取り組む方向はどのようなものか、また計画書に一部外部委託とありますが、具体的にはどのようなことか、お伺いします。

3番目の質問は、33人学級の実現方向についてであります。国が、40年ぶりに学級定員を下げました。多くの国民が長年求めてきた要望であり、画期的と言ってもいいのでしょうか。ところが、青森県は、既に33人学級を実施しております。青森中央学院大学の竹中特任准教授は、少人数学級が学力向上につながっていると述べています。今後の取組方向についてお知らせください。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いをいたします。

○磯邊勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○長尾孝紀教育長 それでは、私のほうから33人学級の制度概要と今後の方向性についてお答えいたします。

青森県では、国が定める1学級の児童生徒数である小学校1年生35人、小学校2年生から中学校3年生まで40人の学級編制基準に先行する形で、きめ細やかな学習指導や生活指導を行うため、弾力的な学級編制として、小学校1年生から4年生まで及び中学校1年生は、学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人としております。また、小

学校2年生に限り、学年1学級の場合であっても上限を35人とすることができるとして  
おります。

県では、33人学級の対象学年を令和3年度は小学校5年生まで拡充するとしておりま  
す。当市においては、来年度新5年生の該当はないものの、今年度は南小学校2年生、  
栄小学校2年生、3年生、4年生、金木小学校2年生が該当しており、国の基準よりも  
それぞれ1学級増となっております。

なお、来年度は、栄小学校新3年生、新4年生、三輪小学校新2年生、五所川原第一  
中学校新1年生が該当しており、それぞれ1学級増となる予定です。

○磯邊勇司議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 お答えいたします。

ワクチンの接種の方法と接種対象者数についてお答えをいたします。現在当市におけ  
るワクチン接種の方法としては、市が設置する特設会場において、一日に多くの方へ接  
種機会を提供できる集団接種と、医療機関で接種できる個別接種の両者を併せた接種体  
制の稼働に向けた準備を今進めているところでございます。

また、接種の対象者数については、令和3年度中に65歳以上に達する高齢者1万  
9,774人、高齢者以外の接種対象者は2万8,569人、接種対象者総数は合わせて4万  
8,343人となっております。

以上です。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 国の持続化給付金の対象とならない団体等に対する支援についての  
市の取組状況についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、法人登記をしていない、いわゆるみなし法人とされる任意団体  
は、公的書類がなく、事業実態を確認することが難しいことなどを理由に、国による持  
続化給付金の対象外とされていることから、商工団体等から中小企業庁に対して、これ  
らの任意団体も対象とするよう要請がなされたことは承知をしております。

持続化給付金については、国の事業でありますので、制度の問題であれば、まずはこ  
の中小企業庁への申入れの動向を注視したいと考えております。その一方で、これまで  
市が実施してまいりました事業継続支援金などの新型コロナウイルス感染症に係る事業  
者支援施策においては、登記された法人、個人、ここでいうみなし法人とされる任意団  
体、権利能力なき社団と呼ばれるものですが、これらいずれも無差別に交付対象  
としておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○磯邊勇司議長 建設部長。

○川浪 治建設部長 公園施設整備計画の方向性についてお答えいたします。

当市の公園は、昭和30年代から昭和60年代までにかけて集中的に設置され、施設の老朽化が深刻な状態にあります。そのため、公園施設の適正管理と長寿命化を図ることを目的とする10か年計画を策定するものであります。

現在56の公園を管理しておりますが、今後は利用率の低い公園は他の用途へ転用するなどして公園数を集約し、利用者の多い公園について、遊具の更新、公衆トイレの洋式化、公園灯のLED化等を優先的に進め、誰もが利用しやすい、安全で安心な公園の整備を目指したいと考えております。

また、外部委託の内容についてであります。現在公園の維持管理に関しては、職員及び6名の会計年度任用職員で業務を行っております。公園の範囲も広く、業務も多岐に及んでいることから、現在も業務の一部をシルバー人材センターや老人クラブに委託しております。具体的な業務内容としては、園地の草刈り、樹木枝剪定、倒木処理、薬剤散布、トイレ清掃などがあります。

今後は、民間事業者への委託も検討しながら、引き続き管理全般は市が行い、草刈り等の作業を委託していきたいと考えております。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 答弁どうもありがとうございました。コロナワクチンについてお聞きします。

対象者に対するワクチンの連絡方法及び寝たきりとか動けない人がいると思うんですが、そういう人たちにはどういう対応をしていくのか、お伺いします。

○磯邊勇司議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 お答えいたします。

対象者への接種に関する連絡についてまずお答えをいたします。接種対象者の方には、見込まれる接種時期に応じて、ワクチンの接種券を封書で送付することとしております。国では、高齢者の接種券の送付は、標準的には4月23日頃までの接種の開始に近い時期を想定していると公表していることから、本市としては4月中旬をめどに発送する準備を進めております。

送付する封書には、接種券、予診票のほか、接種に関する説明書、ワクチン接種の予約方法を同封して御案内するとともに、広報やホームページも活用し、周知を図ってまいります。

なお、ホームページには、新型コロナワクチンについて、現時点の情報も既に掲載しております。新しい情報については、随時更新をしてまいりますので、御覧いただきました

いと思います。

また、あわせて予約の方法ですけれども、市役所庁舎内に設置するコールセンター窓口で直接予約する方法のほか、電話やインターネットでも予約ができるように作業を進めているところでございます。

次に、一人で接種会場へ足を運べない方への対応について併せてお答えいたします。集団接種会場は、多くの方々に利用されている施設や公共交通の利便性の高い施設を設置場所として現在検討はしておりますが、接種される方の交通手段の状況に応じて接種会場が選択できるよう、ワクチン接種の予約時に対応してまいりたいと考えております。

また、公共交通が利用できない方については、臨時的に小型バスなどの運行も視野に入れて対応したいと考えております。

なお、寝たきりの方や高齢者施設の入居者等の接種につきましては、現在関係部局と協議を進めているところでございます。

以上です。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 4月中旬まで郵送で対象者に連絡すると。これは、あくまでも高齢者ということですね。一般はいつ頃する予定なのか、お伺いします。

○磯邊勇司議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 お答えいたします。

現在の発送は、優先順位が医療従事者、高齢者というふうな順番になっております。現在のところ、この高齢者の接種が完了する以降となっております。現在高齢者の接種完了時期が未確定でございますので、現時点で一般の方の接種券の発送についてはまだ不明となっております。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 ワクチンの配付の量が分からないという段階で、高齢者が済まないと一般に移れないので、まだ未定だということのようであります。取りあえず分かりましたが、一応今の計画では、高齢者はどのくらいの期間で終わる、いつ頃終わるといふ予想を立てているのか、お伺いします。

○磯邊勇司議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 お答えいたします。

現在報道等の国の情報においては、6月までに高齢者のワクチンが行き渡るというような報道がございます。6月までにワクチンが入ったとしても、2回目に接種するのはそれ以降、要するに7月になろうかというふうに思います。7月に高齢者の接種が終わ



った段階で、次の一般の方に移るかと思っておりますので、そういうスケジュールになるかどうかと考えております。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 郵送で通知が来て、その後コールセンターかインターネット、電話で予約をするということになるわけですが、自分たちの期間が長いわけですが、どこの地域はいつ頃だとか、そういうお知らせは来るんですか。自由に日常申し込むことができるのか、それをお聞きしたいと思っております。

○磯邊勇司議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 現時点では、コールセンターの受付につきましては、接種を希望される順番と申しますか、を想定してはございますけれども、ワクチンの供給状況もございまして、それも併せてコールセンターに問合せした段階で、コールセンターのほうから接種時期についての御相談とか、そういうのをお受けしたいと思っておりますけれども、具体的にまだワクチンが、いつ、どの段階で、どこに入るかというのは分からない段階でございまして、3月末までにはコールセンターのほうも設置したいと考えておりますので、取りあえず市役所、もしくはコールセンターのほうに問合せをいただきたいというふうに思います。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 動けない人、寝たきりの人とかいるわけですが、そういう人たちについて、タクシーとか、そういうチケットを配付するというのも考えていいのではないかと私は思いますので、御検討願いたいと。

それから、今東京でなかなかコロナの終息が見えない状態ですが、コロナにかかっている人の多くが高齢者施設なんです。私らも求めてきましたが、なかなか国がやらないんですけれども、やっぱり高齢者施設とか、そういうところを任意じゃなくて社会的な検査をするということをぜひ五所川原でも強めていかないと、クラスターが発生してしまうということになるかと思っております。つがる総合病院にPCR検査機が入るということですが、まだ入っていないみたいですが、入りましたら五所川原でも積極的に保育所とか高齢者施設とか学校の先生だとか、多くの人に接する職種の人にPCR検査を実施するような体制をつくってほしいというふうに意見を述べておきたいと思っております。

次に、公園のことですが、これに対してパブリックコメントを求めたわけですが、どのくらい来たのか、お伺いします。

○磯邊勇司議長 建設部長。

○川浪 治建設部長 パブリックコメントに関してお答えします。

昨年12月25日から本年1月25日までの期間の意見募集において、3名の方から7件の御意見をいただいております。内容としては、トイレの洋式化、ユニバーサルデザインの推進、JRの駅新設といったものでありまして、計画案に記述済みのものもございましたが、実施段階でさらに検討するなど、貴重な御意見として参考にさせていただきます。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 パブリックコメント、なかなか来ないみたいですが、今回の公園の件では7件来たということで、市民の意見をある程度聞けたのかなと感じました。それで、計画書を深めるために質問いたしますが、56の公園のうち都市公園と言われている公園は幾つあって、計画書にA判定、B判定、C判定、D判定というふうに書いているんですが、その判定の基準はどういうふうになっているのかお聞きします。

○磯邊勇司議長 建設部長。

○川浪 治建設部長 まず、公園の種別であります。都市公園が22となっております。そのほかに農村公園が12、児童遊園地が15、その他の公園が7公園となっております。計画案では、その種別が記載されておりましたので、その部分は手直しをしたいと思います。

それから、判定についてであります。これは遊具の判定基準でありまして、公園遊具の点検につきましては、日頃から職員が目視点検等を行っておりますが、主な公園においては、専門業者による点検も行っております。点検結果の判定基準については、日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準を適用しており、修繕の必要がないものがA判定、経過観察が必要なものがB判定、修繕を要するものがC判定、危険性の高いものがD判定となっております。今回の調査でD判定の結果が出たのが菊ヶ丘運動公園の大型複合遊具でありまして、これについては令和3年度に解体、令和4年度に更新の計画となっております。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 今都市公園が22あるというふうに聞きましたが、都市公園は五所川原市都市公園設置条例で定めている公園だと思うんですが、そうでない公園と取扱いに違いがあるのか、また財政的に都市公園は国からの助成があるとか、そういう違いがあるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。すみません、通告していません。

○磯邊勇司議長 建設部長。

○川浪 治建設部長 都市公園とそれ以外の公園の違いであります。まず都市計画区域内に市が設置した公園、緑地、墓園等が都市公園という扱いになります。そのほかに児

童遊園地というのが児童の福祉の目的で設置されたものでありまして、都市公園とは別の扱いとなります。また、農村公園に関しましても、農村整備の目的の補助事業で整備した公園でありまして、こちらのほうも扱いは別となります。財政的な補助とか、そういったものの違いというのは特にございません。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 先ほどの答弁で、6人の会計年度任用職員が日頃の公園管理の実務に当たっているということを述べていましたが、外部委託するというのは、その6人では足りないからするのかどうかお聞きします。

○磯邊勇司議長 建設部長。

○川浪 治建設部長 今年度は6名を任用しておりますが、やはり公園の数が多いということがございまして、手が回らないという部分もあります。また、この会計年度任用職員もこのままずっと6名体制でいけるとは限りませんので、その部分を外部に委託したいと考えております。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 市長にちょっとお伺いしたいんですが、市長の市政になってから、学童の部分だとか給食だとか、民間委託が推し進められているんですが、市長のそういう行政の基本的な考え方はどういうことなのか、お聞きいたします。

○磯邊勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 民間への外部委託に対するまず考え方についてお答えしたいと思います。

当市においては、令和2年10月より民間事業者が持つ最新の保育技術、ノウハウを取り入れることで学童保育の内容を充実させ、現在よりも質の高いサービスを提供していくことを目的とした放課後児童クラブの運営を外部委託しております。たまたま今日新聞にもこの外部委託をしたアンフィニが掲載されておりますので、お目を通していただければと思います。

また、本年4月から、学校給食センターの給食調理についても外部委託がスタートするところであります。外部委託は、少子高齢化など社会情勢の変化、行政需要の増加、多様化、職員数の減少など、市を取り巻く環境が大きく変化していく中、事務の効率化や行政コストの縮減を図る上で有効な手段であると考えております。外部委託に当たっては、市が直接実施しないことにより、市民サービスの低下がないか、また民間が持つ知識、ノウハウ等を活用することで、市民の満足度の向上が図れるのかなど、様々な視点から総合的に検討を行っているところです。今後も民間にできることは民間にという

考え方の下、外部委託をはじめ、民間の活力を活用しながら、より効率的、効果的な行政運営を行ってまいりたいと思っております。

私自身の基本的な考え方ですけれども、同じ答弁の繰り返しになるかも分かりませんが、現年少子高齢化が当然進行している状況であります。当市においても、人口減少の速度が非常に早くなっているという現状は、花田議員も私も共通の認識だと思います。

そんな中であって、これから行政に求められるものは、医療であったり介護であったり子育ての支援であったり、そして一番大事なのは、これから金木、市浦の地域振興策であったり、そして最も急務なのは、災害時に対する対応をどうするかと、こういうものが非常に重要な行政課題だと思っております。地域の安全、安心、そして地域の福祉向上を果たすための行政の役割というものは、これからますます重要になってくると思っております。そのためにも、逆に民間で行えるものは民間にお願いをして、そして多様化する行政の需要に対して、しっかりとやはり対応していかなければならないと考えております。行革という名の下に、民間へ外部委託することによって行政サービスが後退を招くことはあってはならないということが基本的な私の考えですので、どうぞ花田議員にも御理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 市役所で行っていた業務を民間に委託すると、そこで働いている人の待遇が大きく変わってくるわけですので、そのことも十分働く人の立場に立った視点もぜひ入れてほしいと。民間委託が駄目だと言っているわけではありませんが、その辺をひとつ判断の基準に加えていただければというふうなことを感じました。

次に、33人学級の問題に移りますが、幾つかの学校で学級が増えるということが報告、答弁されました。再質問では、複式学級の場合どういうふうになるのかについてお聞きします。私は、義務教育9年間、ずっと複式学級で育ったんです。それで、義務教育半分しか終わっていないなという実感があるんですが、それでも中学校になると、先生方が苦勞して、算数を中学校1年生、2年生と一緒に勉強できるわけないので、クラス分けて、ちゃんと時間で授業してくれたということで、体育だとか音楽だとか理科だとか社会は、学年が変わってもあまり差がないので一緒に授業したんですが、そういう体験もあって、複式学級の体制はどういうふうになるのかお聞きします。

○磯邊勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 それでは、複式学級のことについてお話しします。

まず最初に、当市において複式学級が行われているところをお話しします。うちのほ

うでは、三好小学校と市浦小学校が該当しております。三好小学校では、2年生、3年生の12人、4年生、5年生の11人、市浦小学校では3、4年生の12人が該当しております。それでは、青森県が定める学級編制基準である複式学級、1学級の児童生徒数は、引き続き2つの学年の児童生徒で編制する場合、小学校では1年生を含む場合は8人まで、2年生以上では16人まで、中学校は8人までとなっております。県が示した来年度の方針では、複式学級に一定以上の児童が在籍している場合、非常勤講師を追加配置する学年を今までは第2学年まででしたが、来年度からは4学年まで拡充するということがうたわれています。ただ、複式学級を編制する、先ほど言った8人、16人、その1学級の児童生徒数に変更は来年度はありません。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 それでは、来年度も三好と市浦の複式学級は16人が上限なので変わらないということによろしいわけですね。

○磯邊勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 該当する学年はちょっと違います。来年度は、三好小学校はまた同じく2年生、3年生が該当します。それから、4年生、5年生。市浦小学校は4年生、5年生。ですから、学年が1つずれる学校があるということになります。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 今後とも、教育で、先ほども述べましたが、青森県、多少共通テストで学力が向上しているのは、学級編制の数が減ったのも要因だという学者もいらっしゃいますので、県の要綱に従って実施してほしいと思います。

それでは、私の質問はこれで終わります。

どうもありがとうございました。

○磯邊勇司議長 以上をもって花田進議員の質問を終了します。

次に、8番、桑田哲明議員の質問を許可いたします。8番、桑田哲明議員。

○8番 桑田哲明議員 おはようございます。新政会の桑田哲明でございます。今日はひとつよろしくお願ひします。

まず、最初に取り上げる課題は、コロナ終息後の市の経済の立て直し対策についてであります。事業者あるいは生活困窮家庭の支援策についてお伺いしたいと思います。当市においても、新型コロナ禍で多くの事業者が影響を受けまして、自主財源の中核である市税が前年度当初比で1億6,500万円減となっております。このことから、直ちに事業者が立ち直るきっかけとなる支援策が必要かと思ひます。

現在のコロナでありますけれども、中央の1都3県におきましては、まだ非常事態宣

言が解かれておりません。しかし、この前の黒石あけぼの病院、あそこでクラスターが発生したその後は、県内においては感染者がほとんど出ていない状況ということで、県内あるいは当五所川原市においては、かなり終息に向かっているのかなと、こう思っております。ただ、これから新学期を迎え、あるいは就職または転勤等で中央との往来が激しくなる、そうなればまた発生する、そういう危惧もございませけれども、今の段階では発生がかなり下火になっていると。早く対応策、支援策が必要かと思えます。

また、ここで今浮き彫りにされているのが、今朝の東奥日報を見ても、コロナ禍で見えた課題というのが載っております。女性、若者、まずこの人たちは、パートあるいはアルバイトなど、非正規の働く方が多く、本当に解雇、雇い止めと、大変な状態であります。また、独り親家庭の困窮と子供の貧困、これもまた浮き彫りになっております。事業者と同様、この人たちに光を与える、これも喫緊の課題だと思います。市は、どのようなお考えなのか、お聞きいたします。

次に、新規就農者についてであります。農業次世代人材投資事業の経営開始型がありますけれども、これを利用している人の現在の人数、あるいは途中でリタイア、離農した方々の人数をお伺いしたいと思います。また、当市の認定新規就農者の年齢、これも伺いたいと、こう思います。

第3点として、市民の足の確保ということで、通院、買物でも利用できるようになった川倉の湯っこのバス、また飯詰能開短大環状線、あるいは高野環状線、2路線が廃止になり、その代替として乗合タクシーが走られております。また、行政連絡バスも廃止になり、路線バスと機能統合した弘南バス小泊線、それぞれの利用状況と利用者の声、これをお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○磯邊勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 まず最初に、私のほうから桑田議員の御質問の最初の、コロナ終息後の市経済の立て直しについてということでございませ。これについては、昨日もまずは令和3年度のこれからのコロナに対する考え方を述べております。

まず、生活が非常に苦しい方にまずはどういう支援をするかということが最も大事なことであり、そのことそのものが経済対策の一つだと思っております。昨日も述べたように、私も、例えば職員も、非常に経済的には全く変化がありません。ただ、先ほど桑田議員が言ったように、非正規雇用等々、雇い止め、あるいはパートでいきますと、この経済の中ですので、時短を強いられるということで、確実にそういう方々は所得が少

なくなっているというのが現状だと私は理解しています。そういう意味で、昨日述べたように、非課税世帯に対してはどのような支援をするべきか、そして非課税世帯の中にも扶養手当を支給されている子育て世代に、またどのような具合な支援をするかということは、今その支援の方法、支援について設計をつくっている段階で、議員の皆様方に提案を申し上げて、いろんな意見を伺って、早い時期に実施したいと思っております。

そして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、地域経済の影響は極めて深刻な状況が続いているということではありますが、今後の地域経済の立て直しには、新型コロナウイルス感染症の終息が大前提となると考えております。様々な制限や自粛生活が続く中、人々には通常的生活スタイルに早く戻りたいという気持ちが強くなっており、今現在、新型コロナウイルスワクチンの接種により、当然旅行や、今後イベントの開催等が自由にできるようになった際には、これまでにない需要が見込まれると考えています。市としては、何としても事業者の事業継続を支援するとともに、市民の暮らしと雇用を守っていく必要があると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、そういった外的要因により事業が困難になり、自分の意思と反して万やむを得ず廃業している飲食店も現在見受けられておりますし、また休業という形で、その時期が来たら再開をしたいという意思を持って休業されている事業者も見受けられるので、そのような方々に事業を再開する際に、市が支援することも検討していかなければならないと考えております。

市としても、商工会議所、そして金木、市浦の商工会、そして2つあるJAをはじめとする経済団体や国、県といった行政機関等、様々な主体と連携しながら、適切な支援、施策を柔軟かつ迅速に実施し、市の経済活動を維持していかなければならないと思っております。

まず、コロナ禍の中で、去年は五所川原の商工会議所の青年部が立ち上げたGENKIまつり、最初に5月にエール飯から始まって、6月、7月にテークアウト弁当市、そして9月18日、19日でGENKIまつりを開催して、ウェブによる立佞武多、その際にはバル街、そして845酒はなかなか難しい面があって延期になり、形が変わりました。そして、市浦では、ちょうど10月に開催予定のものが、コロナが、またクラスターが発生したということで、11月8日に十三湖高原まつり、これはどうしてもやはり市浦商工会の婦人部とトーサム、あとは市浦牛の里の関係で、市浦牛を牛井にして発表したいという強い意思があって、縮小しながら市浦牛井を500食提供するという祭りを行いました。これも30分という短い間で、女性部会が作った市浦牛のおでん、コロケ等はすぐ売れました。牛井の500食に関しては、約15分でほぼ完売という状態です。今現在商工会議所

とも話をしていますが、このコロナ後のイベント、どういう形になるか、これからだと思えます。でも、このイベント、終息して、やはり経済を回していくため、消費を喚起するために、ぜひともこのイベント等の開催をしていただきたいと。市浦に関しては、もう既に秋の収穫を迎えた際に、地域の農産物をプラス、そして市浦牛においては、来年度は1,000食を用意して対応するというので、もう事業計画を立てております。

あと、もう一つお願いをしたいのは、ここに秋元洋子議員も黒沼議員もおりますが、金木がなかなかこういうものに対する取組が商工会議所、商工会が残念ながら去年出てこなかったんです。もう既に商工会の会長にはその話をしておりますので、どうぞ2人の議員がバックアップ、けつをたたいて、金木においてもそういう地域を盛り上げるイベントをしていただきたいし、そのイベントに対して全面的に市は支援をしていきたいと思っておりますので、コロナ後に関してはまずそういういろんな団体が取り組むイベントに対して、全面的に支援をして経済を回していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 これまでの新規就農者の人数と現在の状況についてお答えをいたします。

平成24年度から平成28年度までの青年就農給付金事業に係る新規就農者が54名、平成29年度より名称が変更となり、農業次世代人材投資事業に係る新規就農者数については、平成29年度が4名、平成30年度が3名、令和元年度が2名、今年度が3名、これらの方のうち6名が諸事情により事業途中で離農されておりますけれども、都合現時点では合計60名の方が就農、現在も農業従事中ということになっております。

本事業を活用している新規就農者に対しては、就農初期段階で発生する問題を早期に解決できるよう、年2回、JA、農業委員会と連携をし、営農指導や農地のあっせん、各種農業制度の相談体制を整えているところです。

新規就農者の収入確保に重要な役割を果たしているこの事業に関しては、引き続き予算の獲得に向けて、県とも協調しながら国に対して要望をしていきたいと考えているところであります。

年齢のお話がございましたので、この次世代人材投資事業に関する参加するための要件の年齢は50歳までとなっております。

以上です。

○磯邊勇司議長 建設部長。

○川浪 治建設部長 公共交通再編事業の現状と課題について、令和3年1月末現在の状



況でお答えいたします。

まず、令和2年10月に乗降場所を新設するなど、運行の見直しを行った川倉の湯っこバスの利用者数は延べ1,313人であり、このうち新設した乗降場所の利用状況については、金木タウンセンターが51名、かなぎ病院が7名、金木総合支所が9名となっております。運行からまだ約半年であることから、制度のさらなる周知を図るとともに、地域や利用者の御意見を参考にして、よりよい制度の構築に努めてまいります。

次に、予約型乗合タクシーの延べ利用者数は、飯詰、金山地区で63名、長橋地区で67名、梅沢、七和地区で43名の合計173名となっております。約1年間運行しましたが、まだ利用方法が分からない方もいると思われるため、引き続き周知を図るとともに、利用実態を注視しながら、利便性の向上を図ってまいります。

最後に、小泊線利用者補助事業についてですが、利用者数が延べ4,675人となっており、登録者の地区ごとの割合は、金木地区が約4割、市浦地区が約6割、また運行区間の利用率については、五所川原、市浦間が約3割強、五所川原、金木間が約5割強となっております。

利用者へのアンケート調査では、利用券の使用期間拡充の要望等のほか、現在の事業を今後も継続してほしいなどの御意見が寄せられております。これに関しては、利用券の使用期間や発行枚数の拡充など、運行事業者である弘南バスと調整を進めているところであります。

今後も人口減少に対応したまちづくりのために、持続可能な公共交通の構築を図ることと、市民生活の移動手段の確保に努めてまいります。

○磯邊勇司議長 8番、桑田哲明議員。

○8番 桑田哲明議員 市長の答弁にありましたように、本当にイベント等、これにまた予算をつけると、そういうことで大変ありがたく思っております。いずれにしても、このコロナ禍にあっては、いつ、いかなるとき、どのような対応が求められるか分かりません。その点、前に市長が記者会見で述べていたとおり、今回の予算は補正を前提とした柔軟対応型の予算であると。これに関しては、私も妥当な判断だと、こう高く評価しております。いずれにしても、独り親世帯、これは今子供を抱えておりますと、新学期を控えて入学や進学の準備で支出が増えております。やはり支援するにも、この時期に間に合うように、スピード感あふれる対応をしていただきたいと、こう思います。よろしく申し上げます。

次に、新規就農者でありますけれども、現在6名の離農者、リタイアがあると、こう部長のほうから答弁がありましたけれども、これ離農率として、パーセントとしてどの

くらいになりますか。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 6名減になる時点で、66名が一旦は就農されていますので、1割弱となろうかと思えます。

○磯邊勇司議長 8番、桑田哲明議員。

○8番 桑田哲明議員 全国の離農率が2.5%なんです。今経済部長が1割近く、10%あると。これは、当市においてはかなり高い離農率であると。この原因は突き止めておりますか。

○磯邊勇司議長 経済部長、答弁。

○三橋大輔経済部長 お答えします。

詳細には把握しておりませんが、計画段階で就農したことと実際に営農をしてみたのとの現実のギャップが大きく、計画どおりの営農成績といえますか、売上げが得られないといったようなことが途中でリタイアされることの主要因だというふうに理解をしております。

○磯邊勇司議長 8番、桑田哲明議員。

○8番 桑田哲明議員 新規就農者、これ全般的に言えることなんですけれども、まず最初の初期投資が大きいんです、新規就農者の場合。全国的に見ても、大体1年目の費用が570万円ぐらいかかります。そのうちの400万円、7割が機械あるいは施設の費用に充てられます。また、今後ずっと新規就農者で農業を続けたいと、そういう思いが強ければ、経営が安定するまでの収入がない時期の生活費を考えると、最初始める段階で1,000万円ぐらいが必要なんです。このくらいの金を用意していないと、やはり離農する率が高くなると。結局150万円欲しさに手を挙げると。書類の段階においても、不備がなければ通すと。やはりこれは、初めの計画段階において、行政あるいは農協がしっかりとサポートする体制、これが重要だと、こう思っております。

そして、新規就農者が一番最初難関に思えるのが、農地の取得であります。まず、非農家であれば、もっと大変になります。農家出身者であれば、父親あるいは親戚等、いろいろなつてを頼って農地を求めることができますけれども、非農家であれば、大変な、頼るところもないということで、また誰だか分からない者には農家においても農地を貸し付けることがなかなか今の状況では無理であると。そういう観点から、非農家が農業を始めるといふ段階においては、農地の取得、これが一番ネックになります。

そこで、農業委員会にお願いがあるわけでありまして。農地情報等発信しておりますけれども、その内容をもう少し細かく情報をつかんでいただきたい。ただ、今の状況では、

何々何番地に畑あるいは田んぼがあるということでもありますけれども、新規就農者においては、やはりそこに施設栽培、ハウスを建てられる場所なのか、湿気が強いのか、あるいは隣近所を見てどうなのか、そういう多岐にわたる選択の下、農地を求めるわけがありますから、農業委員あるいは推進委員と地域に分けられている人たちが、やはり自分の地番の農地をしっかり把握して、いざ新規就農者が問合せに来たときは、こうこうこういう状況ですよと、ハウスには向きですよとか、ハウスはちょっと無理なんじゃないかなと、そういうきめ細かな農地情報であってほしい。これから農地情報の開示のほうも、もう少し詳しく情報を発信してもらいたい、これはお願いであります。

また、農地バンクということもありますけれども、これは農地中間管理機構が管理しているわけであります。私も先日中間管理機構のほうに問合せしました。機構のほうでは、農地バンクとって、バンクというからには銀行、結局かなりの農地を持っているんじゃないですかと。これも新規就農者、一番最初の難関である農地の確保と、こういう面において、やはり力を発揮しなければならないんですかというような問合せをしてみました。ところが、返ってきた答えは、農地中間管理機構は相手がもう決まっている土地に対しては受けるけれども、中山間地域とか、そういう誰も相手がいない、借手がないと、そういう農地は受けないと。全くもって農地中間管理機構の役割を果たしていないんじゃないですか、本当に。ここで国の施策に対していろいろ申し上げても駄目なわけですが、やはり職員あたりでも、会議に出た場合、県を通して国にきちっと農地中間管理機構の中身、どういう内容で、どういう働きかけで新規就農者に対応するのか、その辺ももう少し寄り添った農地中間機構であってほしいということは、県を通して国に申し述べる、そういう機会があってもいいんじゃないかなと、こう思っております。

あと、それから新規就農者50歳までとありますけれども、この認定新規就農者、五所川原市で50歳までという、これ確かな情報でございますか。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お答えいたします。

認定新規就農者の要件、50歳と申し上げました。そのとおりであります。ただし、原則としては45歳になっておまして、45歳以下の方が新規就農事業に取り組む認定の地域ごとにやっていますけれども、その地域に45歳以下の方がいない場合は、特例として50歳まで新規に就農して、この事業の対象にできるという意味でございますので、実際にそういう理論上の一番高い年齢は50歳からという意味で申し上げました。

○磯邊勇司議長 8番、桑田哲明議員。

○8番 桑田哲明議員 これ、私この前県の方とちょっとお話ししたときなんですけれども、当市だけが45歳未満なんです。あとの39市町村は、50歳未満になっているわけです。というのは、これ国も最初は45歳未満であったわけでありましてけれども、国は2023年、令和5年までに40歳以下の農家人口、これを40万人にしたいと、そういう目的があったわけでありましてけれども、現在の段階で33万人に至っていないわけです。あともう少しの期限においても、40万人は達成し切れないと、そういう状況から国は50歳未満にしたと。そういうわけで50歳未満ですと、いろいろ次世代の開始型、この事業も受けられません。しかし、その当時、今もそうなのかも分かりませんが、当市の認定新規就農者の年齢は45歳までと。これは、やはり新規就農、こういう事業をやっている人も、私のほうに来て、これは直してもらいたいと。ちょうど引っかかるか引っかからない年齢のときに関しては、本当に大事な時期であると、そういう要請がございましたので、私今ここで確認の意味で何回もしつこく聞いているわけでありまして。

いずれにしても、もし直っていないのであれば、しっかりと50歳未満ということをやったってほしいと。そうでなければ、45歳から50歳未満、この年齢の人たちが国の事業をやる場合、自分の届出のところが45歳で切られてしまえば、国、県の事業にこれ申し込むことができないわけでありまして。もし45歳ということではっきりとうたってあるのであれば、早急に50歳未満と、国、県の段階に合わせると、そういう形で持って行ってほしいなど、こう思っております。

あとそれから、今先ほど申し上げたとおり、初期段階で新規就農者はお金がかかると。そこをやはり各16市町村でいろいろな市独自の支援策をやっております。当市においても、米においては収穫量あるいは面積においても、県内でつがる市に次いで2番目だと。第一次産業である農家が潤わなければ、市経済もなかなか成り立たないと、そういう当市の状況であります。この点を考えれば、やはりほかの16市町村はいろいろな独自に支援策をしております。例えば隣のつがる市、就農準備支援金として、1回限りではありますけれども、10万円の支給、十和田市におかれましては20万円以上200万円以下の農業機械、この補助もしております。また、研修支援として月額5万円、これもまた支給になっております。結局新規就農者が一番最初に就農した場合、一番困るお金の問題、そこにスポットを当てて支援しているわけです。少ない金額ではございますけれども、やはり新規就農者にとっては本当にありがたいと、そういうわけでありまして、これはしっかりと隣接町村、あるいは16市町村、この内容を見て、当市にふさわしい支援、これを直ちに考えていただきたい、こう思います。

次に、市民の足の確保ということで、買物バスでありますけれども、まず最初に川倉

の湯っこバスであります。これ私のところにいろいろ高齢者の方々から直してほしいというのがあるわけでありましてけれども、これまず出発便の時刻、川倉発、これ川倉の湯っこに1便が届くのが8時6分なんです。まだ湯が沸いていないと。湯に入って温まりにいくのに湯が沸いていないと。これ待つ時間も本当に厳寒の冬なら大変だと。また、買物バスを兼ねているというのであれば、ショッピングセンターノアに到着が8時26分なわけです。ノアは9時でなきゃ開かないんです。あの本当に寒い中、30分以上も高齢者が表で待つという状況なんです。この辺は、やっぱり改善の余地が私はあると思います。この辺は何とか改善してもらいたい、そう思います。

あと、乗り合いのタクシーでありますけれども、予約型の乗り合いですけれども、飯詰の人たちは、これ結局水野尾の消防センターまで行くより、飯詰に関しては真っすぐ市街地や乗合タクシーを走らせると、このような方向で考えてみてはどうですか。

あと、梅沢、七和区域においても、弘南バスの五所川原営業所へ、そこまではまず運ぶと。その後は、弘南バスを利用すると。これも、弘南バスの営業所まで行くのであれば、あともう本当に1キロか何ぼで買物できる場所に結局着くわけです。これも、弘南バスへ乗り換えるんじゃなくて、真っすぐに行く。これやっぱり幾ら乗合タクシーやっても、ありがたみ薄れます。自分の母親、父親が大変だなと、そういう自分の身になってもう少し考えてください。これはぜひとも早急に、飯詰は真っすぐ、梅沢、七和地区においても、これは真っすぐ走らせると、そういう方向で予算を組んでいただきたいと、これ要望です。よろしくお願いします。

あと、弘南バス、小泊線においてでありますけれども、この利用方法は事前に登録制として、登録証を持って金木の支所あるいは市浦の支所に行かなければならないわけがあります。これ私も前言ったとおり、これを省いて、初めから年間のフリーパスみたいなものを弘南バスと委託契約、今年大体何人ぐらい利用して、人数は分かるかと思えます。それ掛ける弘南バスがどのぐらい要求するか知りませんが、その金額に合ったものを払うという段階であれば、一々登録証を持って利用券を取りに支所に行くその手間とか、そういうのも省けるんじゃないかと思えますけれども、その辺の弘南バスの折衝というんですか、そういう話は持たれておりますか。

○磯邊勇司議長 建設部長。

○川浪 治建設部長 弘南バスとの委託の関係の話合いでございますが、令和2年度の小泊線の運行費補助金を基にして、年間委託費として委託契約する場合がありますが、これは前年度比で利用者が少なかった場合はいいんですが、利用者が多かった場合に、弘南バス側が減収となってしまうため、話合いした結果、現行どおり利用実績による補助

交付のほうが望ましいという、そういう回答がございました。

○磯邊勇司議長 8番、桑田哲明議員。

○8番 桑田哲明議員 弘南バスのほうでまいねと言えば、結局相手があることでありますので。しかし、これ本当に登録制にして利用券取りに行く、結局そういう使う利用者の声をやっぱり考えると、わざわざ支所に、地域的に見て嘉瀬、喜良市の人たちは真っすぐ乗れるものをわざわざ取りに来なけりゃ駄目だと。川倉の人にしても、自分のほうから乗れるバス停があって、わざわざ何らかの形でタクシー使う、あるいは家族に乗せられて支所まで来るとか、いろんな手だてを講じて支所までその利用券を取りに来なければならない、これは本当に不便です。もう少し弘南バスに対応して、もう一回話合いを持って、できれば一回登録証の件、利用券をもらったらそれを首に提げて、そうやって利用券を取りに行かなくてもよいと、1回限りでいいと、そういう利便性の高いものに直していただきたいと、こう思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

最後になりますけれども、今回種もみの助成に関しまして、農林水産課の職員におきましては、休日も返上で対応に当たってください、誠にありがとうございました。今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○磯邊勇司議長 以上をもって桑田哲明議員の質問を終了いたします。

少し早いんですが、暫時休憩いたします。

午前 11時18分 休憩

---

午後 1時02分 再開

○吉岡良浩副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、寺田幸光議員の質問を許可いたします。6番、寺田幸光議員。

○6番 寺田幸光議員 至誠公明会の寺田幸光であります。令和3年第2回定例会一般質問の御許可をいただきまして、誠にありがとうございました。

質問の前に、新型コロナウイルスにおいて、五所川原市内におきましては、近頃かなり落ち着いてきたように思われております。病院関係者をはじめとして、市民の皆様には、ストレスを抱えながらも御協力いただいていることに感謝を申し上げる次第でございます。

本日の一般質問に入らせていただきます。質問事項といたしましては、小中学校の通

学路の除雪についてを1番目に上げさせてもらいました。1点目は、冬休み明け前通学路の除雪の確認はしているのか、そしてまた3学期、冬です、小学校の集団登校はしているのか。それからもう一つは、エルム街の街路樹についてであります。赤～いりんごの並木はなぜなくなったのか、これの質問でございますけれども、まず初めに1つ目として、冬休み明け前に通学路の除雪の確認はしているのかどうかということなんですけれども、お母さん方から3学期初めに連絡がございまして、とてもでないが通学できないというような話がありまして、私も市のほうに電話して確認して、計画は立ててあるということなんですけれども、やられていなかったということでございます。

2つ目の集団登校に関してでありますけれども、初日の当日は集団登校の予定であったと伺っております。これがなぜ中止になったのか、それも伺いたしたいと思います。

あと、赤～いりんごの並木でございますけれども、かなり殺風景になったと。あそこに植える場所がありながらなくなったということで、これも質問させていただきたいと思います。

これをひとつ1回目の議題として質問させていただきます。

御答弁をお願いします。

○吉岡良浩副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○夏坂泰寛教育部長 通学路の除雪に係る教育委員会の対応についてお伝えします。

今年市立小中学校の3学期始業式は、ほとんどの学校で1月15日としており、集中的に雪が降り積もった時期と重なりました。このため教育委員会では、始業式数日前から小中学校を巡回し、状況確認を行うとともに、土木課や西北地域県民局へ通学路の除雪作業を依頼し、児童生徒の安全確保を図ったところであります。

また、積雪が著しい一部の地域では、土木課と連携して、直接除雪作業に当たるなど、通学路の安全確保に向けた対応を取りましたが、始業式前までに除雪が間に合わない通学路も一部ありました。

今後は、児童生徒が安全、安心に通学できるよう、積雪状況を確認し、関係部署と連携を図りながら、早めの対応に努めてまいります。

次に、集団登校の現状と今後の予定についてお答えします。市内小学校11校のうち、集団登校を実施している学校は松島小学校1校であります。松島小学校では、令和3年1月15日の3学期始業式の日、集団登校を実施したものの、積雪や吹雪による視界不良等により、列になって歩くには危険な状態であったことから、児童の安全を最優先して、3学期の集団登校は中止しております。

新年度の集団登校につきましては、児童の安全確保を第一に、保護者の皆さんと協議しながら検討を進めてまいります。

○吉岡良浩副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 赤～いりんごの並木についてのお尋ねについてお答えをします。

いわゆるエルム通りの赤～いりんごの並木については、まず歩道を含む道路についてですが、平成16年3月に市道から県道となり、県の管轄へと移行しております。

赤～いりんごの並木がなくなった理由ですが、害虫の発生や枯れ葉の散乱、枝が伸びて通行の妨げになるなど苦情があったことや、大型商業施設に近接しているため、買物客や学生など、自転車や自動車、歩行者の方がたくさん集まり、渋滞を起こしたり事故の発生もあったためと伺っております。

また、歩道のスペースでは、よいリンゴ栽培の環境ではないことから、平成23年に全ての赤～いりんごの木を伐採してありまして、さきに述べた理由から、現在のところ再植樹の予定はございません。

○吉岡良浩副議長 6番、寺田幸光議員。

○6番 寺田幸光議員 ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきますけれども、冬休み明け前の除雪の確認についてでございますけれども、先ほども言いましたように、お母さん方からお話がありましたので、私もうちの近くの松島小学校、五所川原第一中学校の通学路を確認いたしました。前年度が少雪だったので、中でも今冬は吹雪等、高く歩道に積まれた雪を見て、市の方に連絡をいたしました。初めは、教育委員会ということでお願いしたんですけれども、交換の方が御用件は何でしょうかと言われてまして、小中学生の除雪の件ですと言いますと、除雪は土木のほうですからと言って、早口に、土木のほうに回したということで、土木の担当者の方とお話しさせていただいたということでございます。

先ほど教育委員会のほうで、土木のほうと連絡を取って除雪の関係はしておるといふ、連絡は取っておるといふことですので、まず先に土木の対応をお聞かせ願いたいと思います。

○吉岡良浩副議長 建設部長。

○川浪 治建設部長 土木課では、毎年教育委員会に小中学校の3学期始業日を確認し、各学校の始業式に合わせて除排雪を実施しております。今冬においても、始業式の日までに通学路の除排雪を実施する計画でございましたが、例年に比べて気温の低い日が多く、歩道や路肩の雪解けが進まなかったことから、連日除排雪作業を実施しましたが、始業式までに完了できなかった通学路もございました。今後は、このようなことのないよう、



教育委員会とも連携しながら、冬期間、児童生徒が安心して登下校できる通学路の確保に努めてまいります。

○吉岡良浩副議長 6番、寺田幸光議員。

○6番 寺田幸光議員 ありがとうございます。3学期初日の登校を後で聞いた話では、いわゆる通学路の除雪がなされておらなかったということで、親御さんが非常にばたばたされたようでございます。急に車で送っていかれる方々が多くなっておると聞いておりますけれども、なぜそのとき教育委員会のほうから、また学校側から保護者の皆さんへ通学路除雪されておられないのと、危険とか、そういうもの絡んでまいりますので、保護者の方へ一言連絡なかったのか、非常に私悔やまれております。

佐々木市長の施政方針演説で、「子育てするなら五所川原で」ということで高らかにうたっておりますが、吹雪の中、車で送れない方、二、三人組で車道を吹雪の中歩いている姿を見ると、五所川原市は方針と現場がダブルスタンダードなのかと言われても仕方のない今冬でございます。それをひとつ今後生かしていただきたいと思うわけでございます。吹雪の中、初日ですから、宿題、ランドセルをしょって、二人、三人と車道を通学する特に小学生を見るにつけて、非常に心が痛む思いでございます。

いずれの市町村でも、少子化が進んでいる中に対して、五所川原市でも第1子から子宝祝い金10万円を支給するということに対しては、私も心から賛成する一人でございます。ありがとうございます。ただし、それとともに、この通学路の危険は排除して、五所川原、そして市民の協力を得ながら、健やかに育てていくべきだと思っております。危険にはヒヤリ・ハット指数ということがございます。事故の発生の言葉でございますけれども、冷やりとした、はっとしたという回数が多くなればなるほど、事故の発生率が高くなると。事故の発生率が高いようですと、死亡につながるというような指数でございますので、こういう意味でも冬の期間の通学路等については、ぜひともやはり生徒の聞き取りとか、そういうヒヤリ・ハットしたことないのか、そういうものをまとめながら、教育委員会、土木または学校と今まで以上に連携を取りながら対処していただきたいと思う次第でございます。

五所川原市では、以前からPDCA、プラン、ドゥー、チェック、アクション、これの活用を、管理サークルを用いている市でございますので、やはりきちんと解析して、問題点を一つ一つこまいものを上げながらひとつしていただきたいと思うんですが、これについて回答できればお願いしたいと思います。市長、どうですか。

○吉岡良浩副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 まず、除雪についてでございます。

私除雪の対策本部の本部長として、今回豪雪ではありましたけれども、市民の皆さんにやはり不安、不便をおかけしたことに對しては、心よりおわびを申し上げたいと思います。業者の皆さんにも非常に頑張っていたいただきましたけれども、なかなかやはり雪の量ということで、業者の方々も非常に苦勞されたというお話を聞いております。あわせて、業者の皆さんには、本当に感謝を申し上げたいというふうに思っております。引き続き、今回の事案をしっかりと検証しながら、先ほど言ったように子供たちの安全確保がやはり非常に大事でありますので、今回の事案をしっかりと検証しながら、業者の方々の御意見も頂戴して、来年度に向けてしっかりとした体制強化に努めてまいりたいと思います。

ということで、よろしくお願ひします。

○吉岡良浩副議長 6番、寺田幸光議員。

○6番 寺田幸光議員 ありがとうございます。何とかひとつ子供たちを健やかに育てるためにも、宝物でございますので、気を遣って、やはり連携して対処していただきたいと思ひます。

2点目の3学期の小学生の集団登校はしているのかということですが、今は休んでおるということで、これもそれこそさっき言ひましたが、休み明け前の、3学期の当日が集団登校の予定になっておったということですので、そこら辺の連絡きちんと把握しながら、やはり親御さんたちに、そうでなくてもコロナ禍で子供たちは自由に遊べない、皆さんストレスを抱えながら、親御さんも含めてですけれども、過ごしているわけですので、そういう意味では何とかひとつ細やかな対応をしていただきたいと思ひます。

それでは、エルム街のリンゴの並木道でございますけれども、エルム街の歩道にあった街路樹について、以前赤～いりんごの木が歩道に植えられてありましたが、現在は一本も残っておらないで、非常に残念だということで、県内外のアピールにもなっておったと。また、市長も副市長も、事あるごとに赤～いりんごのアピールをしておるということでございましたが、さっきの説明のとおり、なかなか育てられないと。それで、葉が落ちる、リンゴが落ちる、それはどこでも同じなんですけれども、とにかく五所川原市の特産品の中で、十三湖のシジミ等いっぱいありますけれども、一番先に上げているのが赤～いりんごでございますので、非常に残念でございます。確かに並木のリンゴの高さ、幹の太さ、実のつけ方、全てがばらばらで、中には立ち枯れしているものもあつたと私も記憶しております。ただ、私が提案したいのは、あの通りだけが緑が全くないと。非常に残念であります。ただ、通りには四角取った土が入った植える場所があるわ

けです。歩道もかなり広いと、それを植えるための。

ですから、若干横道にそれますが、実は私はUターンの一人でございます。父の病気のために勤めを辞めて五所川原市に戻ってくるに当たり、実は五所川原農林高校林業科ですけれども、神山のフラワーセンターの植林、それから松島団地の桜の並木、あその植林、在学中にやらせてもらいました。実習させてもらいました。ですから、あの場所を活用して、小学校でもよい、中学校でもよい、高校生でもよい、やはりそういう実習の場を市と連携して計画を組みながら、幾らでも子供たちと絆を持って、やはりこれからの人を定着するため、またはUターンのためにも定着させる必要があるんじゃないか。場所があるんですから、それをひとつ県のほうにでも働きかけて行っていただきたいと私は思います。実際に五所川原市でもやっていますが、副市長、御存じのとおり、五所川原市農業委員会、保育園、それから八晃園さんとか、いっぱいそういう方々と一緒にサツマイモを植えて、収穫の喜びを味わっている、そのために荣誉ある賞とかももらっているわけです。賞状とかも。ですから、やはりこれからは、そういうことも考えながら政策に当たっていただけないものかと思っておりますので、できれば、副市長、回答お願いできますか。

○吉岡良浩副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 御提言ありがとうございます。確かに今の旧農業センターで、こども園の皆さんとそういうサツマイモ掘りをしていると、子供たちが嬉々として本当に喜んでやっている姿を見ると、こういう体験というのは、やはり子供のときからしっかりと行えれば、私はどうしても農業に携わるので、農業に対する理解も深まってくるかなと、そういう感じはいたしております。

エルムのところについては、先ほど部長からの答弁ありましたけれども、県道になってしまっているということもあって、これは県とは協議しなければいけない事項ではありますけれども、やはりせっかくあるああいう広い歩道、あそこは花でも何でも、やろうと思えばできるかなという感じはしております。できれば、赤～いりんごが一番いいんですけれども、私も昔りんご試験場でリンゴを研究した研究者としては、やはり食用のリンゴというのは品種改良されていて、非常に病害虫に弱いと。また、管理も大変だということで、なかなか難しい面はあると思っております。ただ、それらも含めて、せっかく五所川原の赤～いりんご、やっぱり市民の皆さんにも目に触れてほしいし、来た方々にもぜひあの花の色、それから果実の赤、ああいうものを観賞してほしいと。残念ながら、鎌谷町のリンゴ並木も非常に欠木が多くなってきて、あそこもやはり住民の皆さんから薬がけの不満が出たり、様々除雪の邪魔になるとか、いろいろ苦情がありますけれども、

あれも今検討をして、残すべきものはきちっと残して、管理しやすい体制にしていこうという話は進めておりますので、そういう形でぜひ赤～いりんご、皆さんの目に触れて楽しんでいただければと。先ほどの子供との交流も含めて、しっかりと検討しながら、やはり子供は財産でありますので、そういう子供たちが将来農業の担い手として残ってくれる可能性も少し期待しながら、そういう取組をしっかりとやっていきたいと思いません。

どうぞ御協力よろしく申し上げます。

○吉岡良浩副議長 6番、寺田幸光議員。

○6番 寺田幸光議員 ありがとうございます。除雪の問題の、次からは必ずや3学期の通学の初日にはやはりきちっとした対応をしてもらいたいというのと、あとは赤～いりんごのほうです。リンゴは無理でも、植え付けるあれがあるんですから、やはり子供たちと五所川原市と接点をひとつ持った考え方で遂行してもらうことをお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○吉岡良浩副議長 以上をもって寺田幸光議員の質問を終了いたします。

次に、16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 令和3年3月定例会一般質問、至誠公明会の平山でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、新型コロナウイルスワクチン接種体制についてであります。せんだっても、会派として緊急の要望をさせていただきましたけれども、その時点ではちょっと具体的な答弁とか、そういうのはなかったもので、改めてこの議会で質問させていただきたいなと思います。

新型コロナウイルス感染症終息の鍵として期待される、全ての住民を対象とする予防接種事業、これが医療従事者を皮切りに2月から実施されております。当市においても、円滑な接種体制構築に向け誠意準備を進めておられることと思います。市民生活や事業活動を維持するため、引き続き効果的な支援策を講じていただきたいと思います。

そこで、第1点目は、ワクチンの円滑な接種体制の構築推進について、どのように考えておられるか。せんだってからこの点については数多く質問されておりますので、簡潔に御答弁いただきたいと思います。

第2点は、高齢者のワクチン集団接種についてでありますけれども、河野ワクチン担当大臣は、新型コロナウイルスワクチンの高齢者への接種を4月12日から限定的に開始すると発表しております。その際、人口の多い東京、神奈川、大阪には、他の道府県の

2倍の量のワクチンを配送すると。ただ、高齢者接種の対象は3,600万人であることから、このワクチン接種が全ての自治体に行き渡ったとしても、全ての人が一斉に接種を受けられる状況にはならないというような説明もございました。そこで、当市の高齢者はいつ頃から受けられるのか、お伺いいたします。

また、一般の方はいつ頃から受けられるのか、これも答弁いただいておりますので、簡潔で結構でございますので、詳しくは、これに派生する質問は具体的に再質問でさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、経済支援策についてお伺いいたします。質問の第1点目は、市民生活維持のための支援策についてお尋ねいたします。生活困窮者の自立支援のための相談が大変急増していることから、相談支援の質の向上など、相談体制の充実、強化が大切であります。また、生活に困窮している子育て家庭への経済的支援を拡充するとともに、学習支援においても関係機関と綿密な連携を図りながら、充実、強化に努めることが求められております。そこで、この点当市ではどのような対策をし、2年目となるコロナ禍の中、今後どのように考えているか、お伺いいたします。

第2点は、中小企業、観光産業等の支援策についてお尋ねいたします。コロナ禍の中、感染拡大の影響の長期化により、中小事業者や観光産業事業者関連業者は大変厳しい経営が続いております。こうした事業者に対して、事業継続のための助成金事業の継続や拡充を図るとともに、各支援機関と連携した相談体制の充実、強化を図ることが必要であります。また、地域の消費喚起策として、プレミアム商品券の発行や宿泊キャンペーンの再実施を検討したり、春の桜まつりや夏の立佞武多の、形は変えても実施の方向で検討する必要があるのではないかというふうに思っております。ワクチン接種の効果に期待を寄せるとともに、経済の立て直しが必要ですが、この点今後の見通しをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりますが、理事者側の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○吉岡良浩副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから経済対策についてまずはお答えしたいと思います。

福祉関係については、今後については担当部長から後ほど答弁になりますので、私のほうからは中小企業、観光産業の支援について、新年度における部分について話をさせていただきます。まずは、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、日本

経済への影響は極めて深刻な状況が続いており、地域経済においても様々な活動自粛等により、先行きが見えず、事業者の皆様方には大変不安な思いをされていることと存じます。

令和2年度は、事業者の皆様への事業継続と雇用維持を最優先に、様々な事業を実施してまいりましたが、令和3年度の事業実施に当たっては、本年1月に五所川原商工会議所から提出された緊急要望や、先月御会派から提出いただいた第二次緊急要望における費用助成や消費喚起といった事項を参考にしながら、個別の事業の実施に当たっては、期待される効果を十分精査し、限りある財源を有効に活用することを基本に、行政に求められる支援は何かということを考えるとともに、常に皆様方の声に耳を傾け、必要な施策を柔軟に実施していきたいと。

これだと、具体策がないというのが当然来ます。私も、この立場になる前は経営者でした。当然今3.11、今月の11日、10年を迎えます。庁舎でも半旗を掲げて、亡くなられた方の御冥福をお祈りすることになっておりますけれども、私もその当時、一経営者として体験しておりますので、今現在このコロナ禍の中であって、経営者がどのような心理状態にあるか、私は自分で分かっているつもりです。まず、今一番不安なのは、当然この1年間続いた中で、売上げが極端に減少しています。減少することによって、何がまず不安になるか。それは、資金の問題です。まずは、今の売上げの状態、自己資金がいつ枯渇するのか、じゃ自己資金を潤沢にするためにはどうすればいいのか、そのためには経費の節減をするために人員を整理しなければならないとか、あるいは労働条件を変えるとか、いろんな方策を考えるとと思います。そうすることによって、また地域の経済が停滞することも確かです。

今中小企業、観光業者も含めて、中小企業者に対する支援は、今一番重要なのは、その経営者が最も悩んでいる資金、要するにこれからの運転資金、あるいはこれからの不安を埋めるための手持ちの資金を殖やしたいんです。そのために、今例えば大企業であると、平成20年の12月期で現金が200兆円を超えているんです。一番多くなっているんです。それはなぜかということ、先行きが不安だからこそ、自分たちの手持ち資金を持っておきたい。それは、大企業はいいです。でも、中小企業になると、売上げでやはり回していくということが前提になりますので、手持ち資金の枯渇というのは早くなります。そして、少しでも厚めの資金を確保するために、借入れせざるを得ないんです。ということは、借入れをするということは、有利子の負債が増えるということになりますので、これもまた非常に経営者にとっては不安な材料になっていきます。

そういう意味で、商工会議所で早めに打合せをして、当然マル優に対する融資、この

利息に対する支援の拡充、あるいはやはり融資を受ける、当然このコロナ禍の中で融資を受けるときには、多分無担保、無保証なんです。ただ、保証料は払わざるを得なくなってきました。ですから、その保証に対してどれだけの支援をできるか、そしてやはり有利子負債の利子、あるいは保証料を軽減しながら、経営者がこれからの先行きのための資金をどうやって確保するか、そのことに対して一番支援をしていかなければならないとまず1点考えている。

そして、今日の答弁でもありましたけれども、万やむを得ずこの状況の中で、飲食店は特にそうなんです。飲食店は、月の売上げでその月の仕入れをしていくという、そういうような資金繰りの回転で商売をやっている方が非常に多いです。ですから、この売上げが一番減になっているのは、飲食業なんです。商工会議所の実績でいきますと、50%を切っている売上げの減少率が一番高いのは、飲食業で40%です。ですから、万やむを得ず廃業した方もいます。選択として休業している飲食業あります。その方々が、コロナの終息を見据えて、また商売をやろうという意欲のある方に、積極的にやはり支援をしていくと、そういう支援を考えています。まずは、今は中小企業の方々の資金に対する不安、悩みを少しでも寄り合って解決する。そして、もう一度挑戦する方にしっかり支援をしていくと。このことを考えて、新年度早めに商工会議所関係者と検討して実施していきたいと思っています。

以上です。

○吉岡良浩副議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 お答えいたします。

ワクチンの円滑な接種のための連携体制構築状況についてお答えをいたします。当市では、新型コロナワクチンの接種準備を担う体制といたしまして、令和3年1月20日付で五所川原市新型コロナウイルス感染症対策本部内に五所川原市新型コロナウイルスワクチン接種準備チームを設置しまして、国及び県から発出される情報を基に、接種体制の構築を進めているところでございます。

また、集団接種及び個別接種の併用した接種体制の構築に向けて、一般社団法人西北五医師会と情報共有及び協議を重ねているところであり、集団接種に従事する医師及び看護師による接種班の派遣協力のほか、個別接種に対応する医療機関の集約など、より円滑に接種をできるよう、引き続き綿密に接種体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、高齢者のワクチン接種のスケジュールにつきましてお答えをいたします。新型コロナワクチン接種は、予防接種法における特例的な臨時接種としまして、国が接種順

位の範囲と時期を公表いたしますが、現在先行及び優先接種として医療従事者等への接種が行われており、高齢者の接種はそれに次ぐ接種順位となっております。

現在までの情報では、4月中旬にワクチンが県内各市町村に配分されるということで、4月下旬からの接種が見込まれ、これに合わせた準備を進めているところでございます。

次に、一般の方のワクチン接種のスケジュールにつきましてお答えをいたします。一般の方につきましては、高齢者への接種開始以降、基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者を対象に接種いたしまして、これ以降にこれらに該当しない16歳から64歳までの方が接種することとなっておりますが、現時点におきましては、具体的なワクチンの接種開始時期につきましてはなかなか示せない状況でございます。

○吉岡良浩副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 市民生活維持のための支援についてお答えいたします。

市民生活維持のために、これまで特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、新生児特別定額給付金を支給し、また高齢者生活支援タクシー券配布事業を実施して、市民の生活を支援してまいりました。

今後の支援策といたしましては、昨日も申し上げましたとおり、これまで第3子以降に対して支給しておりました子宝祝い金を令和3年度から令和5年度までの3か年においては、第1子及び第2子も支給対象とし、当市で生まれる全ての新生児に子宝祝い金を支給することで、子育て世帯の経済的負担を軽減いたします。

それから、コロナ禍が長期化することによる生活困窮者の増加に対応するため、相談体制の強化を図るとともに、コロナ禍で苦しんでいる低所得の世帯や低所得のひとり親世帯に対し、一日も早い支援ができるよう、現在制度設計を進めております。

以上です。

○吉岡良浩副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お尋ねがありました、市民生活に関する維持のために実施してきた事業の内容についてということでお答えをいたします。昨日伊藤議員にお答えした内容と重複しますので、簡潔にお知らせをいたしたいと思っております。

まず、農林水産分野から申し上げます。現在実施している事業といたしまして、主食用の水稻生産緊急支援対策事業、それから完了した事業としては、農業経営持続化支援事業を実施しております。

続いて、商工分野であります。現在実施している事業といたしまして、感染防止対策推進応援金、それから完了している事業といたしましては、事業継続支援金を実施し



ております。また、売上げが減少したテナント事業者に対する地代家賃の負担を軽減する地域家賃支援給付金、その他の経済対策といたしましては、商工会議所青年部が中心となつたごしょがわらGENKIプロジェクトへの支援、それからプレミアム食事券の発行への補助等を実施してまいりました。

最後に、観光分野であります。地域の観光需要回復を図ることを目的として、やっ  
てまれ！ごしょがわらGENKIまつり、それから立佞武多の出陣をオンラインで配信  
したほか、飲食店の消費喚起のための五所川原バル街、ごしょがわら845酒等のイベント  
主催者へ補助金を交付してまいりました。これらの事業を含んだ合計で、一部執行中の  
ものも含めますけれども、総額で約4億6,000万円の事業費を投入しております。

○吉岡良浩副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。市長は、その思いの丈を最初に答  
弁していただきまして、ありがとうございました。ただ、通告の順序に従って再質問さ  
せていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、ワクチン接種の円滑な接種体制の整備ですけれども、新聞報道等でも五所川原  
市の場合にはいろいろ発表になりました。集団接種、それから個別接種、これを併用さ  
せていくんだということでしたけれども、今私が1点お考えをお聞きしたいの  
は、かかりつけ医との連携、医師会との連携も図りながら、医師、看護師のマンパワー  
の確保、これは大変大切なことだと思っておりますが、このコロナ禍の中で、雇い止めされた  
方々の中に、接種会場とか、そういうところにスタッフとして採用できないものなのかな  
というふうなこと、マンパワーの確保として考えているわけですけれども、この点ど  
うでしょうか。

○吉岡良浩副議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 お答えいたします。

コロナ禍により、雇い止めに遭った方の雇用についてお答えいたします。集団接種会  
場におきましては、国が示す会場設営のレイアウト案を参考にして、受付や予診票の確  
認、診察、ワクチンの接種、接種後の健康観察等の業務につきましては、市の職員と協  
力医療機関の医療従事者による対応で検討しておるところでございます。そのほかにも、  
駐車場や会場内での誘導員についても必要となります。ただ、集団接種の実施日につ  
きましては、ワクチンの供給状況にも左右されますし、また実施日数が限定的で、毎日  
の業務にならないということも考えられますので、なかなか安定的かつ継続的な雇用には  
つながりにくいものというふうに考えております。現在策定中の実施計画の中で、改め  
て雇用につきましては検討したいと考えております。

○吉岡良浩副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 この集団接種を行う場合の医師、看護師等、かなりの労働力が必要になってくるんじゃないかなと思っております。この点、こういう医療従事者の方々に対する経済的な手だてというのは御検討されておりますか。

○吉岡良浩副議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 お答えいたします。

現在医療従事者に対しましては、市と委託契約を結んでおりまして、委託料につきましては国が示す委託料がありますので、それで賄うような形になっております。

○吉岡良浩副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 よろしくお願いいいたします。この集団接種、もう国挙げての、五所川原市においても大変重要なことになると思いますので、予行演習も何か行うということ、ぜひ私も見させていただきたいなと。それで、また発見されるようないろんな問題点も出てくるんじゃないかなと思うわけです。それをまた踏まえて、実際の高齢者の方々の集団接種、これに対応していかなきゃいけないなと思いますので、よろしくお願いいいたします。

それから、福祉施設とか、それから先ほどの質問でもありました接種会場に行くことが困難な高齢者、この人たちの移動手段、もちろん行ける人は移動手段使ってでもよろしいかと思うんです。乗合タクシー、乗合バスでもいいですし、何らかの小型バス、答弁ございました。問題は、こういう施設から出ることができない高齢者、寝たきりの高齢者、この方々を訪問接種する考えがあるのかどうか。もう既にそれやっていくよというような自治体も新聞報道等でもございました。五所川原市はこの訪問接種、これ考えていらっしゃるかどうかお尋ねします。

○吉岡良浩副議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 現在その点につきまして、関係部局と協議をしております。ただ、現在でも季節性のインフルエンザ等の接種につきましても、そういう施設と関わりを持ってやっていますので、それを参考にしながら、今後のコロナのワクチンにつきましても考えていきたいと考えております。

○吉岡良浩副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 施設によっては、もうお医者さんとかが決まっている施設とかも結構ありますよね。そういうお医者さん、看護師さんが実際に行ってワクチン接種をしてもらうというようなことをぜひやっていただきたいなと思います。

それから、コロナに関しての最後の質問ですけれども、ワクチン接種の記録システム、

このことについてお尋ねします。接種される方々には、接種票、接種券ですか、それが高齢者の方々にも一般の方々にも郵送で送られるという答弁がございました。それをもう一度確認しますけれども、どういうふうな形で、この仕組みをもう一度お尋ねしたいんですが、来たあれに基づいて電話連絡なり、携帯電話なりで何か予約したりとかとするような仕組みがあるみたいですが、その点もう一度確認をさせていただきます。

○吉岡良浩副議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 それでは、お答えいたします。

まず、高齢者につきましては、4月の中旬をめどに、対象者に対しまして郵送で、手元にありますけれども、接種券、そして予診票、そして接種に関する説明書と、あと予約の方法につきましても、一緒に同封した形で各人にお送りいたします。その予約方法を御覧になっていただいた後に、コールセンター等の連絡先が示されておりますので、そこに電話していただいて、予約の会場、日時等を確認し予約していただくこととなります。実際の接種が始まりますと、その会場に行き、接種後におきましては、その会場におきまして接種をしたというような接種済証が発行されるというふうな仕組みになってございます。

当市では、現在運用している予防接種管理システムにこのワクチンへの機能追加をして、市民の接種の情報を管理、運用することとして準備をしているところでございますが、このたび平井デジタル改革、IT政策、マイナンバー制度担当大臣によりまして、令和3年3月2日の閣議後の記者会見におきまして、新型コロナワクチンの接種会場において、接種履歴を入力するタブレット端末を全国の接種会場に配付するとの方針が発表されております。このシステムでは、タブレット端末のカメラ機能で接種券を読み取り、国による接種管理記録をシステムに反映させるということでございます。

以上です。

○吉岡良浩副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 この点が、システムづくりがまだ固まっていないわけです、現実として。国からタブレット端末来るとは思いますけれども、ワクチンの接種を受けたときにバーコードでぴっとやるわけですが、それが直接国のほうに連絡行って、ワクチン接種した人たちの集計が行くと。でも、市のほうでは、それが今の段階では連携されていないので、市のほうでの集計は分からないというような状態になっているので、そこを今後速やかにし、会場、それと国が一瞬で連携できるように素早くやれば、2回の接種でも誰が接種しているのかというのが一目で分かるというようなこととかが今最中、システムづくりされているようですので、ぜひとも五所川原市、投げ出さないで、

ワクチン接種の記録システムは活用していくべきだと思いますのでよろしくお願ひしますし、これについてのいろいろな財政的な支援、要望、市長を先頭にしっかりと国のほうにも、財政的な措置が必要だと思うんです、こういうのも。それをやっぱり国挙げてのことですので、市長、しっかりと国のほうに要望していく必要があるのではないかなと。これ答弁要りませんので、お伝えしておきたいなと思います。

それでは、ワクチン接種のことはこのくらいにして、経済的な支援策についてお尋ねします。先ほど答弁ございました市民生活維持のための支援策、これが今回市長は私には答弁いただかなかったんですけれども、実は私が一番聞きたかった部分は、かなりの部分、前もって答弁されていましてのであれですけれども、生活困窮者、非課税世帯、これは例えば飲食を中心にそういう人たちが多いんだと。確かにそうだと思います。休業補償で、休む人たちは休業補償でもらえるわけですけれども、休業でなくて、仕事も辞めざるを得ないと。奥さんが一生懸命パートとかバイトでそれを稼いで、夫婦共稼ぎで生活を維持していたものが、片一方の収入がもうなくなることによって、物すごく経済的に困窮になっている、こういう家庭がいっぱいあるんです。五所川原の場合。飲食の場合も、本当にそういう人たちが多いでないかなと。ここの辞めざるを得なくなった人たちに対して、生活を維持していくために当市ではどう手だてしていくのか、これが一番今大きな目玉になっているのではないかなと思います。

それで、昨日からもありました4億円の使い道、これをどうされるのかという部分で、まず市長はそこにあてがっていきたいんだというような答弁がございました。いいんじゃないかなと思います。無駄に使わないで、せつかく国から頂いている臨時交付金の残りですので、それをあてがって、こういう仕事を辞めざるを得ない生活困窮者のために、何とか給付金、どういうふうな形取るのかちょっと私も思いつかないんですけれども、そこにしっかりと手だてしていく必要があるのではないかなと思いますので、また一言、市長、この点答弁お願いします。

○吉岡良浩副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今、平山議員がおっしゃったとおりです。昨日の答弁にもありましたけれども、今あまり生活困窮者という表現がいいのかどうか分かりませんが、非課税世帯というのは、やはり雇用の労働条件もあまりよくないと思うんです。なぜ非課税かというと、正規雇用でないがゆえにそういう所得構成になって、それがひいては非課税世帯というような中に入っていくと思うんです。その世帯の人たちというのは、ある意味では今市で全部把握しております。そして、その中であっても、やはり児童扶養手当をもらっている方もしっかりと把握をしています。その世帯に対して、直接しっかりと

と給付をしたいと。そしてまた、令和2年度において、このコロナの影響で、やはりそういう部分に入っていく世帯も出てくるはずですが、その結果としてそのものが出てくるのは、今年度の6月なんです。6月になってから、非課税世帯に入っていく世帯も出てくると思います。でも、その世帯に対しても、しっかりと相談窓口で対応して、そういう方々に対してもしっかりと支援のできるような体制をつくっていきたいと思っています。

よろしく申し上げます。

○吉岡良浩副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 当市においても、母子家庭の方々とか非課税の方、それが仕事を辞めざるを得なくなっていて、家庭が非常に困窮している、こういう人たちに対してしっかりとそういうところにやっぱり一番政治の手だてが行かなければ、政治の意味はないというふうにして私も思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから最後に、中小企業、観光産業の状況、私も何社か回らせていただいて、観光会社、特に旅行会社の方のお話を聞くと、もう立て続けに修学旅行がキャンセルになって、延期して1月に修学旅行される予定だったのが、それもキャンセルになっちゃったと。緊急事態宣言で。それで、旅行会社としては、もう全然話にならないと。ある宿泊会社は、今のところ工事やる人たちが、工事現場の人たちが結構宿泊してくれているので助けてもらえるけれども、これが4月以降、6月、7月になったときに、この宿泊の来てくれる人たちが、現場が終わっていなくなった後どうなるんだろうなというような声、こういう声もございました。宿泊は、宿泊のそのホテルとか旅館とかだけでなく、そこに出入りしている食品関係からのいろんな業者さんがいっぱいいるわけですが、そういうところもみんな止まっているわけです。現状として。ここへしっかりと支援していかないとダメというふうにして思いました。市長、いろんな融資とか、先ほど答弁ありました、保証料の手だてとか、市のほうで利子補給考えることも考えられるのかな、そういうふうなこと、今現在でも国でいろんな利子補給とかやっていますけれども、今後これが2年目に入って、もたないというような企業が出てきたときに、市として相談はもちろんですけども、商工会議所とも連携を当然していただいて、そういう融資の部分も利息とか保証料、そういう部分というのはしっかりと手だてしていく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなど。

最後に、五所川原市の経済支えるために、2年目に入るこのコロナ禍を、市長、五所川原市の皆さんに経済的な面で安心していただくと、私に任せてくれよというようなメッセージがあれば、一言お聞きして終わりたいと思っておりますけれども。

○吉岡良浩副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 ありがとうございます。実際本当に、平山議員も当然不動産業ということで、非常に顧客からいろんな情報が入っていると思います。私もこの立場になる前、経営者、私はタクシーですので、今のコロナ禍の中で非常に厳しい状況であろうと推察します。やはりまずは、経営者のマインドが下がらないようにしなければならないと。そのためには、まずは先ほども申し上げたように、やはり資金を確保できるような見通しを一緒になって相談していきたいと。当然商工会議所の融資、銀行等も含めて、これから市のほうから商工会議所、あるいは金融機関としっかりと連携しながら、そういう資金に苦しんでいる経営者に対して、先ほどの融資に対する保証料、そして利息に対する手当てを拡充していきたいと。場合によっては、資金的にそういう状況が来ると借換えしたいという人も出てくるんです。新たにまた借りると、結果的に有利子の負債が増えていきますので、よい条件であれば、借換えという方向もあるんです。いろんな面で、今経営者が試行錯誤していると思いますけれども、逆に客観的に市のほうとすれば、そういう機関と連携しながら、適切な指導をして、少しでも経営を続けていくというマインドを崩さないようにしたいと。崩してもらっては困るんです。

そして、少なからず、8月、私は立佞武多はやれると思っています。やらなければならないと思っています。多分今オリンピックも、国内だけの観戦を入れて、やはり水際対策をしっかりとしながら、国内だけでオリンピックを開催しようという機運になっています。であれば、それに呼応するごとく祭りを実施して、そのときにはやはり五所川原がにぎわうようなイベント、いろんな意味でこれから使える支援金を集中的にそこに使うことによって、少なからず今までの1年間、1年半の大変な状況がここから好転していくんだというようなものを行政が先頭になって、商工会議所、関係機関と連携しながらやっていきますので、どうぞ議員の皆様方もぜひともその辺、地域を盛り上げるために一緒になってやっていただくようお願いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○吉岡良浩副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

---

◎散会宣告

○吉岡良浩副議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時06分 散会

令和3年五所川原市議会第2回定例会会議録（第4号）

---

◎議事日程

令和3年3月5日（金）午前10時開議

- 第1 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市一般会計補正予算（第11号））から議案第36号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまで
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（22名）

1番 藤森真悦 議員	2番 花田進 議員
3番 高橋美奈 議員	4番 磯邊勇司 議員
5番 外崎英継 議員	6番 寺田幸光 議員
7番 黒沼剛 議員	8番 桑田哲明 議員
9番 山田善治 議員	10番 鳴海初男 議員
11番 松本和春 議員	12番 木村慶憲 議員
13番 成田和美 議員	14番 吉岡良浩 議員
15番 秋元洋子 議員	16番 平山秀直 議員
17番 三潟春樹 議員	18番 木村博 議員
19番 山口孝夫 議員	20番 伊藤永慈 議員
21番 木村清一 議員	22番 加藤磐 議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	飯 塚 祐 喜
財 政 部 長	櫛 引 和 雄



民 生 部 長	佐々木 秀 文
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	三 橋 大 輔
建 設 部 長	川 浪 治
上下水道部長	三 和 不二義
会 計 管 理 者	岩 川 和 雄
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	夏 坂 泰 寛
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	阿 部 徹 也
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	有 馬 敦
農業委員会会長 職 務 代 理 者	長 尾 信 彦
農業委員会理事・ 事務局長事務取扱	浅 利 寿 夫
総 務 課 長	竹 内 拓 人
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	鳴 海 新 一
福祉政策課長	伊 藤 一二三
農林水産課長	一 戸 武 二
土 木 課 長	古 川 清 彦
経営管理課長	太 田 泰 弘
教育総務課長	永 山 大 介

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川 哲
次長・議会総務 係長事務取扱	山 本 弘 隆

---

◎開議宣告

○磯邊勇司議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

---

◎日程第1 議案第4号から議案第36号まで

○磯邊勇司議長 日程第1、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてから議案第36号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてまでの33件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第4号 専決処分の承認を求めることについてから議案第25号 令和3年度五所川原市下水道事業会計予算までの22件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました22件を除く11件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎休会の件

○磯邊勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、8日から12日までの5日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5日間は休会することに決しました。

なお、6日及び7日並びに13日及び14日の都合4日間は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は15日定刻より会議を開きます。

なお、ここで私からお願いを申し上げます。東日本大震災の発生から間もなく10年を迎えます。そこで、震災で犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を表するとともに、未曾有の被害をもたらしたこの震災を記憶にとどめるため、地震の発生時刻である3月11日の午後2時46分にそれぞれの場所で黙祷をささげますようお願いを申し上げます。

---

◎散会宣告

○磯邊勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時07分 散会

令和 3 年五所川原市議会第 2 回定例会会議録（第 5 号）

---

◎議事日程

令和 3 年 3 月 1 5 日（月）午前 1 0 時開議

- 第 1 議案第 3 5 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 2 議案第 3 6 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について  
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 3 議案第 2 6 号 五所川原市手話言語条例の制定について
- 第 4 議案第 2 7 号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 2 8 号 五所川原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 2 9 号 五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 3 0 号 五所川原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
（民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 8 議案第 3 1 号 市道路線の認定について
- 第 9 議案第 3 2 号 市道路線の認定について
- 第 1 0 議案第 3 3 号 市道路線の認定について
- 第 1 1 議案第 3 4 号 市道路線の認定について  
（経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 1 2 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度五所川原市一般会計補正予算（第 1 1 号））
- 第 1 3 議案第 5 号 令和 2 年度五所川原市一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 第 1 4 議案第 6 号 令和 2 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 5 議案第 7 号 令和 2 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

- 第16 議案第 8号 令和3年度五所川原市一般会計予算
- 第17 議案第 9号 令和3年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第18 議案第10号 令和3年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計  
予算
- 第19 議案第11号 令和3年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計  
予算
- 第20 議案第12号 令和3年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第13号 令和3年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第22 議案第14号 令和3年度五所川原市高等看護学院特別会計予算
- 第23 議案第15号 令和3年度五所川原市神山財産区特別会計予算
- 第24 議案第16号 令和3年度五所川原市松野木財産区特別会計予算
- 第25 議案第17号 令和3年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算
- 第26 議案第18号 令和3年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第27 議案第19号 令和3年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算
- 第28 議案第20号 令和3年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第29 議案第21号 令和3年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第30 議案第22号 令和3年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第31 議案第23号 令和3年度五所川原市水道事業会計予算
- 第32 議案第24号 令和3年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第33 議案第25号 令和3年度五所川原市下水道事業会計予算  
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第34 議案第57号 令和3年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)
- 第35 議案第58号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第36 議案第59号 五所川原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第37 発議第 1号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第38 発議第 2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書
- 第39 発議第 3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求め  
る意見書
- 第40 総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について
- 第41 民生文教常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について

第42 経済建設常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について

第43 議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（22名）

1番 藤森真悦 議員	2番 花田進 議員
3番 高橋美奈 議員	4番 磯邊勇司 議員
5番 外崎英継 議員	6番 寺田幸光 議員
7番 黒沼剛 議員	8番 桑田哲明 議員
9番 山田善治 議員	10番 鳴海初男 議員
11番 松本和春 議員	12番 木村慶憲 議員
13番 成田和美 議員	14番 吉岡良浩 議員
15番 秋元洋子 議員	16番 平山秀直 議員
17番 三潟春樹 議員	18番 木村博 議員
19番 山口孝夫 議員	20番 伊藤永慈 議員
21番 木村清一 議員	22番 加藤馨 議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	飯 塚 祐 喜
財 政 部 長	櫛 引 和 雄
民 生 部 長	佐々木 秀 文
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	三 橋 大 輔
建 設 部 長	川 浪 治
上下水道部長	三 和 不二義
会 計 管 理 者	岩 川 和 雄

教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	夏 坂 泰 寛
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	阿 部 徹 也
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	有 馬 敦
農業委員会会長 職 務 代 理 者	長 尾 信 彦
農業委員会理事・ 事務局長事務取扱	浅 利 寿 夫
総 務 課 長	竹 内 拓 人
財 政 課 長	佐々木 崇 人
国保年金課長	藤 田 幸 大
福祉政策課長	伊 藤 一 二 三
農林水産課長	一 戸 武 二
土 木 課 長	古 川 清 彦
経営管理課長	太 田 泰 弘
教育総務課長	永 山 大 介

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川 哲
次長・議会総務 係長事務取扱	山 本 弘 隆

---

◎開議宣告

○磯邊勇司議長 議場の皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

---

◎諸般の報告

○磯邊勇司議長 議事に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法の規定に基づく定期監査、財政援助団体等監査及び例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

---

◎日程第1 議案第35号及び

日程第2 議案第36号

○磯邊勇司議長 日程第1、議案第35号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組規約の変更について及び日程第2、議案第36号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○成田和美総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案2件について、去る5日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第35号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組規約の変更についてであります。本件は組合の構成団体の一つである十和田地区環境整備事務組合の解散により、組合から脱退させる予定であること、また共同処理する事務の見直しを行うため、規約の変更が必要であり、地方自治法の規定により議決を



求めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてであります。本件は組合の構成団体の一つである十和田地区環境整備事務組合の解散により、組合から脱退させる予定であることから、規約の変更が必要であり、地方自治法の規定により議決を求めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯邊勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

---

◎日程第3 議案第26号から

日程第7 議案第30号まで

○磯邊勇司議長 次に、日程第3、議案第26号 五所川原市手話言語条例の制定についてから日程第7、議案第30号 五所川原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○松本和春民生文教常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案5件について、去る5日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果についてを御報告いたします。

初めに、議案第26号 五所川原市手話言語条例の制定についてであります。本件は手話言語に対し、理解の促進及び普及に関する基本理念等を定めるため提案するものであるとの説明があり、手話通訳者の配置状況について、イベント等への派遣について、市内で手話の必要な聾者の人数及び手話通訳者の派遣実績について等の質疑に対し、来庁者への対応のため会計年度任用職員として手話通訳者を1名任用している、地域生活支援事業に登録している手話通訳者を要請に応じイベント等に派遣することとしている、市内の手話通訳者の派遣を受けている方は6名、前年度実績で22件派遣している等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は3年ごとに介護サービス費用等の推計値を基に設定することになっている65歳以上の介護保険料を、第8期介護保険事業計画に基づき改定するため提案するものであるとの説明があり、今後の介護保険料の見込みについての質疑に対し、ピークとなる令和22年で8,550円の見込みであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 五所川原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準省令が一部改正されたことに伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者の資格に関する事項を改めるため提案するものであるとの説明があり、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法が一部改正されたことに伴い、引用条項を改めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 五所川原市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、放課後児童支援員が修了しなければならない研修に関する事項を改めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯邊勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。議案第27号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 一登壇一

議案第27号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告は原案可決でしたが、反対の討論を行います。

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みづくりとして、介護保険制度が2000年、平成12年に制定されましたが、今では保険あって介護なしとやゆされています。当初は、月額基準保険料が3,000円弱でしたが、現在では6,600円となっています。介護保険料は、国25%、県12.5%、市12.5%と公が50%、1号被保険者が25%、2号被保険者が25%と、受益者が50%負担となっています。市の介護保険の1号被保険者は、令和2年度では1万8,695人となっています。今回の改正では、100円の値上げで、12段階の区分では30円から170円の値上げとなっています。全体では、年間1,700万円との答弁がありました。たかが100円の値上げと思うかもしれませんが、コロナ禍で暮らしが大変な中での負担は大きいものがあります。さらに、介護利用者は、1割から3割の利用料負担もあります。計画では、次期の予想額が7,340円となっています。平成31年度の決算では、2億6,000万円の余剰金を積み立てています。これらの予算を使い、介護保険料のこれ以上の負担増とならないために反対します。

よって、予算委員会の議案第13号、介護保険特別会計予算にも反対しますので、議員の方々の御理解をよろしくお願ひし、発言を終わります。

○磯邊勇司議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第27号に対する反対討論がありましたので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は21名であります。

念のため申し上げます。

議案第27号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○磯邊勇司議長 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成20票

反対1票

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本件は原案のおり可決されました。投票状況をディスプレイに表示いたします。

---

議案第27号を可とする議員の氏名

1番 藤森真悦 議員	3番 高橋美奈 議員
5番 外崎英継 議員	6番 寺田幸光 議員
7番 黒沼剛 議員	8番 桑田哲明 議員
9番 山田善治 議員	10番 鳴海初男 議員
11番 松本和春 議員	12番 木村慶憲 議員
13番 成田和美 議員	14番 吉岡良浩 議員
15番 秋元洋子 議員	16番 平山秀直 議員
17番 三淵春樹 議員	18番 木村博 議員
19番 山口孝夫 議員	20番 伊藤永慈 議員
21番 木村清一 議員	22番 加藤馨 議員

否とする議員の氏名

2番 花田進 議員

---

○磯邊勇司議長 次に、ただいま議決されました1件を除く4件については、委員長の報告のおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました1件を除く4件については委員長の報告のとおり決しました。

---

◎日程第 8 議案第31号から

日程第11 議案第34号まで

○磯邊勇司議長 次に、日程第8、議案第31号 市道路線の認定についてから日程第11、議案第34号 市道路線の認定についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○木村清一経済建設常任委員長 一登壇一

改めて、おはようございます。本定例会にて経済建設常任委員会に付託されました議案4件について、去る5日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第31号及び議案第32号の2件は、いずれも市道路線の認定についてであります。この路線は大字唐笠柳字藤巻地内において宅地造成に伴い築造され、寄附採納願があった道路であり、市道認定要件を満たすものと認められることから、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、認定道路の排水計画についての質疑があり、事前に排水計画等も審査を行い、工事完了後においても検査実施し、適合と認め、通知しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 市道路線の認定についてであります。この路線は大字唐笠柳字藤巻地内において宅地造成に伴い築造され、寄附採納願があった道路であり、市道認定要件を満たすものと認められることから、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 市道路線の認定についてであります。この路線は大字唐笠柳字藤巻地内において宅地造成に伴い築造され、寄附採納願があった道路であり、市道認定要件を満たすものと認められることから、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯邊勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

---

◎日程第12 議案第 4号から

日程第33 議案第25号まで

○磯邊勇司議長 次に、日程第12、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてから日程第33、議案第25号 令和3年度五所川原市下水道事業会計予算までの22件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○秋元洋子予算特別委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。去る5日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、秋元洋子が、副委員長に黒沼剛委員が選任され、翌8日及び9日に付託されました議案22件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、当委員会は、議員全員をもって構成されており、審査の過程における主な質疑はお手元に配付いたしております委員長報告資料のとおりでありますので、議案の内容、質疑及び答弁の詳細については省略させていただき、審査結果のみを申し上げますので、御了承願います。

初めに、議案第4号 専決処分の承認を求めることについては、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第5号 令和2年度五所川原市一般会計補正予算(第12号)については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 令和2年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)及び議案第7号 令和2年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 令和3年度五所川原市一般会計予算については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 令和3年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第12号 令和3年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算までの4件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和3年度五所川原市介護保険特別会計予算については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和3年度五所川原市高等看護学院特別会計予算から議案第25号 令和3年度五所川原市下水道事業会計予算までの12件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯邊勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第4号は承認、議案第5号から議案第25号までの21件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり、13号の介護保険特別会計に反対します」

と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 はい、分かりました。ただいまの委員長報告のうち議案第13号に対し御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は21名であります。

念のため申し上げます。

議案第13号 令和3年度五所川原市介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始いたします。

(投票)

○磯邊勇司議長 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成20票

反対1票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。投票状況をディスプレイに表示いたします。

---

議案第13号を可とする議員の氏名

1番 藤 森 真 悦 議員	3番 高 橋 美 奈 議員
5番 外 崎 英 継 議員	6番 寺 田 幸 光 議員
7番 黒 沼 剛 議員	8番 桑 田 哲 明 議員
9番 山 田 善 治 議員	10番 鳴 海 初 男 議員
11番 松 本 和 春 議員	12番 木 村 慶 憲 議員
13番 成 田 和 美 議員	14番 吉 岡 良 浩 議員
15番 秋 元 洋 子 議員	16番 平 山 秀 直 議員
17番 三 瀨 春 樹 議員	18番 木 村 博 議員
19番 山 口 孝 夫 議員	20番 伊 藤 永 慈 議員
21番 木 村 清 一 議員	22番 加 藤 磐 議員

否とする議員の氏名

2番 花 田 進 議員

---

○磯邊勇司議長 次に、ただいま議決されました1件を除く21件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました1件を除く21件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第34 議案第57号から

日程第36 議案第59号まで



○磯邊勇司議長 次に、日程第34、議案第57号 令和3年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）から日程第36、議案第59号 五所川原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第57号は、令和3年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）であります。このコロナ禍にある昨今の情勢を鑑み、生活に困窮している世帯、特に子育て家庭などに対する経済的支援は急務であると考えております。また、去る2月24日に市議会至誠公明会から新型コロナウイルス対策に関する緊急要望もあり、このたび生活応援給付金制度を創設し、給付金及び支給に伴う所要の経費を予算計上するため、提案するものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,997万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ305億4,497万3,000円とするものであります。

議案第58号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第59号は、五所川原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を改めるため提案するものであります。

以上が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案3件については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の3件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○磯邊勇司議長 初めに、議案第57号 令和3年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 五所川原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第59号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第37 発議第1号

○磯邊勇司議長 次に、日程第37、発議第1号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

17番、三潟春樹議員。

○17番 三潟春樹議員 一登壇一

発議第1号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由を説明いたします。

本件は、標準市議会会議規則の改正に伴い会議規則を改正するものであり、改正の内容は多様な人材の市議会への参画を促進する観点から、本会議や委員会の欠席事由として育児、介護、看護等を明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において押印を廃止する国の政策動向を踏まえ、請願に係る署名、押印の見直しを行うものであります。

詳細につきましては、議案書のとおりでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

---

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○磯邊勇司議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います、通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第38 発議第2号

○磯邊勇司議長 次に、日程第38、発議第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 一登壇一

発議第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書の提案理由を説明いたします。

大正14年に制定された治安維持法は、国民の思想、信条、信仰の自由を奪い、戦後廃止するまでの20年間に十数万人が弾圧を受けました。再び悲惨な戦争を繰り返さないためにも、治安維持法による犠牲者に謝罪と賠償を行うことは必要であると考えます。

よって、国においては、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認め、その犠牲者に対し謝罪と賠償を行うとともに、実態を調査し、その内容を公表するよう強く求めるものであります。

詳細につきましては、議案書のとおりでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

---

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○磯邊勇司議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は21名であります。

念のため申し上げます。

発議第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書について、原案のとおり可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○磯邊勇司議長 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成11票

反対10票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。投票状況をディスプレイに表示いたします。

---

発議第2号を可とする議員の氏名

1番 藤 森 真 悦 議員	2番 花 田 進 議員
7番 黒 沼 剛 議員	8番 桑 田 哲 明 議員
9番 山 田 善 治 議員	10番 鳴 海 初 男 議員
18番 木 村 博 議員	19番 山 口 孝 夫 議員

20番 伊藤永慈 議員

21番 木村清一 議員

22番 加藤 磐 議員

否とする議員の氏名

3番 高橋美奈 議員

5番 外崎英継 議員

6番 寺田幸光 議員

11番 松本和春 議員

12番 木村慶憲 議員

13番 成田和美 議員

14番 吉岡良浩 議員

15番 秋元洋子 議員

16番 平山秀直 議員

17番 三潟春樹 議員

---

◎日程第39 発議第3号

○磯邊勇司議長 次に、日程第39、発議第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 一登壇一

発議第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提案理由を説明いたします。

加齢に伴う難聴は、日常生活を不便にし、生活の質を落とす原因の一つとなりますのですが、補聴器の価格が高額なため普及が進んでおらず、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

よって、国においては、補聴器を普及させ、高齢になっても心身共に健やかに過ごすことができる社会を実現するため、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望するものであります。

詳細につきましては、議案書のとおりでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

---

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○磯邊勇司議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第40 総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてから

日程第43 議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてまで

○磯邊勇司議長 次に、日程第40、総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてから日程第43、議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてまでの4件を一括議題といたします。

本件について、会議規則第111条の規定により、各委員長から申出がありました。申出書は、お手元のタブレット端末に配信しております。

お諮りいたします。本件は、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の4件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

◎市長挨拶

○磯邊勇司議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和3年第2回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

磯邊議長をはじめ秋元予算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提案につきましては、真摯にこれを受け止め、検討の上、今後の市政運営に反映してまいります。

本日追加提案いたしました補正予算を含め、本定例会で議決いただいた令和3年度予算は、今なお続くコロナ禍への対応として、感染症対策や市民生活、地域経済への支援に特に重きを置いた内容となっております。前例にとらわれない、これまでとは違った視点を持って全ての事業を精査し、過去10年で最小の規模となっております。引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況や、地域経済の動向を注視し、これから始まるワクチン接種に向け万全の体制を整えることはもとより、市民の皆様が行政に求めていること、これに真摯に耳を傾け、終息後の各種支援についてもスピード感を持って実施してまいります。

さて、本年5月には、いよいよ新金木庁舎が開庁いたします。これまで以上に身近で使いやすいと実感いただけるよう、地域住民の要望に対し迅速な対応を心がけ、地域に支えられ、頼られる総合支所を目指してまいります。

また、市浦地域も含めた総合支所の体制強化を段階的に図り、地域の最も身近な行政として地域の皆様とともに手を携えながら、地元へ愛着を持てる、地元へ誇れるような地域振興に取り組んでまいりますので、地域の皆様、そして議員各位の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに当たり、寒さもようやく和らぎ、日差しも増してまいりました。いよいよ春です。議員各位におかれましては、御自愛の上、市勢伸展のため、ますます御活躍されますよう祈念を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

---

◎閉会宣告

○磯邊勇司議長 これにて令和3年五所川原市議会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時01分 閉会



署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月15日

五所川原市議会議長 磯 邊 勇 司

五所川原市議会副議長 吉 岡 良 浩

五所川原市議会議員 高 橋 美 奈

五所川原市議会議員 外 崎 英 継

五所川原市議会議員 寺 田 幸 光